

地域主権時代の 「担い手」のあり方

—都道府県議会等の役割に関する実態調査—

報告書

2011年3月

はじめに

地域主権を求める声が高まっているが、一方で、地方自治を担う「受け皿」や「担い手」のあり方が問い直されつつある。中でも注目されているのが二元代表制の一つの柱である地方議会の存在である。現状、地方議会に注がれる住民の視線は厳しく、住民意思との乖離、執行機関に対する弱い監視機能、政策条例制定の少なさなど不十分な政策立案活動、形骸化する議会審議、といった指摘もある。政策方針や運営をめぐって首長との対立が先鋭化するケースも増えている。

さらに、住民に身近な基礎自治体の存在意義が高まる一方で、市町村合併、政令指定都市の増加、県を越えた広域的行政の必要性、などを背景として、都道府県という自治体単位のあり方も再検討を迫られている。しかし、各地で広域連合の動きが活発化している一方で、その中での都道府県議会の対応は明確ではない。

こうした問題意識のもと、当研究所では、2010年度の研究プロジェクトとして「地域主権時代の「担い手」のあり方—都道府県議会等の役割に関する実態調査—」を取り上げ、広域化・道州制を見据えた都道府県議会のあり方についての検討を行った。

プロジェクトの実施にあたり、都道府県議会等の活動および改革実態に対するアンケートおよびヒアリング調査を財団法人地域開発研究所に依頼し、その結果を受けて 21 世紀政策研究所として本報告書を取りまとめた。今後のわが国における地方自治、中でも地方議会のあり方を考える上で、本報告書が参考となれば幸いである。

※本報告書は 21 世紀政策研究所の研究成果であり、日本経団連の見解を示すものではない。

目 次

I	本報告書の概要	1
1.	本調査の背景	1
2.	本調査の目的	2
3.	本調査の手法	3
4.	本報告書の構成	4
II	地方議会を取り巻く議論の経緯と議会改革の現状	7
1.	地方議会を取り巻く議論の経緯	7
(1)	1990年代半ば～カラ出張による地方議員への不信	8
(2)	2000年前後～地方議員の政策立案能力の必要性	8
(3)	2000年代半ば～地方議会の無用論	9
(4)	2010年前後～首長と地方議会の対立	10
2.	昨今の議会改革の状況	11
(1)	議会が大学と連携協定を締結	11
(2)	夜間議会・休日議会を開催	12
(3)	通年議会を実施	12
(4)	議員報酬に日当制を採用	13
(5)	議員報酬の一部に成果主義を導入	13
III	都道府県議会及び政令市議会のアンケート調査概要	15
1.	都道府県議会のアンケート調査概要	15
(1)	アンケート調査の概要	15
(2)	アンケート調査結果の概要	16
(3)	政務調査費について	18
(4)	議員について	20
(5)	議会活動について	21
(6)	議会における住民参加について	28
(7)	議会改革について	34
(8)	議会事務局について	38
(9)	道州制について	43

(10) その他.....	45
2. 政令市議会のアンケート調査概要.....	48
(1) アンケート調査の概要.....	48
(2) アンケート調査結果の概要.....	49
(3) 政務調査費について.....	51
(4) 議員について.....	52
(5) 議会活動について.....	54
(6) 議会における住民参加について.....	58
(7) 議会改革について.....	62
(8) 議会事務局について.....	64
(9) 道州制について.....	68
(10) その他.....	68
IV ヒアリング調査概要.....	71
1. A県議会のヒアリング調査概要.....	71
2. B県議会のヒアリング調査概要.....	73
3. C市議会のヒアリング調査概要.....	78
4. D県議会のヒアリング調査概要.....	82
5. E市議会のヒアリング調査概要.....	85
6. F市議会のヒアリング調査概要.....	89
7. G県議会のヒアリング調査概要.....	91
8. H県議会のヒアリング調査概要.....	94
9. I県議会のヒアリング調査概要.....	98
10. J市議会のヒアリング調査概要.....	99
11. K町議会のヒアリング調査概要.....	103
12. L県議会のヒアリング調査概要.....	110
13. M県議会のヒアリング調査概要.....	116
14. N県議会のヒアリング調査概要.....	120
15. O市議会のヒアリング調査概要.....	125
16. P市議会のヒアリング調査概要.....	127
17. ヒアリング調査概要からの知見.....	129

V 地域の担い手としての都道府県議会の展望	131
1. 議員定数および報酬について	131
2. 議会報告会の充実について	132
3. 「議会マニフェスト」について.....	132
4. 議会事務局の強化について	133
5. 議会のチェック機関の設置について.....	133
6. 広域化への対応について.....	134

I 本報告書の概要

1. 本調査の背景

近年、「国から地方へ」という掛け声のもと地方分権への流れが加速していることにもない、今後、それぞれの地域が独自に決定・実施すべき政策分野が拡大することが予測されている。地方分権の一つの「受け皿」「担い手」として、現在の都道府県という単位から、将来的には道州制への移行の可能性も検討されている¹。同時に、住民に最も身近な行政を担う基礎自治体の存在意義も高まりつつある。このように、地方行政のこれまでのあり方を抜本的に見直し、新たなガバナンス形態を模索・構築していくための議論が活発化している。

2000年に施行された「地方分権一括法」²により、国と地方の関係は対等・協力の関係に変化した。その結果、地域における「自治」のあり方や担い手に注目が集まりつつある。しかしながら、依然として、自治を担うための基本的な基盤が十分に整備されていないため、現在進められつつある地方分権は、かえって行政の非効率化や住民ニーズの把握の欠如をもたらすというケースも発生させつつある。

地域の自治を担う主体としては首長、地方公務員、地方議員、住民、NPO・NGOなどを挙げる事ができる。その中で、近年、多数の改革派首長の登場と存在感の高まりにより、二元代表制のもう一方の柱である「地方議会」に焦点があてられつつある。しかしながら、地方議会に対してはマスコミ論調をはじめ否定的な見解が多くなされている。

しばしば指摘されている否定的な見解は、住民意思との乖離、執行機関への監視機能の弱さ、不活発な議員提案政策条例に見られる政策立案機能の脆弱さ、議会審議の形骸化・空洞化、などである。もちろん評価の高い地方議会も存在しているが、多くの場合、そうした指摘が的を射ていることも事実である。

そこで、本調査では、地方分権の「担い手」の一つである地方議会、とくに都道府県議会と政令市議会を主な対象として取り上げ、それらの実態調査を通じて地方主権の時代や道州制をにらんだ地方議会のあるべき姿を提示することとしたい。今回、都道府県議会と政令市

¹ 2010年12月1日、総務大臣の許可を受け、関西広域連合が発足した。関西広域連合とは、大阪府や兵庫県などの関西7府県が、救急医療連携や防災等の府県域を越えた行政課題に取り組むために、地方自治法の規定に基づいて設立された特別地方公共団体である。関西広域連合の議会は、広域連合の議事機関（議決機関）として、地方自治法で定められた条例の制定改廃、予算の議決、決算の認定等の議決事件の議決、選挙等、普通地方公共団体と同様の権限を有している（地方自治法第291条の5）。議員は、構成団体の議会において、各議会の議員から選出される。定数は20人となっている。

² 地方分権一括法の正式名称は「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」という。同法は、地方行政に関する475の法律について、一部改正または廃止が定められている改正法である。

議会に焦点をあてる理由は、次の3点である。第1に、平成の大合併を契機として政令市が増加したことにより、都道府県の存在意義が薄れている（と思われる）からである。そのため都道府県議会との対比で政令市議会も対象とする。第2に、一般論としても、都道府県議会は、必ずしも住民に身近な存在ではないと指摘され、その存在のあり方が問われているからである。第3に、本調査はアンケート調査を実施するが、都道府県議会と政令市議会に絞ることにより、その回収率を高めるためである。

2. 本調査の目的

平成の大合併と称される市町村合併により、政令市の数が増加した。地方自治法では政令市とは「政令で指定する人口 50 万以上の市」と規定されているが、実際には、将来的に人口が 100 万人以上になることが見込める大都市が認定されていた。

しかし、平成の大合併を契機に、実質的な人口要件が 70 万人まで引き下げられた。その結果、静岡市や堺市、浜松市、相模原市などが政令市に移行した。現在（2011 年 3 月時点）において、19 政令市が存在している³。こうした相次ぐ政令市の誕生により、都道府県の存在意義が問われ始め、都道府県単位を広域化・道州制化すべきとの認識も高まりつつある⁴。

都道府県の存在意義への疑問は、同時に都道府県議会のあり方を問うことでもある。例えば、大きな政令市あるいは複数の政令市を抱える道府県について、政令市選出の道府県議員の役割を疑問視する指摘⁵もある。政令市の住民も道府県税を納めている以上、道府県議会に代表者を送る必要があること、また、道府県議員として道府県域全体の利益を代表した存在していること、など、政令市選出の道府県議員の役割も十分にあると考えられる。しかし、都道府県議会（都道府県議員）の活動実態が住民にとって不透明であるという現状がある以上、こうした指摘は説得力を持ちうるのである。

以上を踏まえ、本調査は主に下記の3点を明らかにすることを目的とする。また、本調査は、地方議員「個人」単位、議会を構成する「会派」単位、「議会事務局」という組織単位、

³ 従前からの政令市を中心に、新たな大都市制度の構築に向けた提言が活発化している。横浜市・名古屋市・大阪市による大都市制度構想研究会は「道州制において「都市州」制度を創設し、3市に適用すべき」と提言している。都市州は、道州に包含されない大都市制度として、一般州から独立した制度である。一方で、川崎市は「自治特別市」を提案している。この自治特別市は、国や県からの関与をすべて廃止し、県の事務権限を全て担うことを主眼としている。

⁴ その一つのあらわれが「関西広域連合」として結実している。なお、関西広域連合の設立案には、同連合がそのまま道州制に移行しないことを盛り込んでいる。

⁵ 2006 年、民主党の前原誠司代表（当時）が政令市選出の道府県議員について「ほとんど仕事がない。神奈川県議会の半分以上が横浜市、川崎市から選ばれているのはおかしい」などと不要論ともとれる主張を展開し議論を招いた（毎日新聞、2006 年 3 月 13 日）。

のうち、調査の制度等の観点からとくに「議会事務局」という組織単位に注目して進めた。

- ① 都道府県議会の活動成果（アウトプット）に対する実態調査を通じて、現状を明らかにする。また、適宜、政令市議会も対象とする。
- ② 現状を明らかにした上で、都道府県議会が抱える問題点を抽出する。また、適宜、政令市議会も対象としていく。
- ③ 都道府県議会や政令市議会の現状を明らかにして、問題点を抽出した後、広域行政や道州制における都道府県議会や政令市議会のあり方と地方分権という視点から捉えた今後の役割について明らかにする。

3. 本調査の手法

本調査は、下記の手法を用いる。

- ① Web 検索、新聞記事・各種文献等の調査
- ② アンケート調査
- ③ ヒアリング調査
- ④ 有識者等からのコメント

まずは、Web 検索、新聞記事・各種文献等を調べることにより、既存の地方議会の実状を概略的に把握する。過去から今日に至るまで地方議会は、さまざまな局面で議論の対象となってきた。その議論の経緯を考察する。ここでは都道府県議会及び政令市議会にこだわらず、市区町村議会も含めて、幅広く地方議会の現状に関する情報を収集する。特に、後述するアンケート調査やヒアリング調査に資するため、既に議論されている内容を把握し整理する。

次いで、47 都道府県議会と 19 政令市議会を対象にアンケート調査を実施する。このアンケート調査により、都道府県議会と政令市議会の役割に関する実態面を定量的に把握する。

その後、Web 検索、新聞記事・各種文献等による情報収集と、アンケート調査によって明

明らかになった特徴的な地方議会を中心にヒアリング調査を実施することで、定性的に実態を把握する。そして、アンケート調査とヒアリング調査により、都道府県議会や政令市議会の実態が明らかになった後で、適宜、有識者や地方議員にインタビュー調査を実施する。

一連の調査の結果、アンケート調査とヒアリング調査により、実態を把握し問題点を抽出し、地方分権における地方議会のあり方や道州制に向かう中での地方議会の方向性を提案する。

本報告書は、21世紀政策研究所（佐々木孝明主任研究員）と財団法人地域開発研究所（牧瀬稔主任研究員・山本聖子研究員）により作成している。報告書全体の監修は21世紀政策研究所が行い、財団法人地域開発研究所はアンケート調査とヒアリング調査を中心に担当した。また、報告書をまとめる際には、下記の学識者から意見を得た。

- ・上崎正則・株式会社時事通信社解説委員
- ・江藤俊昭・山梨学院大学法学部教授
- ・廣瀬克哉・法政大学法学部教授

4. 本報告書の構成

本報告書の概要は、下の流れのとおりである。

I 本報告書の概要

- ・ 本調査は、地方分権の「担い手」の一つである地方議会を調査対象として取り上げる。特に都道府県議会と政令市議会を対象とする。
- ・ 都道府県議会に限定した理由は、第1に、平成の大合併を契機として政令市が増加したことにより、都道府県の存在意義が薄れている（と思われる）からである。そのため都道府県議会との対比で政令市議会も対象とする。第2に、一般論としても、都道府県議会は、必ずしも住民に身近な存在ではないと指摘され、その存在のあり方が問われているからである。第3に、本調査はアンケート調査を実施するが、その回収率を高めるためである。
- ・ 本調査では、地方分権の「担い手」の一つである地方議会、とくに都道府県議会と政令市議会を主な対象として取り上げ、それらの実態調査を通じて地方主権の時代や道州制をにらんだ地方議会のあるべき姿を提示することとしたい。



II 地方議会を取り巻く議論の経緯と議会改革の現状

- Web 検索、新聞記事・各種文献等の調査手法を活用し、都道府県議会や政令市議会を含めた地方議会を取り巻く議論の経緯を考察した。また、昨今の議会改革として、特徴的な地方議会の事例を取り上げた。
- これらの事前調査を参考として、地方議会に関する過去の経緯と現状を把握し、都道府県議会と政令市議会を対象としたアンケート調査の設問の設計を行った。

III 都道府県議会及び政令市議会のアンケート調査概要

- 47 都道府県議会と 19 政令市議会を対象にアンケート調査を実施した。このアンケート調査は、それぞれの議会の役割に関する実態面を定量的に把握することが目的である。
- 都道府県議会と政令市議会ともに回収率は 100%である。アンケート調査により、議員活動や議会活動、議会における住民参加、議会改革等の現状が把握できた。

IV 議会事務局へのヒアリング調査概要

- 上記のアンケート調査により、定量的に都道府県議会等の現状を把握できた。次いで、都道府県議会と政令市議会をはじめ、市町議会も含め特徴的な地方議会を対象に含めヒアリング調査を実施した。16 議会を対象とし、地方議会の現状を定性的に把握した。
- ヒアリング調査により、明らかになったことは、議会基本条例が制定されている議会が、比較的、議会改革がスムーズに進んでいることが見受けられた。また、住民に向けての議会報告会や出前県議会が活発に実施されている地方議会ほど、革新的な取り組みが多いことも把握できた。

有識者からコメント

- 上崎正則・株式会社時事通信社解説委員
- 江藤俊昭・山梨学院大学法学部教授
- 廣瀬克哉・法政大学法学部教授



V 地域の担い手としての都道府県議会の展望

- 地域主権の一つの「担い手」として都道府県議会の論点の整理を行い、これからの都道府県議会等の方向性として、6 点に絞り提案した。
- それは、①議員定数および報酬について、②議会報告会の充実について、③「議会マニフェスト」について、④議会事務局の強化について、⑤議会のチェック機関の設置について、⑥広域化について、である。

Ⅱ 地方議会を取り巻く議論の経緯と議会改革の現状

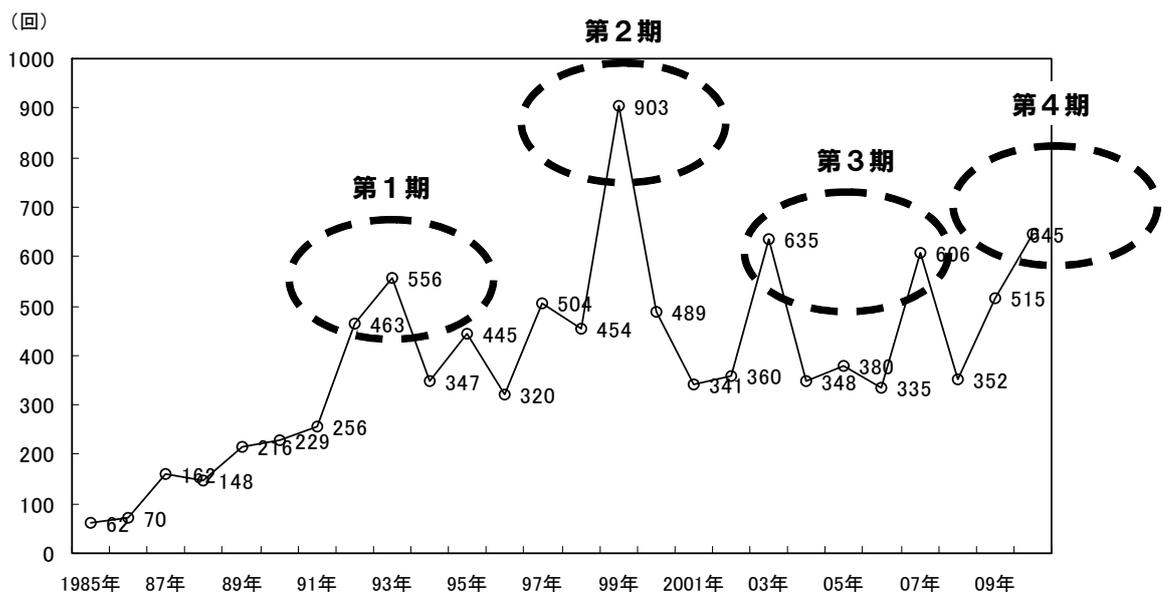
本章では、都道府県議会・政令市議会のみならず市区町村議会も含めて、地方議会を取り巻く議論のこれまでの経緯と昨今の議会改革の現状についての整理を行った。市区町村議会を含める理由は、地方議会改革が主に小規模議会を中心に活発化しており大規模議会ではまだ一部にとどまっているからである。

1. 地方議会を取り巻く議論の経緯

近年、一部の自治体（阿久根市や名古屋市など）での首長と地方議会の対立がマスコミ等で頻繁に報道されたことを契機として、急に地方議会に対して関心が集まるようになった印象があるが、実は、この傾向は近年だけのことではなく 1990 年代半ばから生じていた。

地方議会への関心の高まりは、大きく 4 つの時期に分けることができる。第 1 期が 1990 年代半ば、第 2 期が 2000 年前後、第 3 期が 2000 年代半ば、そして第 4 期が 2010 年前後、である。図表 1 は、主要紙において「地方議会」という語句（キーワード）が 1 年間に登場した回数をグラフにしたものである。以下、それぞれの時期のマスコミ報道から、地方議会（地方議員）を取り巻く環境の変化を概観する。

図表 1 主要紙における「地方議会」という語句の 1 年間における登場回数



注) 朝日新聞、産経新聞、毎日新聞、読売新聞の合計である。

(1) 1990年代半ば～カラ出張による地方議員への不信

図表1から明らかなように、1990年代半ばから急激に「地方議会」という語句の登場回数が拡大している。その大きな理由は、尼崎市議会（兵庫県）の全議員による「カラ出張」が問題となったからである。このカラ出張が住民をはじめマスコミ等から糾弾されたことにより、尼崎市議会は解散特例法⁶の第2条による自主解散を選択する事態となった。

尼崎市議会に端を発したカラ出張問題は、全国の地方議会にまで波及・拡大することになった。特に地方議員の高額な海外行政視察や国内の行政視察のあり方が問われ、また旅行者が代筆する報告書の実態も明らかになった。市民オンブズマンなどの厳しい非難の高まりもあり、多くの地方議会は、海外視察の中止をはじめ視察報告書の全面公開の実施といった対応を行った。

このように、1990年代半ばの特徴は、地方議会（地方議員）の不祥事による関心の高まりであったと言えよう。

(2) 2000年前後～地方議員の政策立案能力の必要性

2000年前後は、地方分権への意識の高まりと、それともなう地方議会（地方議員）の持つ政策立案能力の実情とあり方に対する注目が集まった時期である。

例えば、1998年には全国都道府県議会議長会の中に設置された都道府県議会制度研究会が「地方分権と都道府県議会について」および「都道府県議会の新たな運営を目指して」の提言を公表している。前者では、政策提言能力の強化や議員の審議能力の強化などの必要性を訴え、後者では、審査資料の充実や議会の附属機関の設置などを提言している。

また、同年には全国市議会議長会都市行政問題研究会が『地方分権と市議会の活性化』に関する調査研究報告書を提言した。さらには、この時期、全国町村議会議長会の地方（町村）議会活性化研究会の「町村議会の活性化方策に関する報告書」をはじめ、地方6団体が議会改革に対してさまざまな提言を行った。

地方分権一括法を契機としていくつかの改革も行われ、条例提案に要する議員数を従来の「8分の1以上」から「12分の1以上」に引き下げられ、少数会派でも独自の条例案を議会に提出しやすくなった。この要件緩和により、小金井市議会（東京都）の2人で構成される

⁶ 解散特例法の正式名称は「地方公共団体の議会の解散に関する特例法」という。同法の第2条は「議会の解散」を規定しており、「地方公共団体の議会は、当該議会の解散の議決をすることができる」と明記してある。そして、同条第2項には「前項の規定による解散の議決については、議員数の4分の3以上の者が出席し、その5分の4以上の者の同意がなければならない」と記されている。

会派が議員提案政策条例を立案し成立をみている。

(3) 2000年代半ば～地方議会の無用論

2000年半ばに入ると、再度、地方議会（地方議員）が「不祥事」により注目を集めることになる。具体的には、2006年12月に発覚した目黒区議会議員の大多数が政務調査費⁷を不正に使用もしくは私的流用をしているとオンブズマンが主張したことにはじまった一連の事件である⁸。同事件により、公明党目黒区議団全員が政務調査費を返還した上で辞任することとなった。

政務調査費の目的外使用は、目黒区議会に限ったことではない。この事件を受けて、全国的に政務調査費に関する住民監査請求や訴訟・刑事告発が増加した。都道府県議会においては、岩手県議会、宮城県議会、神奈川県議会、長野県議会、京都府議会、大阪府議会、鳥取県議会の7府県議会は、政務調査費の使用について違法・不当と認定された事例があった。

これらの内容は「スナックでの飲食、登山用具の購入、運転代行料の支出など請求の一部に不当な支出があるとして住民監査請求を受け返還勧告」（岩手県議会）、「会派議員の親族を支部職員として雇用しその給与に政務調査費を充当しているとか、不必要な旅費に政務調査費を充当しているなどと提訴され、一部不当と認定」（長野県議会）、「飲食代の一部や化粧品または薬用品と思われる商品の購入について不当と認定議会」（鳥取県）などである。

また2006年には夕張市（北海道）の財政が破綻し、マスコミを賑わすこととなった。夕張市議会が執行機関への監視機能を欠いていたことも破綻要因の一つとして責められるなど、市議会の責任論や無用論が登場するようになった。

さらには、同年には、福島県、和歌山県、宮崎県などで起きた官製談合などの不祥事により、地方議会（地方議員）は執行機関の不正を監視できなかったとして疑問符がつけられることになり、全国的に地方議会の役割に対する注目が集まった⁹。

⁷ 2000年に地方自治法が改正され、地方議会の議員の調査研究に必要な経費の一部として、議会における会派または議員に対して、「政務調査費」を交付することができることになった。政務調査費とは、地方議会の議員が政策調査研究等の活動のために支給される費用である。

⁸ 目黒区オンブズマンが目黒区議長と公明党目黒区議団に支給された2005年度の政務調査費約595万円が使途基準に反しているとして返還を求めて住民監査請求をした自県である。公明党目黒区議団は不適切な支出を認め、約772万円を返還した上、同区議団6名全員が辞職した。また、区議長は約2万7000円分の報告を修正し、議長職を辞任した。住民監査請求によれば、公明党目黒区議団は、ガソリン代・洗車代・整備代や、研修費（バス旅行）や日帰り旅行での食事代に政務調査費を使っていることが政務調査費の領収書から判明した。また、区議長は年賀はがき代やガソリン代、「ボディーピロー（腰当て用クッション）」代まで政務調査費を使っていることが判明している。

⁹ 2003年において、「地方議会」の登場回数が多いのは、グレートサスケ議員の覆面着用問題による。グレートサスケ議員が岩手県議会への当選により、「覆面は議会の品位を汚す」という議論が多くなってい

(4) 2010 年前後～首長と地方議会の対立

2010 年前後（今日）になると、首長と地方議会の対立が耳目を集め、再度「地方議会」という語句が紙面を賑わせている。例えば、阿久根市（鹿児島県）では、市長が議会を招集しないと宣言し、一時は議会が開けない状態となった。その中で本来は議会が議決する案件を市長が専決処分で決めてしまうという事態が起り、市長へのリコール署名が成立することとなった。

また、名古屋市（愛知県）では市長が主導して議会の解散を求める署名運動が展開された。さらに、防府市では当選した市長が、選挙時のマニフェストで掲げた市議会議員の定数半減という公約に基づく条例改正案を議会が否決したことに、市民から再度、条例改正案を提出する要請の署名活動が行われた。このように、首長の行動が契機となって、住民も巻き込んだ形での首長と地方議会の対立関係が全国的に拡散している。

一方、首長と地方議会の新しい関係を模索する動きも登場しつつある。大阪府の橋下知事は、議会の反対で知事が公約した政策が効率的に実施できないことを問題として、議員の中から副知事や行政の幹部職員を任命して、知事の内閣を組織し、知事と議会が一体となって行政を運営していくことができる「議会内閣制」¹⁰を提案している。

このように 2010 年前後の地方議会への注目は、地方議会（地方議員）の不祥事によるものではなく、首長と地方議会の対立関係を契機としたものであるが、新しい地方議会像を探る動きへと発展もみられるなどの特徴を有している。その意味では、地方議会の存在意義が次の段階に入りつつあると指摘できる¹¹。

以上、第 1 期と第 3 期は地方議会（地方議員）の不祥事、第 2 期と第 4 期は地方議会（地

る。議員本人は覆面をつけたまま議会に出席することを公約した上での当選であったが、増田寛也岩手県知事（当時）が覆面を外すべきとの発言をしたため、ニューヨーク・タイムズが写真付きで報じるなど、大きな話題となった。岩手県議会では一部党派が覆面着用は「議会の品位を損なう」ものとして問題視し、「議場での覆面着用禁止の会議規則改正案」を提出した。約 2 ヶ月に渡って状況は混乱したが、同法案は記名投票で可否同数となり、藤原良信議長による議長決裁で否決（岩手県議会での議長決裁は 55 年ぶり）、覆面着用が容認されることになった。

¹⁰ 大阪府の橋下知事の構想では、市長とともに、議員が兼職する副市長や部長らで「内閣」を構成する。そして執行部入りした議員が予算案をはじめ議案の企画段階から関与し、内閣として議案を提出することを目指している。なお、2010 年 11 月には、半田市議会（愛知県）の新美保博議長ら市議 4 人は、市議が副市長や部長を兼務し、予算編成に携われる「議会内閣制」を認める構造改革特区案を内閣府に提案申請している。

¹¹ また、地方分権一括法以降、一貫して地方議会の政策立案機能が機能していない点も指摘されている。例えば、朝日新聞社の調査結果によると、62 議会（47 都道府県と 15 政令市）のうち、2006 年までの 10 年間で 4 割近くの議会は議員提案による条例の成立状況が 0 本であり、1 本だけでも 2 割強となっている（朝日新聞、2007 年 3 月 11 日）。

方議員)の本来的な役割、が中心的な関心事項であった。特に第4期にあたる今日では、地域の自治の担い手としての地方議会の役割がどうあるべきか、さまざまな立場からの議論が展開されている。

以下、2010年前後から見られる地方議会の改革の現状についての整理を行う。

2. 昨今の議会改革の状況

昨今、多くの地方議会で議会改革が進んでいる。例えば、一問一答方式の導入、本会議場での対面演壇の採用、模擬議会の開催など、議会審議の活性化に向けた取り組みがなされている。また、住民参加を促すために、「出前議会」を開催する地方議会も増えつつある。多摩市議会(東京都)の場合、市内各地で「出前委員会」¹²を開催し、計400人以上の市民から意見を聴取し、議会基本条例案に反映させている。

自治体議会改革フォーラム¹³の調査によると、こうした改革は57.7%の地方議会で「取り組み終了」か「検討中」と回答している(1,527議会が回答)。また、2011年1月10日現在、163議会において議会基本条例¹⁴が制定されている。以下では、地方議会改革のトピックスをいくつか紹介する。

(1) 議会が大学と連携協定を締結

執行機関と大学が連携協定を締結する事例が増加している。政府の都市再生本部が2007年に実施した「大学と地域との取組実態についてのアンケート調査結果」によれば、2007年時点で既に203の協定締結が存在している。執行機関にとっては、大学の持つ「知」の活用を意味し、さまざまな政策に反映させていくというメリットがある。しかしながら、こうした連携締結は、地方議会が直接的に関わっているわけではない。

そこで、昨今では地方議会と大学が連携協定を締結する事例も登場してきた。全国の先駆

¹² 多摩市議会では、「議会基本条例」(2010年9月施行)の策定に向けて広く市民の声を集めようと、2008年5月から同条例制定を検討する特別委員会を「出前委員会」として市役所外で開き、市民との対話を積み重ねてきた。超党派の市議による街頭演説で市民の参加を呼び掛け、曜日や場所、規模を変えるなどの工夫を行い、計15回の開催で市民400人以上が参加した。

¹³ 自治体議会改革フォーラムは、自治体議会を、市民、議員、長等の自由な討論による「民主主義の広場」へと変えるため、市民活動や自治・分権、自治体改革、条例づくりなどに取り組んできた、市民や研究者らの呼びかけで、2007年1月25日に発足(呼びかけ人代表:廣瀬克哉・法政大学教授)した団体である。

¹⁴ 議会基本条例は、自治に基づく地方議会運営の基本原則を定めた条例である。2006年5月18日に施行された栗山町(北海道)の「栗山町議会基本条例」が最初と言われている。同条例は、年1回の議会報告会の開催を義務化し、議員の質問に対する町長や町職員の反問権の付与や議員相互間の自由討議の推進などを規定しており、画期的な条例である。

けとなったのは、昭和町議会（山梨県）である。同議会は、公共政策を調査・研究する山梨学院大学の「ローカル・ガバナンス研究センター」との間で議会改革に関する連携協定を締結した。地方議会は大学教授らの専門知識や学生の感性を吸収でき、大学側は実際の地方議会を学生に学ばせることができるという相乗効果が期待されている。

茨木市議会（大阪府）は、龍谷大学（京都市）との間で「地域人材育成に係る相互協力に関する協定」を締結した。主に地方分権に関する先進事例などの研究に取り組む同大大学院法学研究科・経済学研究科との共同運営プログラム「NPO 研究コース」との連携を想定し、市議や職員の研修や政策課題の検討などに生かす方向である。

このような動きは、さいたま市議会（埼玉県）と埼玉大学、会津美里町議会（福島県）と福島大学など、といったように他の地方議会にも広がりつつある。

（2）夜間議会・休日議会を開催

七ヶ浜町議会（宮城県）は、2009年の6月定例会から夜間議会を実施している。宮城県内では本吉町（2009年9月に気仙沼市へ編入合併）に次いで2例目の取り組みとなる。町議会事務局によると、年4回の各定例会に1日ずつ開催日を設ける。2009年の6月議会では、初日の午後6時半から開き、議員3人が一般質問した。昼間は仙台市など近隣自治体で働いている町民も多いことから、夜間議会の開催で少しでも傍聴者が増えることを期待しての実施である。夜間議会は、会津若松市議会、小樽市議会など、多くの地方議会でも実施されている。

御船町議会（熊本県）は、休日議会を実施する方針である。休日議会とは、字の如く休日に議会を開催することを意味する。その理由は、休日議会も夜間議会と同様に、仕事などで平日に傍聴できない住民に傍聴に来てもらうためである。御船町議会では、以前から住民による「夜間や休日に開会してほしい」との要望が出されていたことを受けての実施である。なお、御船町議会は2010年3月に、熊本県内初となる「通年議会」を盛り込んだ議会基本条例¹⁵を制定している。

（3）通年議会を実施

白老町議会（北海道）は、全国初の試みとして、2008年6月より従来は年4回に分けて開

¹⁵ 御船町議会基本条例は、第6条で「会議は、年間を通じて開会する通年議会とする」と謳っている。また、町民と議会との関係については、第9条に「あおぞら会議」という規定を設け、「議会は、町民と町政全般にわたる意見交換を行い、その意見を町政に反映させるため、あおぞら会議を開催する」と明記している。

いてきた定例会を「通年議会」に変更した。会期を1月から12月の一年間とし、閉会期間がなく、招集手続きも不要となった。議長判断で議会が再開できるため、迅速な審議ができ、議会の活性化につながるとされる。また、通年議会は災害発生時などに即座に議会活動を展開でき、執行部に対する監視機能の強化も期待される。ほかにも蔵王町議会（宮城県）などでも通年議会制が採用されている。

三重県議会も2008年に都道府県議会としては初めてとなる通年議会を導入した。従来の年間4会期制を2会期制に改め、会期の総日数を約110日から約230日に変更した。会期が増えた分は議員間の議論に充てているため、首長などの拘束期間が増えるわけではなく、行政の執行に支障は起きていない。これにより、議長の権限でいつでも本会議が開けるようになり、緊急の課題について素早く対応することが可能になっている。さらに、会期を心配せずに審議を尽くせるようになり、議員間の討議が活発になるという効果もみられる。

（4）議員報酬に日当制を採用

矢祭町議会（福島県）は、議員報酬の「日当制」を2008年に導入し、「一日3万円」であった報酬を「議員活動日数」に掛けた額に変更した。これにより、2007年度に3,473万円だった報酬総額は、2008年度においては1,206万円と3分の1近くに激減した。1人当たり年間報酬額の約120万円は全国で最も低い水準となった。2008年度の場合、全議員出席の定例会などが33日間で、これに委員会の日数などが加わって算定された。最高額の議長は60日間で180万円、最低は34日間の102万円となっている。

議員報酬に日当制を採用することには賛否両論がある。報酬の削減により費用が圧縮できる一方で、議員はボランティアという位置づけになる可能性がある。その結果、議員になれるのは、一部の事業家や資産家だけの特権階級になるという危惧も指摘される。

こうした日当制を採用する地方議会は他には存在していないが、一時、阿久根市（鹿児島県）において竹原信一前市長が専決処分で実施した事例がある（一律1日1万円）。しかし、現在の西平良将市長は、議会の議員報酬を日当制から月額制に戻す条例案を臨時議会に提案することで、議員の日当制は廃止になった。

（5）議員報酬の一部に成果主義を導入

五木村議会（熊本県）は、議員報酬の一部に成果主義の導入を実施している。通常の報酬である月額21万3千円（一般議員）の8割を基本給として毎月支給し、残りは成果報酬分

として評価結果に応じて年度末に一括支給するという仕組みである。議員の活動実績は、評価委員会によって3段階評価（「優秀」「良好」「普通」）される。評価委員は「外部から圧力や働きかけがある恐れがある」などの理由で公表されていない。

なお、この成果主義の導入については、否定的な見解も多い。例えば、議員報酬に民間のような成果主義はなじまない、成果給目当ての質問やパフォーマンスが増える、議員の働きを評価するのは、本来は有権者であってあくまで選挙によって行われるべき、など。また、経費節減が目的であるならば、全議員の報酬を減らすか、議員定数を減らすべきという指摘もある¹⁶。

以上のように、さまざまな議会改革が展開されているが、ほかにも、議長マニフェストの提示（神奈川県議会、三重県議会等）、議会における附属機関の設置（三重県議会等）、議会事務局の体制強化や議員研修の充実、などの取り組みがある。佐井村議会（青森県）では2003年、過去1年間に質問した事項であれば事前通告なしにその後の経過を執行部に問いただせる、という全国でも珍しい「追跡質問」制度が導入されている。

こうした地方議会改革の動きと並行して、さまざまな組織が議会改革の進捗状況をランキング評価し発表する事例が増えている。例えば、早稲田大学マニフェスト研究所による「議会改革度調査」、日本経済新聞社産業地域研究所による評価、などがある。

一方、各地方議会がこれらの評価を気にするあまり、議会改革そのものが自己目的化し住民不在となってしまう懸念も指摘されている。その意味では、現在進められている議会改革の状況を冷静に捉えることが必要である。

¹⁶ 五木村など小規模自治体では、地方自治法の規定に基づいて議会を置かず、村民の「総会」を開くという手段もある。

Ⅲ 都道府県議会及び政令市議会のアンケート調査概要

本調査では、47 都道府県議会と 19 政令市議会を対象に、地方議会の役割に関する実態を定量的に把握することを目的としてアンケート調査を実施した。本章はそのアンケート調査結果の概要である。

1. 都道府県議会のアンケート調査概要

(1) アンケート調査の概要

○アンケート調査の目的

地方分権の進展と将来的な道州制の導入を見据え、今後は、それぞれの地方自治体が独自に決定すべき政策分野が拡大することが予想される。同時に、そのための基盤・受け皿としての「担い手」（首長、地方公務員、地方議員、住民など）及びそれらを取り巻く制度のあり方が問われている。自治を担う基盤が未整備・未成熟である中での地方分権は、行政の非効率化や住民ニーズの把握の欠如をもたらすものと考えられる。

自治の担い手は多々あるが、その担い手の一つとして地方議会の存在が考えられる。そこで、本調査は地域主権時代の担い手のあり方に関する調査の一環として行うものであり、特に都道府県議会における議会活動及び議員活動、議会における住民参加等の現状を明らかにすることを目的とする。

○調査項目

- ・ 議員活動について
- ・ 議会活動について
- ・ 議会における住民参加について
- ・ 議会における議会改革について
- ・ 議会事務局について
- ・ 道州制について
- ・ その他

○調査対象及び回収結果

・ 母集団

47 都道府県議会に対し、アンケート調査票を送付（郵送及び電子メール）。その後、回答のなかった都道府県に対し、再度、アンケート調査票を送付（郵送及び電子メール）。

・ 標本数

47 都道府県議会（100%）

○調査期間

2010 年 8 月 4 日～2010 年 8 月 25 日

○調査実施機関

財団法人地域開発研究所研究部

（2）アンケート調査結果の概要

○政務調査費について

- ・ 政務調査費の平均は月額約 34.5 万円程度である。
- ・ 東京都が月額 60 万円で最も多い。一方で最も少ないのは徳島県の月額 20 万円となっている。

○議員について

- ・ 議員の年齢構成は、30 歳代が 5.7%、40 歳代が 15.4%、50 歳代が 30.2%、60 歳代が 38.9%、70 歳代が 9%となっている。50 歳代と 60 歳代で全体の約 7 割を占めている。
- ・ 議員の当選期構成は、1 期が 27%、2 期が 22.7%、3 期が 18.3%、4 期が 13.2%、5 期が 8.5%、6 期が 5.1%、7 期が 2.7%、8 期以上が 2.5%となっている。1 期～4 期までが全体の約 8 割を占めている。

○議会活動について

- ・ 議長の任期は、8 議会が「決まっている」と回答した。一方で「決まっていない」と回答したのは 39 議会である。
- ・ 議員間討議は「委員会で行われている」が 19 議会であり、「本会議で行われている」が

3 議会となっている。一方で「行われていない」との回答が 23 議会となっている。

- ・ 反問権¹⁷は 5 議会において認められている。一方で 42 議会が認められていない。一問一答制は 19 議会が導入している。そして 28 議会が一問一答制を導入していない。

○議会における住民参加について

- ・ 議会における参考人・公聴会の制度については、25 議会が設けている。一方で、15 議会が設けていない。
- ・ 常任委員会への住民の傍聴については、43 議会が傍聴できると回答している。傍聴できないとする議会はなかった。
- ・ 傍聴者への資料提供は、35 議会で行われている。一方で 4 議会が提供していない。
- ・ 議案に対する（議員個人の）賛否の公開について、「全面公開している」と回答したのは 8 議会であり、「一部公開している」が 6 議会となっている。一方で「公開していない」が 25 議会ある。
- ・ 議案関連資料の公開は、45 議会で行われている。一方で公開していないのは 1 議会であった。
- ・ 本会議及び委員会の、土曜・日曜・夜間開催を行っている議会は茨城県議会（日曜開催）のみである。一方で 46 議会が行っていないと回答した。

○議会改革について

- ・ 議会改革に対する取り組みとして、最も多いのは「議会に関するホームページの充実」が 47 議会となっている。次いで「議会改革推進組織の設置」が 21 議会である。議会基本条例は 11 議会が制定している。
- ・ これからの議会に必要なことは「議会の立法・政策能力の向上」が最も多く 33 議会となっている。次いで「執行機関に対する監視機能」が 29 議会となっている。
- ・ 地方議会議員年金¹⁸の改正または廃止に関する決議については、「決議をしている」との回答はなく、「決議はしていない」が 47 議会であった。

¹⁷ 反問権とは、首長ほか執行部の職員が、議長の許可により、議員の質問に対して論点・争点を明確にするため、議員の一方的な質問に答えるだけでなく、逆に聞き返すことができる権利のことである。この反問権により、議員はより責任を持った発言が増えると期待されている。

¹⁸ 政府は、積立金不足で破綻が予想される地方議会議員年金制度を廃止する方針を固めた。現行制度の廃止に伴う清算措置として受給資格を持つ在職 12 年以上の地方議員は一時金か、年金受給の選択制をとる。一時金については退職時に納付金（掛け金）の 7 割前後を一括返還する方向で検討している（毎日新聞、2010 年 10 月 24 日）。

○議会事務局について

- ・ 都道府県議会の議会事務局では、平均して約 40 人の正規職員、約 9.8 人の非正規職員がおり、政策条例の立案に携わったことがある職員は、平均して約 2.6 人いる。
- ・ 外部からの人材の採用については、東京都議会のみ実績があり、そのほか回答のあった 46 議会は実績がなかった。
- ・ 有料の行政ニュースについては、22 議会が関心を持ち、15 議会は関心がなかった。関心のあるニュースは、議会改革（37 議会）、議員立法（30 議会）、議員定数（14 議会）の順であった。

○道州制について

- ・ 道州制については、プレゼンスが「拡大する」とした回答は 3 議会であり、「縮小する」としたのは 7 議会であった。多くの回答は「回答不可」や「どちらとも言えない」「現時点では制度の内容が明らかでなく、分からない」「不明」などであった。

○その他

- ・ 議員定数については、「現在の定数が適正である」が 9 議会となっている。
- ・ 議員報酬を削減すべきだとの意見については、「現在の報酬が適正である」が 16 議会となっている。
- ・ 議員の兼業については、「兼業は必要である」という回答が 6 議会であり、「専業が望ましい」が 4 議会となっている。

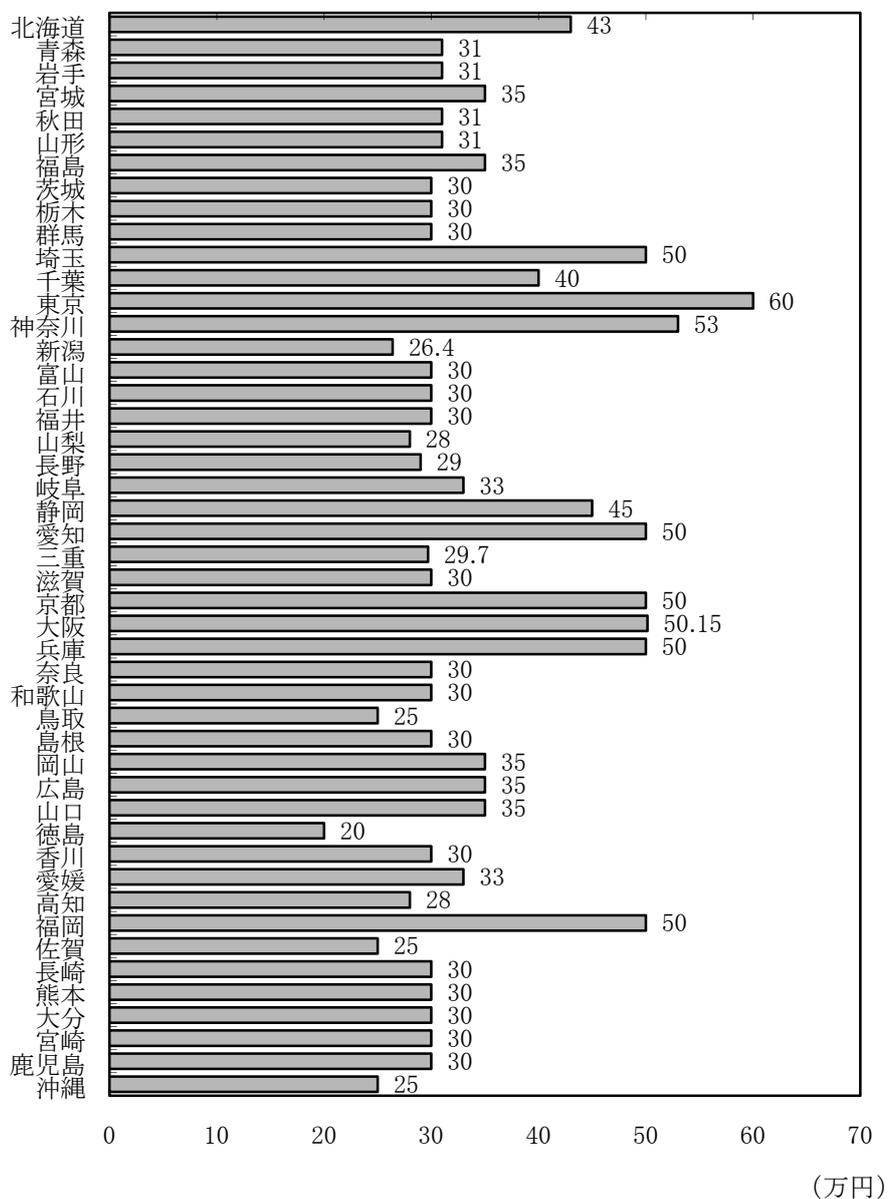
以下では、各回答の結果を記していく。

(3) 政務調査費について

- ・ 政務調査費は、その平均は月額約 34.5 万円程度である。
- ・ 東京都が月額 60 万円でも多い。一方で最も少ないのは徳島県の月額 20 万円となっている。

【問】 議員一人当たりの政務調査費の金額をご記入ください。

図表 1 都道府県議会別政務調査費（月額）



【問】 政務調査費の支払方法について（複数回答）

- ・ 議員個人 : 9 議会
- ・ 会派単位 : 16 議会
- ・ 会派及び議員個人 : 19 議会
- ・ その他 : 4 議会

神奈川県、福井県、石川県

大阪府：会派及び会派及び議員の選択制、会派ごとに配分額決定

【問】 政務調査費制度について取り組まれていることがあれば対象となる項目すべてに○をつけてください（複数回答）

図表 2 政務調査費について

選択肢	都道府県議会
収支報告書への領収書等の添付義務付け	47
収支報告書とともに実績報告書の提出を義務付け	18
政務調査費の監査を外部委託している	0
政務調査費の使用用途を公開している	28
その他	5

*その他の回答

長野県：政務調査費マニュアルを策定し使途の透明性確保を図っている。

奈良県：海外・県外調査に限り、活動記録簿の提出を義務付けている。

兵庫県：平成 22 年 9 月議会において全ての領収書等の添付を義務付ける条例改正を行う予定である。

京都府：領収書及び活動報告書以外にも下記について添付することを議長が求めている。

①調査研究費：府外調査時の行程表・経費内訳 ②研修費：研修会・講演会参加の案内次第 ③会議費：会議開催時の開催案内 ④広報費：印刷成果物

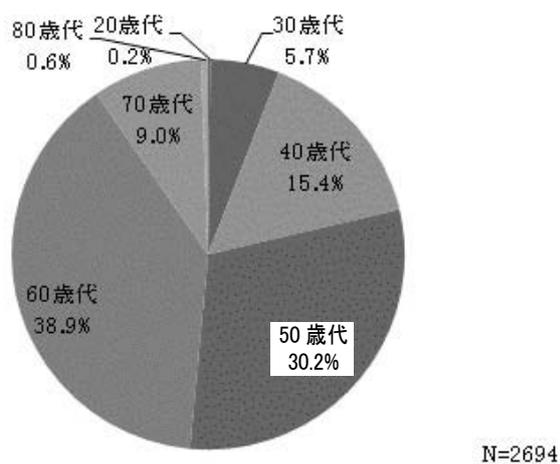
福井県：県外での調査、研修、陳情等については報告書の提出を義務付けている。

(4) 議員について

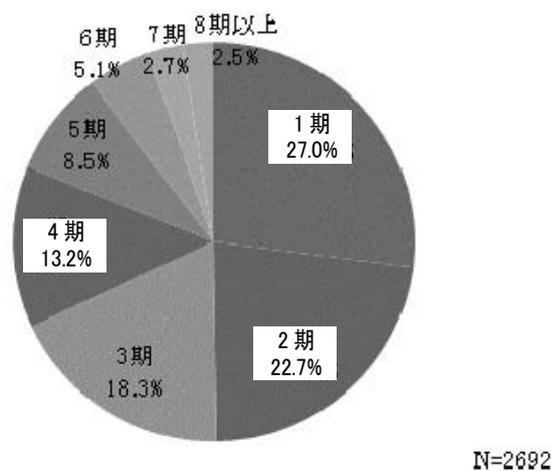
- ・ 議員の年齢構成は、30 歳代が 5.7%、40 歳代が 15.4%、50 歳代が 30.2%、60 歳代が 38.9%、70 歳代が 9%となっている。50 歳代と 60 歳代で全体の約 7 割を占めている。
- ・ 議員の当選期構成は、1 期が 27%、2 期が 22.7%、3 期が 18.3%、4 期が 13.2%、5 期が 8.5%、6 期が 5.1%、7 期が 2.7%、8 期以上が 2.5%となっている。1 期～4 期までが全体の約 8 割を占めている。

【問】議員の年齢構成及び当選期構成をご回答ください。

図表3 議員の年齢構成



図表4 議員の当選期構成



(5) 議会活動について

- ・ 議長の任期は、8議会が「決まっている」と回答した。一方で「決まっていない」と回答したのは39議会である。
- ・ 議員間討議は「委員会で行われている」が19議会であり、「本会議で行われている」が3議会となっている。一方で「行われていない」との回答が23議会となっている。
- ・ 反問権は、5議会において認められている。一方で42議会が認められていない。
- ・ 一問一答制は、19議会が導入している。一方で、28議会が導入していない。

【問】議長の任期は決まっていますか。

図表5 議長の任期について

回答	議会数	都道府県議会名
a.決まっている	8	北海道、秋田県、長野県、三重県、京都府、奈良県、山口県、宮崎県
b.決まっていない	39	青森県、岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、群馬県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、岐阜県、静岡県、愛知県、滋賀県、大阪府、兵庫県、鳥取県、和歌山県、岡山県、島根県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県、沖縄県

*議長の任期が決まっている場合の任期は

- ・任期は2年：6議会（北海道、秋田県、三重県、京都府、山口県、長崎県）
- ・任期は1年：2議会（長野県、奈良県）

【問】議員間討議は行われていますか（複数回答）。

a. 委員会で行われている：19議会

岩手県、宮城県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、神奈川県、富山県、長野県、静岡県、三重県、京都府、大阪府、滋賀県、鳥取県、島根県、徳島県、高知県、長崎県

b. 本会議で行われている：3都道府県議会

京都府、滋賀県、長崎県

c. 行われていない：23議会

青森県、秋田県、山形県、千葉県、東京都、新潟県、石川県、山梨県、岐阜県、静岡県、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県、山口県、香川県、愛媛県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県、沖縄県

d. その他：7 議会

- ・北海道：議員提出条例案などの審議に際し、積極的な議員相互の討議が行われるよう努める旨、議員基本条例に規定しており、委員会での議員間の質疑応答や本会議での質疑・討論などを行っている。
- ・岩手県：県政調査会は、議員全員をもって組織し、年4回開催。内容は、議員自ら調査した結果を発表する。「課題研究」と外部講師を招聘して講演を聞く「特別研究」がある。この他県政に関する重要事項について執行部から説明を受けている。
- ・福島県：議員提出条例案検討会。
- ・茨城県：把握していない。
- ・愛知県：協議又は調整を行うための場で行われている。
- ・広島県：議員間討議の活用を特別委員会の申し合わせ事項としている。
- ・鹿児島県：本会議、委員会とも表決に際しての討論は活発に行われている。

【問】 反問権（首長から議員への質問）が認められていますか。

- a. 認められている：5 議会（北海道、宮城県、神奈川県、石川県、長崎県）
- b. 認められていない：42 議会

【問】 本会議の一般質問、代表質問のいずれかで、一問一答制を導入していますか。

- a. 導入している：19 議会

岩手県、宮城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県、三重県、滋賀県、京都府
大阪府、鳥取県、島根県、広島県、徳島県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、
沖縄県

- b. 導入していない：28 議会

北海道、青森県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、
神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、兵庫県、
奈良県、和歌山県、岡山県、山口県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、
鹿児島県

【問】議員または委員会が提出した政策的な条例案はありますか。ある場合は、過去5年間に
関して、条例案名をご記入ください。

・議員が提出した政策的な条例

北海道議会基本条例

北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域
づくりの推進に関する条例

北海道歯・口腔の健康づくり 8020 推進条例

北海道地球温暖化防止対策条例

北海道行政公益通報条例

北海道雇用創出基本条例

青森県中小企業振興基本条例

青森県を高レベル放射性廃棄物最終処分地としないことを宣言する条例

青森県稲わらの有効利用の促進及び焼却防止に関する条例

農村の活性化に関する条例

いわての水を守り育てる条例

みちのく岩手観光立県基本条例

みやぎ教育の日を定める条例

犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり条例

ものづくり産業振興に関する県民条例

宮城県飲酒運転根絶に関する条例

宮城県議会基本条例

秋田県民の読書活動の推進に関する条例

山形県飲酒運転をしない、させない、許さない条例

福島県中小企業振興基本条例

茨城県屋外広告物条例の一部を改正する条例

いばらきの快適な社会づくり基本条例

栃木県産業再生委員会条例の一部を改正する条例

とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する条例

栃木県商工業者等の地域貢献活動によるまちづくりの推進に関する条例

群馬県県営住宅管理条例の一部を改正する条例

埼玉県スポーツ振興のまちづくり条例

埼玉県行政に係る基本的な計画について議会の議決と定める条例の一部を改正する条例

埼玉県文化芸術振興基本条例

千葉県行政に係る基本的かつ総合的な計画を議会の議決事件として定める条例
千葉県歯・口腔の健康づくり推進条例
東京都重度要介護高齢者手当に関する条例
老人の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
東京都子どもの医療費の助成に関する条例
東京都シルバーパス条例の一部を改正する条例
東京都心身障害者福祉手当に関する条例の一部を改正する条例
公立の小学校及び中学校の耐震化促進のための助成に関する条例
東京都生活応援家賃助成に関する条例
東京都奨学費給付条例
東京都中小企業振興基本条例
東京都立学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例
東京都高齢者の医療費の助成に関する条例
東京都心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
神奈川県がん克服条例
神奈川県商店街活性化条例
新潟県がん対策推進条例
新潟県歯科保険推進条例
元気とやま観光振興条例
いしかわ子ども総合条例の一部を改正する条例
石川県の行政全般に係る基本的かつ総合的な計画を議会の議決事件として定める条例
福井県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件と定める条例
福井県地産地消の推進に関する条例案
福井県森づくり条例案
山梨県行政の全般に係る総合的な計画の議決等に関する条例
長野県基本計画の議決等に関する条例
長野県食と農業農村振興の県民条例
岐阜県食育基本条例
岐阜県地球環境の保全のための森林づくり条例
岐阜県文化芸術振興基本条例
岐阜県民の歯・口腔の健康づくり条例
岐阜県がん対策推進条例
静岡県民の歯や口の健康づくり条例
静岡県民の豊かな暮らしを支える食と農の基本条例
愛知県観光振興基本条例

三重県リサイクル製品利用推進条例の一部を改正する条例
三重県地域産業振興条例
三重県森林づくり条例
三重県の安全・安心の確保に関する条例
三重県リサイクル製品利用推進条例の一部を改正する条例
三重県における補助金等の基本的なあり方等に関する条例の一部を改正する条例
三重県行政に係る基本的な計画について議会が議決すべきことを定める条例の一部を改正する条例
京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり条例の一部を改正する条例
京都府行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例
京都府の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例
大阪府メセナ自動販売機による文化貢献条例
大阪府の出資法人等への関与事項を定める条例
大阪府事業者等による地域のまちづくりの促進に関する条例
大阪府大型店等の地域貢献活動の促進に関する条例
大阪府庁の位置を大阪市住之江区南港北一丁目と定めることの賛否を問う大阪府住民投票条例
大阪府中小企業振興基本条例
兵庫県県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例
兵庫県子ども医療費の助成に関する条例
奈良県の県行政に関する基本的な計画等を議会の議決すべき事件として定める条例
奈良県がん対策推進条例
和歌山県観光立県推進条例
和歌山県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例
紀の国森づくり基金条例
紀の国森づくり税条例
和歌山県未成年者喫煙防止条例
和歌山県防災対策推進条例
鳥取県人権救済手続条例
鳥取県人権侵害救済推進及び手続に関する条例
鳥取県人権侵害救済推進及び手続に関する条例等を廃止する条例
鳥取県情報公開条例の一部を改正する条例
鳥取県がん対策推進条例
竹島の日を定める条例
しまね観光立県条例

島根県県民いきいき活動促進条例
島根県歯と口腔の健康を守る 8020 推進条例
島根県がん対策推進条例
しまね食と農の県民条例
広島県食育基本条例
広島県文化芸術振興のまちづくり推進条例
ひろしま観光立県推進基本条例
山口県中山間地域振興条例
山口県ふるさと産業振興条例
山口県快適環境創造条例
美しい星空を創造する条例
徳島食と農のとくしまづくりに関する条例
もてなしの阿波とくしま観光基本条例
香川県建築物耐震化推進条例
愛媛県歯と口腔の健康づくり推進条例
愛媛県がん対策推進条例
えひめお接待の心観光振興条例
愛媛県食の安全安心推進条例
愛媛県防災対策基本条例
高知県食の安全・安心推進条例
高知県がん対策推進条例
清潔で美しい高知県をつくる条例
高知県緊急間伐推進条例の一部を改正する条例
高知県立総合看護専門学校を設置及び管理に関する条例の一部を改正する等の条例の一部
を改正する条例
佐賀県笑顔とお口の健康づくり推進条例
佐賀県行政に係る基本的な計画の策定等を議会の議決事件とする条例
長崎県がん対策推進条例
長崎県歯・口腔の健康づくり推進条例
熊本県行政に係る基本的な計画の策定等を議会の議決事件として定める条例
熊本県中小企業振興基本条例
熊本県五木村振興推進条例
くまもと地産地消推進県民条例
大分県小売事業者等によるまちづくりの推進に関する条例
大分県飲酒運転根絶に関する条例

おおいたの食と農林水産業振興条例
大分県減災社会づくりのための県民条例
大分県議会基本条例
宮崎県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例
かごしま食と農の県民条例
観光立県かごしま県民条例
スポーツ振興かごしま県民条例
沖縄県飲酒運転根絶条例

・委員会が提出した政策的な条例案

岩手県議会基本条例
宮城県大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に関する条例
宮城県美しい景観の形成の推進に関する条例
群馬県行政に係る基本計画の議決等に関する条例
三重県県が所管する公益法人及び公益信託に関する条例等の一部を改正する条例
三重県地域づくり推進条例
ならの地域医療を守り育てる条例
鳥取県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例
鳥取県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
鳥取県地球温暖化対策条例
岡山県振り込め詐欺被害防止条例
宮崎県防災対策推進条例
宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例
スポーツ振興かごしま県民条例

(6) 議会における住民参加について

- ・ 議会における参考人・公聴会の制度については、25 議会が設けている。一方で、15 議会が設けていない。その他が5 議会となっている。
- ・ 常任委員会への住民の傍聴については、43 議会が傍聴できると回答している。傍聴できないとする議会はなかった。
- ・ 傍聴者への資料提供は 35 議会で行われている。一方で、4 議会が提供していない。議案に対する（議員個人の）賛否の公開について、「全面公開している」と回答したのは8 議会であり、「一部公開している」が6 議会となっている。一方で「公開していない」が

25 議会ある。

- ・ 議案関連資料の公開は、45 議会で行っている。一方で公開していないのは 1 議会であった。
- ・ 本会議及び委員会の、土曜・日曜・夜間開催を行っている議会は茨城県議会（日曜開催）のみである。一方で 46 議会が行っていないと回答した。

【問】 請願・陳情に関する参考人・公聴会の制度を設けていますか。

a. 設けている：25 議会

北海道、岩手県、宮城県、山形県、福島県、群馬県、千葉県、神奈川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、三重県、滋賀県、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、徳島県、愛媛県、長崎県、大分県、宮崎県、沖縄県

b. 設けていない：15 議会

青森県、秋田県、栃木県、新潟県、富山県、石川県、静岡県、奈良県、和歌山県、広島県、山口県、香川県、高知県、福岡県、佐賀県

c. その他：7 議会

- ・ 茨城県：請願の場合は、紹介議員へ説明を求めることができる。
- ・ 埼玉県：請願は、参考人招致・公聴会開催が可能。
- ・ 東京都：委員会の決定により制度を活用することは可能である。
- ・ 愛知県：口頭陳情制度を設けている。
- ・ 京都府：請願・陳情に関してではないが、委員会活動について参考人の招致を実施している。また、公聴会ではないが議会の広聴の一環として出前議会を実施している。
- ・ 熊本県：委員会条例で制度上は行うことができる。なお、請願者の希望により委員会冒頭で請願者の願意を述べることを許可する例がある。
- ・ 鹿児島県：請願・陳情の審査に必要と判断される場合、参考人招致を行っている。

【問】 常任委員会への住民の傍聴を認めていますか。

a. 傍聴できる：43 議会

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、

群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

b. 傍聴できない：該当なし

c. その他：4 議会

- ・岡山県：委員会室が狭隘である等により、別室でモニターテレビ視聴を行っている。
- ・広島県：別室に設置しているモニターテレビにより傍聴することができる。
- ・徳島県：委員会室では認められていないがモニター室で視聴可。
- ・香川県：委員長の許可により傍聴できる。

【問】 傍聴者への資料提供は行われていますか。

a. 提供している：35 議会

岩手県、宮城県、秋田県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、鳥取県、島根県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、鹿児島県、沖縄県

b. 提供していない：4 議会

青森県、和歌山県、佐賀県、大分県

c. その他：8 議会

- ・北海道：委員と同様の資料は配付していないが、各委員会の予定議事一覧表（当日の会議内容）を配布している。
- ・福島県：本会議のみ提供している。
- ・富山県：本会議で資料の一部を提供。
- ・愛知県：資料の一部を提供。
- ・岡山県：議案を貸与している（委員会終了後に回収）。
- ・香川県：本会議の傍聴者には資料配付している。委員会の傍聴者には資料配付していない。
- ・熊本県：本会議における発言通告書、委員会における議事次第のみ提供している。
- ・宮崎県：議会日程、当日の議事順序、議案等一覧のみを提供している。

【問】 議案に対する（議員個人の）賛否の公開は行っていますか。

a. 全面公開している：8 議会

岩手県、宮城県、千葉県、東京都、富山県、石川県、三重県、京都府

b. 一部公開している：6 議会

秋田県、新潟県、長野県、大阪府、愛媛県、福岡県

c. 公開していない：25 議会

北海道、青森県、山形県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、神奈川県、福井県、岐阜県、愛知県、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、高知県、佐賀県、長崎県、大分県、鹿児島県

d. その他：8 議会

- ・茨城県：議員個人の賛否は把握していない。
- ・山梨県：議員個人の賛否は確認していない（会派ごとの賛否を公開している）。
- ・静岡県：記名投票の制度はない。起立採決においては個別の賛否を確認していない。
- ・奈良県：賛否の確認はしていない。
- ・香川県：議員個人ごとの賛否はとっていない。
- ・熊本県：本会議においては個人毎に賛否の確認は行っていない。
- ・宮崎県：記名投票については議事録で公開しているが、その他の場合には議員個人の賛否は把握していない。
- ・沖縄県：問い合わせがあればそれに答える形で公開している。

【問】 議案関連資料の公開は行われていますか。

a. 公開している：45 議会

b. 公開していない：1 議会（青森県）

c. その他：1 議会（和歌山県）

- ・議案書・説明書は、図書室・情報公開コーナーで閲覧可能である。その他の資料についても情報公開請求があれば原則公開と考える。

【問】 貴議会では本会議及び委員会の、土曜・日曜・夜間開催を行っていますか。

a. 行っている：茨城県議会（日曜開催）

b. 検討している：該当なし

c. 行っていない : 46 議会

【問】近年では議員（議会）が政策条例を提案する傾向が強まっています。執行機関が条例を提案する際は、パブリックコメント制度等により住民の意向を把握しています。一方で議員（議会）の場合は、そのような制度が構築されていないことがあります。その際、議員（議会）はどのような手法により住民の意向を把握しているのでしょうか。下記に記述でご回答ください。

*下記の回答を得た。

- ・ 会派間の申し合わせにより、道民意見の聴取を行った上で、条例案を作成するものとしている。具体的には、各会派がホームページ等でパブリックコメントを募集するなどして道民の意向を把握している（北海道）。
- ・ 本県議会でパブリックコメント制度が構築されておらず、議員が現地調査や意見交換会を行い住民の意向を確認している（青森県）。
- ・ 本県では議員提案の政策条例についても特に定められたものはないがパブリックコメントを実施し県民の意向把握に努めているところである（岩手県）。
- ・ 本県議会においては、議員提案及び委員会提案の条例の制定に際して、パブリックコメントを実施することを議会内で申し合わせている（宮城県）。
- ・ 委員会が提出する条例案について、要綱により、執行機関のそれに準じた内容のパブリックコメント制度を設けている。議員が提出する条例案については、必要に応じて関係機関や関係者等との会議開催やヒアリングを行っている（秋田県）。
- ・ 本会議で政策条例を制定したときは、条例案に対して県民からの意見募集を行った（山形県）。
- ・ 現在検討中の条例案については、パブリックコメントを実施するとともに、参考人を招致して意見を聴取した（福島県）。
- ・ 申し合わせにより「県行政の基本姿勢を定める内容又は県民に義務を課し、若しくは権利を制限することを内容とする条例案」を提案する際には、パブリックコメントを実施することとされている（栃木県）。
- ・ 群馬県では、今年度がん対策推進条例の制定をめざし、特別委員会を設置したところであるが、その委員会において県内調査を実施し、関係機関、関係団体、患者会等の意見を聴取した（群馬県）。
- ・ 委員会又は議長が必要と認めた場合、概ね 30 日間、ホームページ等で案等を公表し、インターネット等で意見を募集することとしている（平成 21 年度に要綱制定）。なお、実

施例はまだない（神奈川県）。

- ・ 事務局として関与した事例はない（東京都）。
- ・ 新潟県歯科保険推進条例については、提案党がパブリックコメントを実施した（新潟県）。
- ・ パブリックコメントを実施しているほか、条例の内容に即して関係者（団体）や市町村から意見聴取をしている（富山県）。
- ・ 議員は住民の代表として選ばれ、直接住民から意見を聴く立場にあり、そういう形で住民の意向を反映していると考え。なお、石川県議会基本条例の提案の際は、パブリックコメントを実施した（石川県）。
- ・ 議員提出条例検討会議、条例案を付託された常任委員会で、関係者、団体等との意見交換を行っている（福井県）。
- ・ 今後、政策条例を提案する際には、公聴会、参考人聴取など、既存の制度を用いるとともに、パブリック制度の導入も検討していく必要があると考える（山梨県）。
- ・ 県議会のホームページに掲載し、パブリックコメントを実施している（長野県）。
- ・ 執行部と同様パブリックコメントを実施して県民の意見を幅広く収集している。ただし、実施期間（執行部においては1ヶ月間）については、1ヶ月を基本としつつ議会日程等を勘案し柔軟に設定している（岐阜県）。
- ・ パブリックコメント制度による（静岡県）。
- ・ 本県では・議員の政策条例を策定する際、当該条例を協議又は調整する場として全議員のうちから選任された者で構成する「政策条例策定検討会」を設置している。愛知県観光振興基本条例を策定したときは、検討会において（社）日本観光協会中部支部長や大学教授等を招致し意見を聴取した（愛知県）。
- ・ 条例案を委員会で審議する場合、必要に応じて①公聴会、②パブリックコメントを実施（三重県）。
- ・ 条例案を検討会で審議する場合、必要に応じて①県民、有職者等からの意見聴取②パブリックコメントを実施（三重県）。
- ・ 制度としては構築していないが、実際上はパブリックコメントを実施することにより住民の意見を把握することとなる（滋賀県）。
- ・ 広報誌（県民だより）、府議会ホームページに条例創設に向けた取組状況掲載（問合せ先を明記）政策条例制定に向け、条例案を公表しパブリックコメント実施した事例あり（京都府）。
- ・ 各選挙区での議員活動により住民の意向を把握している（大阪府）。
- ・ 平成18年に政策条例の議員提案があった際は、議会としてパブリックコメントは行っていない。条例提案に際しては、議員個人や会派の政務調査活動を通じ住民や関係団体の意向を把握の上、案を作成し提案しているものと思われる（兵庫県）。
- ・ 県のパブリックコメント手続きに関する指針に沿った形でパブリックコメントの実施を

行う方針である（奈良県）。

- ・ 平成 19 年度から議員提出の政策条例についてパブリックコメントや必要に応じて市町村に対する意見照会を実施している（和歌山県）。
- ・ パブリックコメント、シンポジウムへの参加、アンケート等（鳥取県）。
- ・ 課題によっては、会派においてパブリックコメントを求めている。議員連盟による調査活動や日々の議員調査活動により住民の意向を把握している（島根県）。
- ・ 関係事業者については説明会や意見聴取により意見を聞いている（岡山県）。
- ・ 広島県議会政策条例検討委員会における検討・調査の中で、必要に応じてパブリックコメントを実施することとしている（広島県）。
- ・ 執行機関のパブリックコメント制度に準じて実施（山口県）。
- ・ 通常の議員活動を通じて行っている（会派においてパブリックコメントを実施などの例）（徳島県）。
- ・ 日常の議員活動（香川県）。
- ・ 自民党愛媛県連のホームページにてパブリックコメントを実施したことがある（愛媛県）。
- ・ 会派（政党）のホームページでパブリックコメントを実施した例がある（高知県）。
- ・ 事例なし（福岡県）。
- ・ 政策条例検討委員会での専門家の招聘や条例案の提案会派による関係団体との意見交換会を通して意向を把握している（佐賀県）。
- ・ 議員提案の政策条例（長崎県歯：口腔の健康づくり推進条例）について、所属会派のホームページでパブリックコメントを実施した事例がある（長崎県）。
- ・ 通常の議会活動や、会派勉強会等により把握している。なお、今年度検討中の条例案については、議決により設置された検討委員会がパブリックコメントを実施している（地方自治法第 100 条 12 項に基づき設置）（熊本県）。
- ・ 議会としてパブリックコメントを行う場合は、「大分県議会県民意見募集手続きに関する要綱」に基づき実施している。なお、会派で政策条例を提案した事例では、その会派にてパブリックコメントを実施している（大分県）。
- ・ 執行機関の例によりパブリックコメントを実施している（宮崎県）。
- ・ 知事部局のパブリックコメント制度に準じて実施しており、最近では、現在作成中の議会基本条例の骨子案について、パブリックコメントを実施したところである（平成 22 年 7 月～8 月）（鹿児島県）。
- ・ 小委員会の場において複数の参考人を住民代表として招致し、意見を聴取し条例案の参考とした（沖縄県）。

（7）議会改革について

- ・ 議会改革に対する取り組みとして、最も多いのは「議会に関するホームページの充実」

が 47 議会となっている。次いで、「議会改革推進組織の設置」が 21 議会である。議会基本条例は 11 議会が制定している。

- ・ これからの議会に必要なことは、「議会の立法・政策能力の向上」が最も多く 33 議会となっている。次いで多いのは「執行機関に対する監視機能」が 29 議会となっている。
- ・ 地方議会議員年金の改正または廃止に関する決議については、「決議をしている」との回答はなく、「決議はしていない」が 47 議会であった。

【問】貴議会で行われている議会改革に対する取り組みとして該当する項目に○をつけてください（複数回答）。

a. 議会基本条例を制定している：11 議会

北海道 : 平成 21 年制定
岩手県 : 平成 20 年制定
宮城県 : 平成 21 年制定
福島県 : 平成 20 年制定
神奈川県 : 平成 20 年制定
石川県 : 平成 22 年制定
長野県 : 平成 21 年制定
三重県 : 平成 18 年制定
大阪府 : 平成 21 年制定
高知県 : 平成 21 年制定
大分県 : 平成 21 年制定

b. 議会基本条例の制定を予定している：5 議会

(京都府、奈良県、広島県、愛媛県、鹿児島県)

c. 議会改革推進組織を設置している：21 議会

北海道 : 議会改革等検討協議会
青森県 : 政務調査費等議会改革検討委員会
岩手県 : 議会改革推進会議
宮城県 : 宮城県議会議会改革推進会議
秋田県 : 議会運営委員会小委員会
山形県 : 山形県議会課題検討委員会

- 群馬県 : 議会改革検討委員会
 - 埼玉県 : 議会あり方研究会
 - 神奈川県 : 議会改革検討会議
 - 石川県 : 議会改革推進会議 (2010年9月設置予定)
 - 福井県 : 議会改革検討会議
 - 山梨県 : 山梨県議会改革検討協議会
 - 岐阜県 : 岐阜県議会活性化改革検討委員会
 - 三重県 : 議会改革推進会議
 - 滋賀県 : 議会改革検討委員会
 - 大阪府 : 議会運営改革検討協議会
 - 和歌山県 : 議会改革検討委員会
 - 鳥取県 : 議会改革推進会議
 - 広島県 : 議会改革推進委員会
 - 山口県 : 議会の活性化等に関する検討会
 - 大分県 : 議会機能強化検討協議会
- d. 議員以外の専門家・市民が参加する組織を設けている : 3 議会
- 北海道 : 政務調査費調査等協議会
 - 東京都 : 都議会政務調査費調査等協議会
 - 三重県 : 議会改革諮問会議
- e. 議会として研修会・勉強会を開催している : 17 議会
- 山形県、福島県、群馬県、埼玉県、山梨県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、大阪府、奈良県、和歌山県、島根県、愛媛県、福岡県、長崎県、大分県
- f. インターネットによる議会のライブ中継を行っている : 45 議会
- 北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
- g. 議会に関するホームページの充実を図っている : 47 議会
- h. 議会として住民との懇談会を開催している : 6 議会

岩手県、秋田県、山梨県、長野県、京都府、大分県

i. 議会・議員活動を一定の評価項目を基本にして評価し、公表している：該当なし

j. 特に行っていない：該当なし

k. その他：2 議会

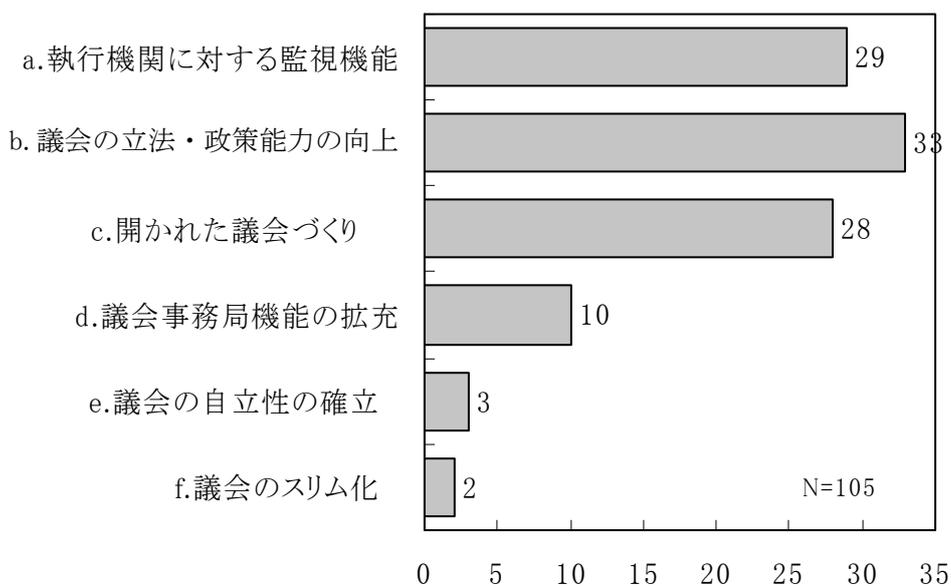
・静岡県：議員定数

条例改正検討

・鳥取県：鳥取県議会綱領を制定

【問】 これからの議会に必要なことは何だと思われますか（複数回答）。

図表6 これからの議会に必要な要素



【問】 貴議会では地方議会議員年金の改正または廃止に関する決議をされていますか。

a. 決議をしている：該当なし

b. 決議はしていない：47 議会

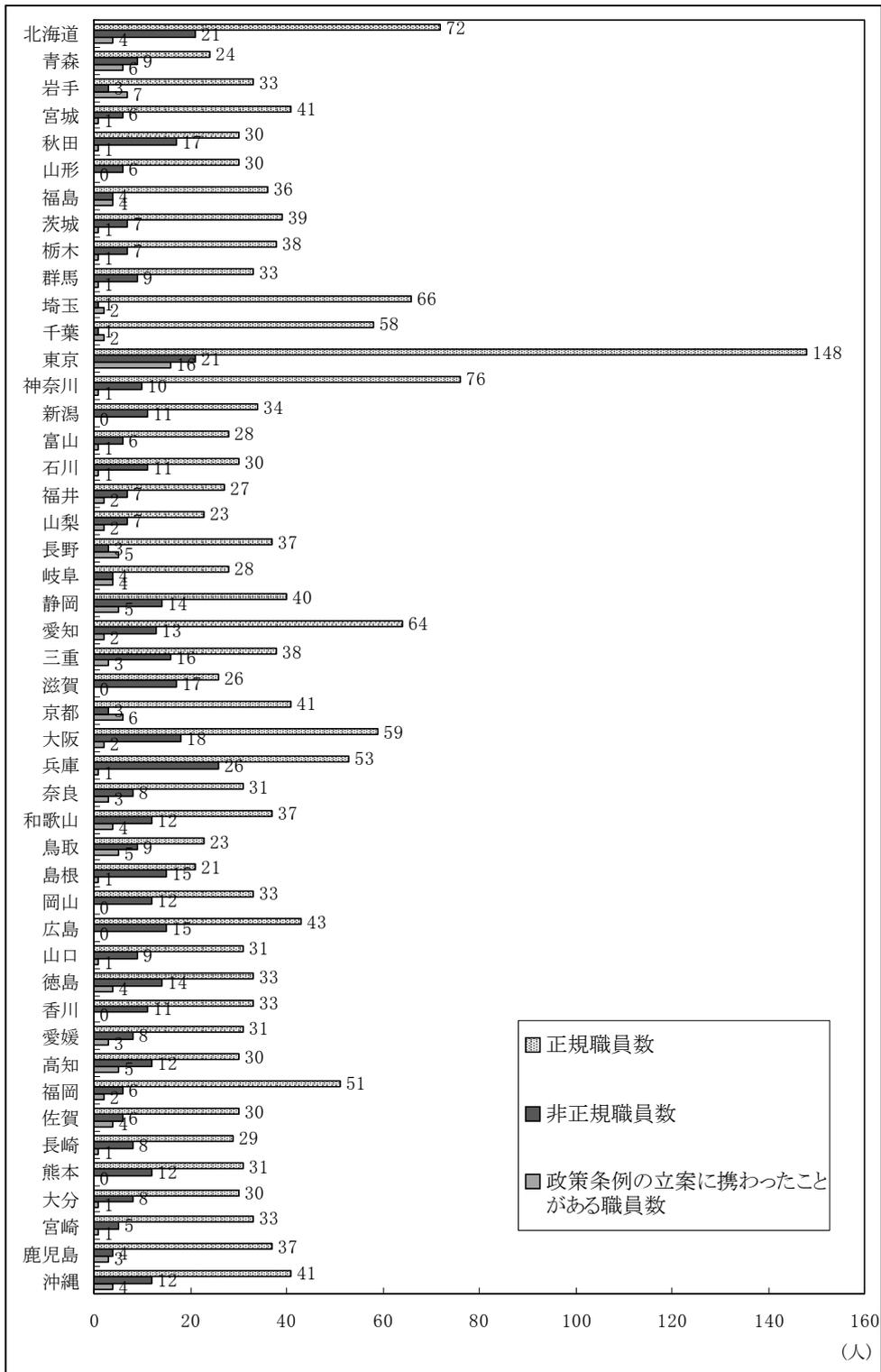
(8) 議会事務局について

- 都道府県議会の議会事務局では、平均して約 40 人の正規職員、約 9.8 人の非正規職員がおり、政策条例の立案に携わったことがある職員は、平均して約 2.6 人いる。
- 外部からの人材については、東京都議会のみ実績があり、そのほか回答のあった 46 議会は実績がなかった。
- 有料の行政ニュースについては、22 議会が関心を持ち、15 議会は関心がなかった。
- 関心のあるニュースは、議会改革 (37 議会)、議員立法 (30 議会)、議員定数 (14 議会) の順であった。

【問】 貴議会事務局の職員は何名ですか。

図表 7 のとおりである。

図表7 議会事務局員の職員



【問】貴議会事務局の政策立案機能の強化（立法・政策能力の向上）をどのようにはかっていますか。

*下記の回答を得た。

- ・ 北海道議会基本条例において、議会事務局の機能強化に関する条項を設け、専門的な知識経験を有する職員の配置及び育成に努めている（北海道）。
- ・ 政策法務研修等外部研修への参加など（青森県）。
- ・ 課長以下複数の担当職員で立案作業において検討するほか、執行部法務担当に協力依頼し検討段階の条例案文について法規的チェックを並行しながら進めている（岩手県）。
- ・ 平成13年度に従来の調査課を政務調査課に改組し、政務調査班・政策法令班・図書広報班の3班体制としたうえで、増員などの体制強化を図っている。政策立案を目指す議員からの調査依頼等に迅速かつ効果的に対応できるよう、機会を捉えて課員の研修等への参加を促し、政策形成能力や幅広い分野の見識を養うよう努めている（宮城県）。
- ・ 事務局に政務調査か政策法務班をおき、政策立案を主に担当する職員を配置している。職員個々のスキルアップについては、県が県職員向けに企画する政策法務に関する研修の受講によっている（秋田県）。
- ・ 本県議会は毎年、本県の発展に資する具体的な施策を議会の総意としてとりまとめ、「山形県議会政策提言」として知事に提言している。議会が政策提言をとりまとめるに当たり、昨年締結した「山形大学との相互協力に関する協定」に基づき、今年度は山形大学の協力を得てワークショップを実施することとしている（山形県）。
- ・ 各種研修会、検討会への参加（福島県）。
- ・ 新規立法（改廃を含む）の調査、判例研究、立法過程の効率化の検討（栃木県）。
- ・ 群馬県では、現在政策立案に対応する専門の組織・職員はなく、その都度対応している。当面の対策として、県の研修センターが実施している政策法務研修、法令執務研修を職員が受講している（群馬県）。
- ・ 立法・政策立案に関する研修への参加（埼玉県）。
- ・ 全国都道府県議会議長会の事務局職員研修会への参加（千葉県）。
- ・ (社)日本経営者協会の行政管理講座への参加（千葉県）。
- ・ 自主調査及び自主調査資料の作成（千葉県）。
- ・ 県主催の政策法務研修への参加（千葉県）。
- ・ 実務研修（法制担当部門の職員を講師に、主として改正方式を学ぶ）や、政策法務研修（外部講師による立法演習を主としたもの）などにより事務局職員の立法・政策能力の向上を図っている（東京都）。
- ・ 内部研修の実施、執行部の法制・訟務研修への参加、全国都道府県議会議長会等の研修、事

務協議会への参加（神奈川県）。

- ・ 事務局内研修及び外部研修の活用（新潟県）。
- ・ 各種統計資料や新聞記事など、政策立案に必要な資料の収集、整理（富山県）。
- ・ 県政に係る資料の作成、刊行（富山県）。
- ・ 執行部の法務所管課との連携（富山県）。
- ・ 研修（「全国議長会調査事務研修」等）の受講（富山県）。
- ・ 本年6月の石川県議会基本条例の制定・施行を受け、「政策調査会（仮称）」の設置を予定しており、政策立案等の機能の強化を図る。また4月から議会事務局企画調査課内に、企画・法政グループを設け担当職員を配置している（石川県）。
- ・ 執行部で法制担当経験のある職員を配置（福井県）。
- ・ 外部機関の研修等を受講（福井県）。
- ・ 担当グループ内での勉強会を実施（福井県）。
- ・ 政務調査監2名を配置している（山梨県）。
- ・ 全国議長会や国立国会図書館などで主催される研修会に参加している（長野県）。
- ・ 日常における幅広い情報収集・分析、それによって自己研鑽することが基本。自ら収集・分析した事案に関して、議事調査レポート（毎月発行）への掲載、あるいは議員対象とした勉強会を実施している（岐阜県）。
- ・ 平成20年度から事務局職員を衆議院法制局へ派遣している（愛知県）。
- ・ 各団体が実施する研修で、政策立案機能の強化に資するものを受講（三重県）。
- ・ 政策形成機能の支援を担う部署（政務調査室）を設けるとともに、法制執務経験者を配置している。また、職員に政策法務能力向上のための研修を受講させている（滋賀県）。
- ・ 政策法務研修の受研（京都府）。
- ・ 関係書籍、雑誌等からの他府県事例の収集（京都府）。
- ・ 法制事務経験者の配置（京都府）。
- ・ 平成19年4月 議会法務室長を設置（大阪府）。
- ・ H19年度に政策立案機能の向上を図るため調査課に「政策係」を設置し、さらにH22年度からは法政機能の向上を図るため同政策係を「政策法務係」に改称するとともに知事部局の法制執務担当課での勤務経験がある職員を配置するなど、サポート体制の整備につとめているところである（兵庫県）。
- ・ 研修等に参加し、政策立案能力の向上に努めている（奈良県）。
- ・ 調査課に政策班を設置し、議員提出条例等に関して職員を支援する体制を整えた（和歌山県）。
- ・ 法務に関して学識経験者（政策法務アドバイザー）から助言等を受ける制度を設けた（和歌山県）。
- ・ 政策条例の制定（和歌山県）。

- ・ 従来より事務局内に法制担当を配置、拡充もしている。本年4月には法務政策室を設置し、議員の政策立案支援体制の更なる強化を図ったところ（鳥取県）。
- ・ 政務調査課で議員立法のサポートを行う体制となっている（島根県）。
- ・ 政務調査室に政策法務と図書・広報業務を所掌する政策・広報班を設置するほか、政策担当の参事（課長級）を配置している（岡山県）。
- ・ 議会として政策条例を立案するに当たって検討・調整を行うため、平成19年7月に常設の機関として「広島県議会政策条例検討委員会」を設置し、会派等からの条例化の提案があった場合にその是非を判断するとともに、条例化すべきとされた案件について、条例案の作成に係る検討・調整を行っている（広島県）。
- ・ 平成17年度に「政務企画室」を設置し、議長から指示のあった議員提案による政策条例及び政策提言に関する支援業務を行っている（山口県）。
- ・ 議員の政策立案機能の強化のための補助（調査・検討）を行う（徳島県）。
- ・ 個々の職員の日ごろの調査・研究への取り組みによる（香川県）。
- ・ 議事調査課内に政務調査室を設け、係長級職員以上を配置し、議員立法の整理をするなど、政策形成機能等の強化を図っている。研修機関が実施する法令実務及び政策法務研修に担当職員を参加させている（愛媛県）。
- ・ 研修機関が実施する法令実務及び政策法務研修に担当職員を参加させている（高知県）。
- ・ 平成16年度から課長級の法務調査監及び法務担当職員各1名を配置している（福岡県）。
- ・ 政策条例の立案等のサポートや各種の情報提供等に係る業務を通じた能力の向上（佐賀県）。
- ・ 全国議長会等の研修会等への参加（佐賀県）。
- ・ 関連する専門図書等の充実（佐賀県）。
- ・ 個々の職員はそれぞれ努力しているものの、全体としての取り組みには至っていない（長崎県）。
- ・ 執行部との定期的な情報交換及び相互の情報提供等により、情報及び問題意識の共有に努めている（熊本県）。
- ・ 全国の政策条例の立案・制定状況等にかかる情報の把握に努めている（熊本県）。
- ・ 各種研修・勉強会への参加（大分県）。
- ・ 政策条例の担当職員を配置するなど、組織的な強化を図っている（宮崎県）。
- ・ 政策立案に係る実務を通じて機能の強化を図っている（鹿児島県）。
- ・ 知事部局主催の政策法務や立法に係る研修に積極的に参加するなどして、立法・政策能力の向上を図っている（沖縄県）。

【問】 貴議会事務局には外部からの人材（専門的知見の活用制度）の導入を図っていますか。

a. 外部からの人材がいる：1 議会

東京都：都議会政務調査費調査等協議会

b. 外部からの人材はいない：41 議会

【問】 有料の行政ニュースに関心はありますか。

a. 関心はある：22 議会

b. 関心はない：15 議会

【問】 議会に関係するニュースのうち、どの分野の内容に関心をお持ちですか。

a. 首長選挙：3 議会

b. 議員選挙：13 議会

c. 議員報酬：7 議会

d. 議員定数：14 議会

e. 議員年金：4 議会

f. 議会改革：37 議会

g. 議員立法：30 議会

h. その他：1 県議会（青森県：議事運営）

（9）道州制について

- ・ 道州制については、プレゼンスが「拡大する」とした回答は3議会（北海道、愛知県、沖縄県）であり、「縮小する」としたのは7議会（宮城県、茨城県、福井県、島根県、香川県、高知県、宮崎県）であった。
- ・ 多くの回答は「回答不可」や「どちらとも言えない」「現時点では制度の内容が明らかでなく、分からない」「不明」などであった。

* 前記のような回答になった理由は、下記のとおりである。

- ・ 道州制の移行により、自治立法権が拡大するとともに、国から権限及び財源が道州へ移譲されることから、執行機関を監視し、政策の立案・提言を行う機関としての議会の重要性が増すため（北海道）。
- ・ 道州制が実施された場合の議会の形態が具体化していないため、回答不可（青森県）。
- ・ 現時点で道州制が施行された場合の議会制度のスキームが示されていないため検討自体が困難であるが、仮に道州の議会が設置された場合には、既存の都道府県議会は消滅す

- るかその対象とする地域や権能の縮小が予想されるため（宮城県）。
- ・ 道州制実施後における議会のプレゼンスについては、今後議会として議論していきたいと考える（秋田県）。
 - ・ 道州制の形が不明なため（山形県）。
 - ・ 道州制により現在の都道府県域より広くなるのであるから、プレゼンスが縮小するのは自明（茨城県）。
 - ・ 合併した県の組合せや、位置関係により発言力や存在感が異なる為（石川県）。
 - ・ 現在行われている道州制の議論においては、地方は都市に従属するものといった関係性が温存されるおそれがある（福井県）。
 - ・ 岐阜県の県益を確保するために、各議員、あるいは会派がどのように他者と連携するのか、そのあり方が重要となる。一枚岩ではない岐阜県議会を一括りにして影響を判断することはできない。よって、議会のプレゼンスという問いに対して回答することは困難（岐阜県）。
 - ・ 本県が含まれる州の中核的役割を担うことになると想定されるため（愛知県）。
 - ・ 道州における議会の姿も明確でなく判断材料に乏しいため回答できない（兵庫県）。
 - ・ 道州制の定義が曖昧な中にあるので、広域自治体を想定。基礎自治体を重視した道州制が進めば、おのずと現在都道府県が担っている広域的な事務の多くが基礎自治体に移管され完結されることになり、広域自治体の役割も縮小される（奈良県）。
 - ・ 人口の少ない県の発言力は低下することが考えられる（島根県）。
 - ・ 道州制の詳細が明らかでないため（岡山県）。
 - ・ 範囲が広がり、まずは現在の複数の議会のうちのひとつという存在になると思われる（香川県）。
 - ・ エリアが四国でも中四国であっても、高知県は地勢的に片隅にあり、かつ、人口の少ないため高知県を代表する議員の数は道州議会の中では少数派となるため（高知県）。
 - ・ 回答不能（福岡県）。
 - ・ 道州制による議会の制度設計が、具体的に検討されていない段階で、県議会尾プレゼンスが拡大するか、縮小するかは不明である（佐賀県）。
 - ・ 政権の交代により、制度の枠組み及び方向性が未だ明確でないため、回答できない（熊本県）。
 - ・ 道州制の姿が見えないため（大分県）。
 - ・ 道州制度の下での議会制度がどのようになるか不明であるが、インフラ整備が他県に比べて遅れている本県の現状では、プレゼンスが拡大するとは考えにくい（宮崎県）。
 - ・ 道州制における議会の構成等がわからないため（鹿児島県）。
 - ・ 道州の権限が現在の地方の権限に比し大となるため、議会の役割もそれに比例して大となると考えられる（沖縄県）。

(10) その他

- ・ 議員定数については、「現在の定数が適正である」が9議会となっている。
- ・ 議員報酬を削減すべきだとの意見については、「現在の報酬が適正である」が16議会となっている。
- ・ 議員の兼業については、「兼業は必要である」という回答が6議会であり、「専業が望ましい」が4議会となっている。

【問】 議員定数を削減すべきだとの意見に対してどのようにお考えですか。

a. 現在の定数が適正である：9議会

北海道、青森県、秋田県、茨城県、岐阜県、奈良県、山口県、佐賀県、熊本県

b. 定数削減は必要である（もしくは検討している）：福井県

c. 定数は増やすべきである（もしくは検討している）：該当なし

d. その他：17議会

- ・ 山形県：現在、当県議会定数等検討特別委員会で検討している。
- ・ 群馬県：議員間で決定する事項である。
- ・ 埼玉県：定数が適正か否かを事務局では判断できない。
- ・ 神奈川県：今後検討がなされる予定である
- ・ 富山県：議員定数は、県民の代表者としての位置づけや議会・議員の役割等十分議論を要す。
- ・ 石川県：次の一般選挙から現在の定数を3名減じる改正条例を平成21年度に制定した。
- ・ 京都府：首長の追認機関的にならないことや、多様な民意が反映できる定数の確保は重要。
- ・ 兵庫県：住民自治の観点から、議員定数の削減を一方向的に「是」とする風潮は危険だと考える。
- ・ 島根県：議員及び県民の判断による。
- ・ 岡山県：公職選挙法等の法令の規定、地域の実情等を総合的に勘案して判断すべきである。
- ・ 広島県：本年10月実施の国勢調査の結果を踏まえ、平成23年4月の改選後に検討する。

- ・徳島県：平成 22 年 3 月 12 日の徳島県議会選挙区等検討委員会結果報告書においては、「本来、議員定数は議会の審議能力、住民意志の適正な反映の確保といった観点から検討すべきものであり、単純に「削減ありき」であってはならない。その一方において、県を取り巻く厳しい行財政環境、県民意識に対する考慮もまた必要である」と言及している。
- ・高知県：経費削減のための理由だけで定数削減してよいのか、地域住民の声を反映させる役割もある。
- ・福岡県：検討中。
- ・大分県：住民の意見や地域のバランスに配慮し、慎重に考えるべきものである
- ・宮崎県：現在 45 名であるが、次期選挙から 6 名削減し、定数を 39 名とする条例改正を行ったところである。
- ・鹿児島県：平成 21 年 11 月、定数 54 を 51 に削減する議員定数等条例の改正案を可決し、平成 23 年に予定されている次期一般選挙から施行されることになっている。

無回答：20 議会

【問】議員報酬を削減すべきだとの意見に対してどのようにお考えですか。

a. 現在の報酬が適正である：16 議会

青森県、秋田県、山形県、茨城県、埼玉県、富山県、岐阜県、兵庫県、奈良県、山口県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、鹿児島県、沖縄県

b. 報酬削減は必要である（もしくは検討している）：福井県

c. 報酬は増やすべきである（もしくは検討している）：該当なし

d. その他：7 議会

- ・群馬県：議員間で決定する事項である。
- ・石川県：政務調査費をとりやめ、議員報酬を増やす。
- ・京都府：議員としての活動が保障できる報酬等の確保が重要。
- ・島根県：議員及び県民の判断による。
- ・広島県：平成 11 年から、議員報酬のカットを継続中（現状：議長△10%、その他の議員△7.5%）。
- ・徳島県：削減は既に実施中。

- ・高知県：本県では、報酬審議会の答申に基づき、その都度報酬の見直しを行っている。

無回答：23 議会

【問】議員の兼業についてどのように評価されていますか。

a. 兼業は必要である：6 議会

- ・北海道：多様な層の幅広い住民の意見が期待できるため。
- ・秋田県：専門を要件にすることにより、他業に就いている者の立候補が制限され、又は抑制されるような事態になることは避けるべきと考える。
- ・茨城県：職業としての「議員」はないと考える。
- ・福井県：議員の担い手の確保の観点から選択肢は広い方がよい。
- ・奈良県：県民の代表として、年齢、性別、職業を問わず、幅広い層から選出することが望ましい。
- ・沖縄県：特になし。

b. 専門が望ましい：4 議会

- ・宮城県：望ましいとは考えないが、都道府県議会のレベルでは、審議する事象の多様化・複雑化が進み、審議・政策提案に要する議員の金銭的・時間的負担は大きくならざるを得ず、結果として議員の専門化が進むのは止むを得ないと考える。
- ・富山県：充実した審議のため、調査研究や住民意志の把握など不断の議員活動が必要。
- ・高知県：地方議会の役割が増し、議員活動の占める割合が大きくなっている中、今後地方分権が進み、ますます地方議会議員としての活動領域が拡大すると思われるため。
- ・鹿児島県：地域主権の進展に伴い、議員の役割が大きくなっているため。

c. その他：6 議会

- ・岐阜県：兼業・専門に関係なく、議員の職務を遂行できれば問題ないと考える。
- ・京都府：兼業・専門どちらであっても、議員としての職責を果たすことが重要。
- ・兵庫県：現状ではどちらが望ましいとは一概に言えないが、都道府県議会に関して言えば、現在の専門化した議員活動を行うにはある程度専門化せざるを得ないと認識している（ただし兼業可能な場合を全て否定するものではない）。
- ・島根県：公正な議会運営及び地方公共団体の適正な事務執行が確保されるのであれば、どちらでもよい。
- ・熊本県：議員の業務に支障が出ない限り、兼業についても問題ないと考える。
- ・大分県：わからない。

無回答 : 31 議会

2. 政令市議会のアンケート調査概要

(1) アンケート調査の概要

○アンケート調査の目的

地方分権の進展と将来的な道州制の導入を見据え、今後は、それぞれの地方自治体が独自に決定すべき政策分野が拡大することが予想される。同時に、そのための基盤・受け皿としての「担い手」（首長、地方公務員、地方議員、住民など）及びそれらを取り巻く制度のあり方が問われている。自治を担う基盤が未整備・未成熟である中での地方分権は、行政の非効率化や住民ニーズの把握の欠如をもたらすものと考えられる。

自治の担い手は多々あるが、その担い手の一つとして地方議会の存在が考えられる。そこで、本調査は地域主権時代の担い手のあり方に関する調査の一環として行うものであり、特に政令市議会における議会活動及び議員活動、議会における住民参加等の現状を明らかにすることを目的とする。

○調査項目

- ・ 議員活動について
- ・ 議会活動について
- ・ 議会における住民参加について
- ・ 議会における議会改革について
- ・ 議会事務局について
- ・ 道州制について
- ・ その他

○調査対象及び回収結果

- ・ 母集団

19 政令市議会に対し、アンケート調査票を送付（郵送及び電子メール）。その後、回答のなかった都道府県に対し、再度、アンケート調査票を送付（郵送及び電子メール）。

- ・ 標本数

19 政令市議会（100%）

○調査期間

2010年7月27日～2010年8月10日

○調査実施機関

財団法人地域開発研究所研究部

(2) アンケート調査結果の概要

○政務調査費について

- ・ 政務調査費は、すべての議員に支給されており、その平均は月額約 32 万円程度である。政務調査費制度では、すべての議会で収支報告書への領収書等の添付が義務付けられており、うち9議会では政務調査費の使用用途を公開している。

○議員について

- ・ 議員の年齢構成をみると、50 歳代と 60 歳代で議員全体の約 7 割を占めている。
- ・ 議員の当選期構成をみると、1 期～4 期までが議員全体の約 6 割を占めている。

○議会活動について

- ・ 議長の任期が決まっている（慣例や先例含む）議会は 9 議会であり、決まっていない議会は 10 市議会であった。
- ・ 議員間討議は、3 議会で委員会・本会議ともに行われているが、13 議会で行われていない。
- ・ 反問権については、回答のあった全ての議会で認められていなかった。
- ・ 本会議の一般質問、代表質問のいずれかで一問一答制を導入しているのは、2 議会であった。

○議会における住民参加について

- ・ 陳情・請願について参考人・公聴会の制度を設けている議会は 7 市となっている。常任委員会への住民の傍聴については、傍聴の方法にもよるがすべての議会で認められている。傍聴の際の資料提供に関しても、岡山市を除く全ての市で閲覧可能となっている。
- ・ 議案に対する（議員個人の）賛否の公開については、4 議会で一部公開されているが他の議会では公開はされていない。
- ・ 本会議及び委員会の、土曜・日曜・夜間開催については、19 議会すべてにおいて開催はされていなかった。

○議会改革について

- ・ 多くの議会は、議会改革に対する取り組みとして「議会に関するホームページの充実」

や「インターネットによる議会のライブ中継」等を行っている。加えて、議会改革を進める組織として「議会改革推進組織」は 11 議会で設置されている。

- ・ 今後の議会に必要なこととしては、「執行機関に対する監視機能の強化」（9 議会）や「議会の立法・政策能力の向上」（9 議会）、「開かれた議会づくり」（8 議会）が挙げられている。
- ・ 地方議会議員年金の改正または廃止に関する決議を行っている議会は、横浜市と京都市という結果となっている。

○議会事務局について

- ・ 政令市議会の議会事務局では、平均して約 33 人の正規職員、約 3 人の非正規職員がおり、政策条例の立案に携わったことがある職員は、平均して約 2 人いる。4 議会（さいたま市、大阪市、神戸市、広島市）では、政策条例の立案に携わったことがある職員がいなかった。
- ・ 議会事務局では、職員の法務能力を高めるために研修会やセミナー、勉強会等への積極的参加が図られている。また、専門的知見の活用として外部からの人材を導入しているのは、京都市議会と大阪市議会であった。
- ・ 議会に関係するニュースの中では、「議会改革」に関心が集まった。

○道州制について

- ・ 道州制については、回答を得た 18 議会ともに、「不明確であり回答できない」や「明確なイメージができない」などの理由で回答困難となった（横浜市のみ「縮小する」と回答した）。

○その他

- ・ 「議員定数を削減すべき」との意見に対しては、堺市、北九州市で、「現在の定数が適正」との回答があったが、その他の議会では、無回答、または協議中との意見であった。
- ・ 「議員報酬を削減すべき」との意見に対しては、横浜市、堺市、北九州市で、「現在の報酬が適正」と回答している。他の議会では、無回答、または検討の可能性あり、協議中となっている。
- ・ 議員の兼業については、新潟市で「専業に固定してしまうと、それに対応できる限られた範囲の中からはしか議員になれない」という理由から兼業が必要であると回答された。一方で、静岡市、北九州市では、専業が望ましいとの回答だった。

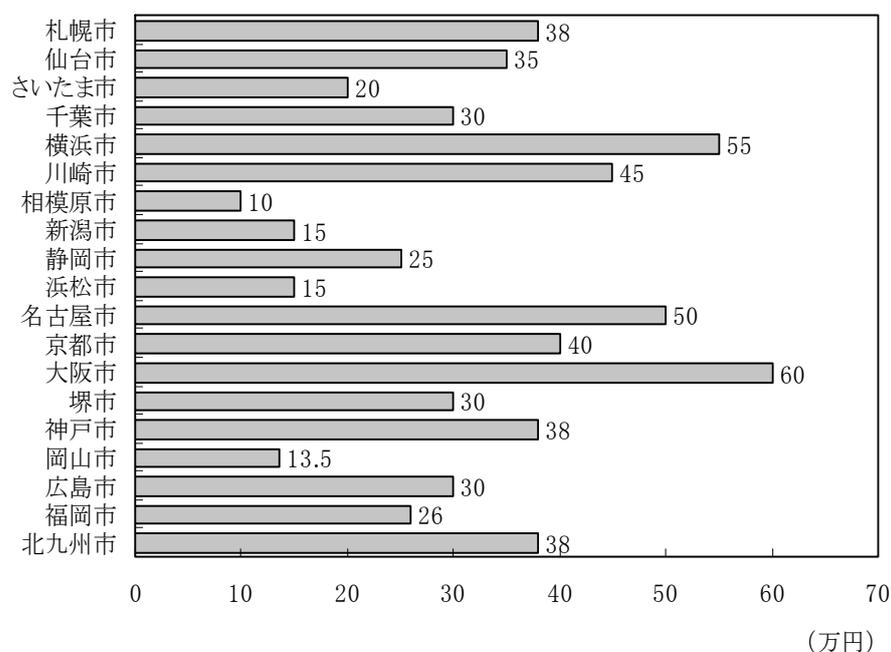
以下では、各回答の結果を記していく。

(3) 政務調査費について

- ・ 政務調査費は、すべての議員に支給されている。その平均は、月額約 32 万円程度である。
- ・ 政務調査費は、19 議会で収支報告書への領収書等の添付が義務付けられており、9 議会で政務調査費の使用用途を公開している。
- ・ さいたま市では会派に対し交付する政務調査費の月額は、34 万円又は 14 万円のうちから各会派が選択した額に当該会派に所属する議員の数を乗じて得た額としている。14 万円の額を選択した会派に所属する議員及びいずれの会派にも所属しない議員に対し交付する政務調査費の月額は 20 万円である。
- ・ 京都市では月額 40 万円のほかに、会派に対して所属議員一人当たり月額 14 万円を交付している。
- ・ 大阪市では、今任期中（～平成 23 年 4 月）については 10%減額（月額 54 万円）している。
- ・ 神戸市では、会派に所属する議員数により加算がある。
- ・ 福岡市では、会派交付（35 万円/月）又は会派（9 万円/月）及び議員（26 万円/月）の選択制の方法で支給している。

【問】 議員一人当たりの政務調査費の金額をご記入ください。

図表 1 政令市議会別政務調査費



【問】 政務調査費の支払方法について（複数回答）

- ・ 議員個人：該当なし
- ・ 会派単位：10 議会
札幌市、仙台市、静岡市、浜松市、名古屋市、大阪市、神戸市、岡山市、広島市、
北九州市
- ・ 会派及び議員個人：5 議会
さいたま市、川崎市、相模原市、京都市、堺市
- ・ その他：4 議会
千葉市、新潟市、福岡市（会派及び会派及び議員の選択制）、横浜市（会派又は議員）

【問】政務調査費制度について取り組まれていることがあれば対象となる項目すべてに○をつけてください（複数回答）

図表 2 政務調査費について

選択肢	政令市議会
収支報告書への領収書等の添付義務付け	19
収支報告書とともに実績報告書の提出を義務付け	5
政務調査費の監査を外部委託している	0
政務調査費の使用用途を公開している	9
その他	3

*その他の回答

仙台市：収支報告書とともに調査研究活動報告書の提出を義務づけ。

相模原市：平成 20、21 年度の収支報告書等の公文書公開請求によらない閲覧が可能。

京都市：調査の概要を記載した出張記録書の提出を義務付け、公開している。

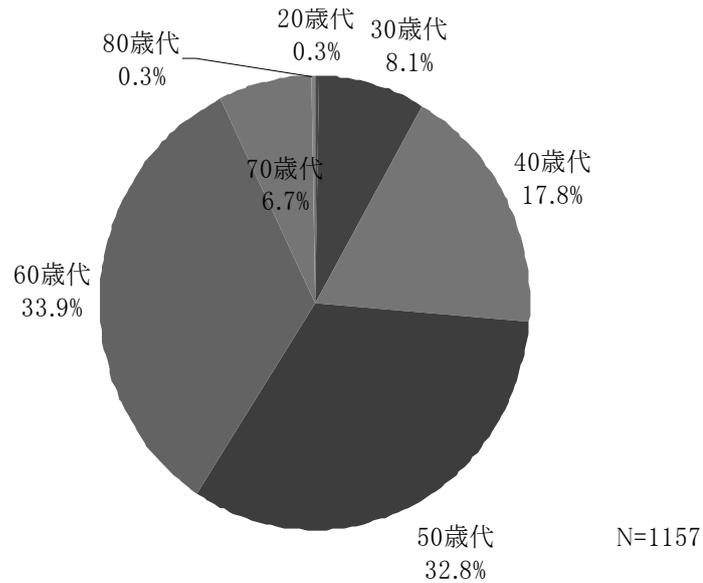
(4) 議員について

- ・ 議員の年齢構成は、30 歳代が 8.1%、40 歳代が 17.8%、50 歳代が 32.8%、60 歳代が 33.9%、70 歳代が 6.7%となっている。50 歳代と 60 歳代で全体の約 7 割を占めている。
- ・ 議員の当選期構成は、1 期が 22.0%、2 期が 22.9%、3 期が 16.9%、4 期が 13.1%、

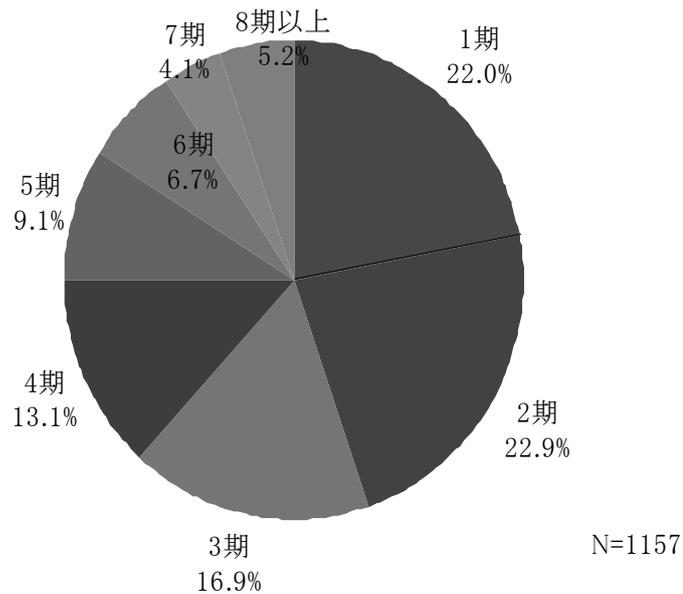
5期が9.1%、6期が6.7%、7期が4.1%、8期以上が5.2%となっている。1期～4期までが全体の約6割を占めている。

【問】議員の年齢構成及び当選期構成をご回答ください。

図表3 議員の年齢構成



図表4 議員の当選期構成



(5) 議会活動について

- ・ 議長の任期が決まっている（慣例や先例含む）議会は9議会であり、決まっていない議会は10議会であった。また任期が決まっている議会の議長の任期期間は、任期1年が7議会、任期2年が2議会となっている。
- ・ 議員間討議は、3議会で委員会・本会議ともに行われているが、13議会で行われていない。
- ・ 反問権については、すべての議会で認められていなかった。
- ・ 本会議の一般質問、代表質問のいずれかで一問一答制を導入しているのは、2議会であった。

【問】 議長の任期は決まっていますか。

図表5 議長の任期について

回答	政令市議会	政令市議会名
a.決まっている	9	千葉市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市
b.決まっていない	10	札幌市、仙台市、さいたま市、川崎市、横浜市、相模原市、京都市、広島市、福岡市、北九州市

*議長の任期が決まっている場合の任期は

- ・ 任期は2年：2議会（新潟市、岡山市）
- ・ 任期は1年：7議会（千葉市、静岡市、浜松市、名古屋市、大阪市、堺市、神戸市）

【問】 議員間討議は行われていますか（複数回答）。

a. 委員会で行われている：4議会

川崎市、横浜市、名古屋市、京都市

b. 本会議で行われている：4議会

川崎市、横浜市、名古屋市、京都市

c. 行われていない：13議会

札幌市、さいたま市、千葉市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市

d. その他：3 議会

- ・ 仙台市：必要に応じて行っている。
- ・ 千葉市：議案の賛否に関する意見表明を行う「討論」を実施している。
- ・ 福岡市：議員提出議案については委員会で行っている。

【問】 反問権（首長から議員への質問）が認められていますか。

- a. 認められている：該当なし
- b. 認められていない：19 議会市

【問】 本会議の一般質問、代表質問のいずれかで、一問一答制を導入していますか。

- a. 導入している：2 議会

川崎市、名古屋市

- b. 導入していない：17 議会

札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、
浜松市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、福岡市、北九州市

【問】 議員または委員会が提出した政策的な条例案はありますか。ある場合は、過去 5 年間に
関して、条例案名をご記入ください。

・ 議員が提出した政策的な条例

札幌市住宅リフォーム資金助成条例

札幌市たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱の防止等に関する条例

札幌市議会政務調査費の交付に関する条例

札幌市住宅耐震化促進条例

札幌市文化芸術振興条例

札幌市福祉灯油助成条例

札幌市環境負荷低減等のための住宅リフォームの促進に関する条例

仙台市奨学費支給条例

仙台市健康福祉サービスに係る苦情処理に関する条例

仙台市駐車場条例の一部を改正する条例

仙台市下水道条例等の一部を改正する条例

仙台市水道事業給水条例の一部を改正する条例

仙台市市税条例の一部を改正する条例
仙台市介護サービスに係る費用の助成に関する条例
仙台市新規就農者支援事業助成金交付条例
仙台市子どもの医療費の助成に関する条例
仙台市中小企業振興基本条例制定委員会設置条例
さいたま市住民基本台帳の閲覧等に関する条例
千葉市下水道条例の一部を改正する条例
千葉市道路占用料条例の一部を改正する条例
千葉市介護サービス質向上委員会設置条例
千葉市水道水源保護条例
千葉市社会福祉法人等による介護保険サービスに係る利用者負担の軽減に関する条例
千葉市障害者自立支援法による利用者負担額の助成に関する条例
日本スポーツ振興センター共済掛金徴収条例の一部を改正する条例
千葉市学校給食費補助金の交付に関する条例
千葉市下水道あり方検討委員会設置条例
千葉市子どもを虐待から守る条例
千葉市国民県保険条例の一部を改正する条例
母子等の家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
心身障害者の医療費の女性に関する条例の一部を改正する条例
千葉市高齢者孤独死対策会議設置条例
千葉市食の安全・安心推進委員会設置条例
千葉市生活保護受給世帯に対する通塾等に係る経費の助成に関する条例
千葉都市モノレール事業あり方検討委員会設置条例
千葉市身体障害児童福祉手当支給条例の一部を改正する条例
千葉市中心身障害者福祉手当支給条例の一部を改正する条例
心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
千葉市大学奨学金支給条例
千葉市父子家庭等支援手当支給条例
千葉市精神障害者に係る千葉都市モノレールの運賃の助成に関する条例
千葉市多重債務者対策検討協議会設置条例
千葉市外国人市民協議会設置条例
千葉市空地に係る雑草等の除去に関する条例
千葉市議会議員の政治倫理に関する条例
千葉市国民県保険条例の一部を改正する条例
川崎市議会議会基本条例

新潟市食と農の都市づくり条例案
新潟市農業及び農村の振興に関する条例
新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例
新潟市国民健康保険条例の一部を改正する条例
静岡市めざせ茶どころ日本一条例
浜松市市政に係る重要な計画の議決等に関する条例
名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例の一部を改正す
例
市会の議決すべき事件等に関する条例
名古屋市住民投票条例（継続審議）
使用料の増額等に係る市民への周知期間の確保に関する条例
名古屋市市民税減税条例の一部を改正する条例
名古屋市公開事業審査の実施に関する条例（未公布）
議会審議活性化促進条例
予算編成の透明性の確保と市民意見の予算への反映に関する条例
名古屋市議会の議員の議員報酬の額を市民参加・市民公開で検討し定める条例
名古屋市住宅リフォーム助成条例
大阪市乳幼児等医療費助成条例
大阪市国民健康保険条例の一部を改正する条例
大阪市設霊園条例の一部を改正する条例
大阪市介護保険条例の一部を改正する条例
障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス等に要した費用の支給に関する条例
職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
堺市障害者在宅自立支援費支給条例
堺市議会の議決すべき事件等に関する条例
神戸市敬老優待乗車証の交付に関する条例
地域主体による生物多様性の保全を推進する条例
岡山市開発行為の許可基準等に関する条例の一部を改正する条例
岡山市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例
福岡市市行政に係る重要な計画の議決等に関する条例
福岡市風俗関連の営業に係る勧誘、誘引及び客待ち等の防止に関する条例
福岡市議会議員選挙公報発行条例
福岡市留守家庭子ども会事業の実施に関する条例の一部を改正する条例
人に優しく安全で快適なまち福岡をつくる条例の一部を改正する条例
公共交通空白地等及び移動制約者に係る生活交通の確保に関する条例

福岡市住宅リフォーム助成条例

北九州市障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス等に要した費用の支給に関する条例

北九州市市行政に係る重要な計画の議決等に関する条例

- ・委員会が提出した政策的な条例案
該当なし

(6) 議会における住民参加について

- ・ 陳情・請願については、住民が議会で意見を述べる参考人・公聴会の制度を設けている
議会は7議会となっている。一方で制度は設けていないが、特定の状況において機会を
設けている議会を含めると14議会が請願・陳情に関する住民参加を認めている。
- ・ 常任委員会への住民の傍聴については、傍聴の方法にもよるが全ての議会で認められて
いる。傍聴の際の資料提供に関しても、岡山市を除く全ての市で閲覧可能となっている。
- ・ 議案に対する（議員個人の）賛否の公開については、4議会で一部公開されているが他
の議会では公開はされていない。
- ・ 本会議及び委員会の、土曜・日曜・夜間開催については、19議会すべてで開催はされて
いなかった。

【問】 請願・陳情に関する参考人・公聴会の制度を設けていますか。

a. 設けている：7議会

さいたま市、横浜市、千葉市、浜松市、京都市、神戸市、広島市、北九州市

b. 設けていない：4議会

川崎市、大阪市、堺市、岡山市

c. その他：8議会

- ・ 札幌市：請願・陳情提出者に参考人・公聴会制度を適用していないが、委員会審査の
際、趣旨説明するための機会を設けている。
- ・ 仙台市：議会（委員会）側が必要と判断する場合には提出者が直接説明する機会を設
けることがある。
- ・ 相模原市：委員会条例に規定はあるが、実施実績はない。
- ・ 新潟市：場合によっては、提出者からの趣旨説明の場を設けている。
- ・ 静岡市：請願等に限っての参考人制度等を設けてはいないが、運用上請願書等の趣旨

説明や委員や当局との質疑の場は設けている。

- ・名古屋市：請願人・陳情者から口頭陳情の申し出があった場合、委員会に諮り、開議前または休憩中に、口頭陳情を原則許可している。
- ・福岡市：請願審査を行う委員会では、開会前に請願者の口頭陳述を認めている。

【問】 常任委員会への住民の傍聴を認めていますか。

a. 傍聴できる：16 議会

札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、福岡市、北九州市

b. 傍聴できない：該当なし

c. その他：3 議会

- ・横浜市：傍聴希望者がいる場合、傍聴許可願に申請者の住所、氏名、傍聴希望案件等を記載してもらい、該当の委員会にて諮るが、許可された事例はない。なお、委員会開会中には、別室にてモニター傍聴を実施している。この場合、申請等は必要としていない。
- ・京都市：市会モニター室においてモニター視聴が可能であるが、直接傍聴は委員会において許可が必要。
- ・大阪市：直接傍聴は認めていないがモニター傍聴は実施している。

【問】 傍聴者への資料提供は行われていますか。

a. 提供している：15 議会

札幌市、さいたま市、千葉市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、堺市、神戸市、広島市、福岡市、北九州市

b. 提供していない：1 議会（岡山市）

c. その他：3 議会

- ・仙台市：開会と同時に議会図書室で閲覧可能である。
- ・川崎市：議会運営委員会において検討中。
- ・大阪市：モニター傍聴者に議題と質疑予定表を提供し、議案等は市会図書室に配架している。

【問】 議案に対する（議員個人の）賛否の公開は行っていますか。

a. 全面公開している：該当なし

b. 一部公開している：該当なし

c. 公開していない：13 議会

さいたま市、千葉市、川崎市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、大阪市、堺市
神戸市、岡山市、広島市、北九州市

d. その他：

- ・札幌市：会派単位で賛否公開を基本とし、会派内で賛否が分かれた場合は議員個人の賛否を公開している。
- ・仙台市：相模原市・京都市：会派単位で行っている。
- ・横浜市：議員個人としての賛否は公開していないが、会派ごとの賛否は公開している。
- ・福岡市：検討中。

【問】 議案関連資料の公開は行われていますか。

a. 公開している：18 議会

仙台市、さいたま市、千葉市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、
名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、福岡市、北九州市

b. 公開していない：該当なし

c. その他

- ・札幌市：担当の市長部局にて対応している。

【問】 貴議会では本会議及び委員会の、土曜・日曜・夜間開催を行っていますか。

a. 行っている：該当なし

b. 検討している：該当なし

c. 行っていない：19 議会

【問】 近年では議員（議会）が政策条例を提案する傾向が強まっています。執行機関が条例を提案する際は、パブリックコメント制度等により住民の意向を把握しています。一方で議員（議会）の場合は、そのような制度が構築されていないことがあります。その際、議員（議会）どのような手法により住民の意向を把握しているのでしょうか。下記に記述でご回答ください。

*下記の回答を得た。

- ・ 市民アンケートのほか、各種関係団体からのヒアリングなどを実施している（札幌市）。
- ・ 日常の調査活動・公聴活動（アンケート調査等）を通じて把握している（仙台市）。
- ・ 議会として提案するものであれば、記者発表や市議会のホームページ等で条例案を周知し、市民の意見を聴取することで把握することとなる。各会派や個人から提案するものであれば、記者発表や会派（議員個人）のホームページに公開することにより条例案を周知し、市民の意見を聴取することとなる（さいたま市）。
- ・ 議員は地域の代表であり、日頃から住民の意向を把握していると考え。パブリックコメントに類似した調査を行った事例として、各自治会への調査、ホームページ上での調査を行った（千葉市）。
- ・ 議会の制度として、公聴会を開催することができる。また、議員としては、アンケートの実施等を行っている（横浜市）。
- ・ 議会基本条例制定の検討の際に、市町のパブリックコメント手続に準じて、パブリックコメントを実施し、市民の意向の把握に努めた。また、通常の議員活動において、常に市民の意向の把握に努めている（川崎市）。
- ・ 議会としては、パブリックコメント制度等による住民意見の把握は、これまで行っていない（新潟市）。
- ・ 執行機関と同様、パブリックコメント制度等の活用を考えている（静岡市）。
- ・ 議員活動として、支援者や支持団体あるいは市民との意見交換などを実施し、住民の意向を把握していると思われ（浜松市）。
- ・ 議員又は会派が、市政報告会・市政相談会の開催や広報紙の発行等を通じて、住民の意向を把握していると思われませんが、詳細については承知しておりません（名古屋市）。
- ・ 相談対応、要望聴取等の広聴活動をはじめ日常的な議員活動を通じて意向把握されていると考える。また、本市においては、会派が独自でパブリックコメントを実施している例がある（京都市）。
- ・ 特になし（大阪市）。
- ・ 議会（委員会）は、その決定で公聴会を開くことができる。議会（委員会）は、その決定で参考人から意見を聞くことができる。議員個人については、議会事務局では、個別に把握していない（堺市）。
- ・ 新規の政策条例の事例はありません（広島市）。
- ・ 本市議会において、これまで条例提出前に置けるパブリックコメントは行っていない状況である。議員提案条例に当たって、各議員や会派がどのようにして住民の意向を把握しているかについては、議会事務局として承知していないため、回答は困難である（福岡市）。
- ・ 日ごろからの議員活動を通じ、住民の意見を把握していると考えている。現在、議会基

本条例の制定に向け、会議を立ちあげ、その中で、パブリックコメントの導入についても検討されている（北九州市）。

(7) 議会改革について

- ・ 多くの議会は、議会改革に対する取り組みとして「議会に関するホームページの充実」や「インターネットによる議会のライブ中継」等を行っている。
- ・ 議会改革を進める組織として「議会改革推進組織」は 11 議会で設置されている。
- ・ 今後の議会に必要なこととしては、「執行機関に対する監視機能の強化」（9 議会）や「議会の立法・政策能力の向上」（9 議会）、「開かれた議会づくり」（8 議会）が挙げられている。
- ・ 地方議会議員年金の改正または廃止に関する決議を行っている議会は、横浜市と京都市という結果となっている。

【問】貴議会で正在に行われている議会改革に対する取り組みとして該当する項目に○をつけてください（複数回答）。

a. 議会基本条例を制定している：3 議会

さいたま市：平成 21 年制定

川崎市：平成 21 年制定

名古屋市：平成 22 年制定

b. 議会基本条例の制定を予定している：2 議会（札幌市、北九州市）

c. 議会改革推進組織を設置している：11 市議会

札幌市：議会改革・機能強化検討委員会

さいたま市：議会改革推進特別委員会

仙台市：議会改革検討会議

千葉市：議会改革検討協議会

浜松市：議会改革検討会議

名古屋市：議会改革推進協議会

京都市：市会改革推進委員会

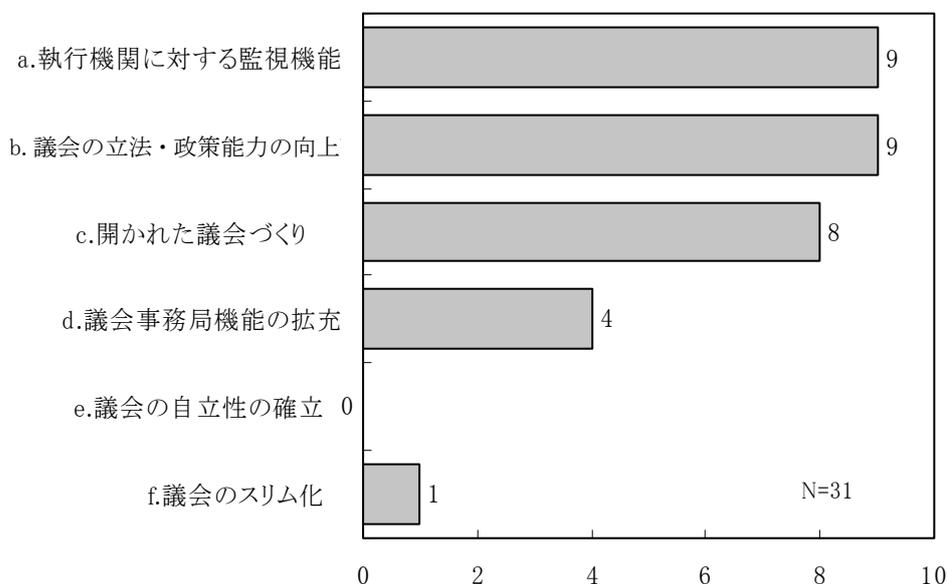
岡山市：議会のありかた検討会議

広島市：議会改革検討委員会

- 福岡市 : 議会活性化推進会議
- 北九州市 : 議会改革協議会 (2009年)、議会基本条例検討会
- d. 議員以外の専門家・市民が参加する組織を設けている : 1 議会
京都市会情報公開審査会
- e. 議会として研修会・勉強会を開催している : 7 議会
札幌市、静岡市、京都市、堺市、神戸市、岡山市、北九州市
- f. インターネットによる議会のライブ中継を行っている : 15 議会
札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、川崎市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、
浜松市、名古屋市、京都市、広島市、福岡市、北九州市
- g. 議会に関するホームページの充実を図っている : 19 議会
札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、川崎市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、
浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、福岡市、
北九州市
- h. 議会として住民との懇談会を開催している : 該当なし
- i. 議会・議員活動を一定の評価項目を基本にして評価し、公表している : 該当なし
- j. 特に行っていない : 該当なし
- k. その他 : 5 議会
- ・札幌市 : 政務調査費の手引きの策定、政務調査費に係る領収書等の全面公開、費用弁償の廃止、政務調査費の時限的減額、海外視察の一時凍結。
 - ・新潟市 : 議会基本条例検討会 (議長の私的諮問機関) の中で議会改革も議論されている。
 - ・名古屋市 : 市民議会演説制度の実施、議会報告会の開催、議員で構成する編集委員会による議会広報の編集、本会議の質疑応答における一問一答方式の選択、政務調査費の領収書の全面公開、費用弁償の廃止、議員報酬の減額など。
 - ・広島市 : 議会基本条例の制定を検討している。

【問】 これからの議会に必要なことは何だと思われますか（複数回答）。

図表6 これからの議会に必要な要素



【問】 貴議会では地方議会議員年金の改正または廃止に関する決議をされていますか。

a. 決議をしている：2議会

- ・横浜市：現行の地方議会議員年金制度の掛金、給付水準を維持すべきとの内容の意見書を国に提出している。
- ・京都市：地方議会議員年金制度に関する意見書（平成21年12月10日議決）を国に提出した。

b. 決議はしていない：17議会

札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、福岡市、北九州市

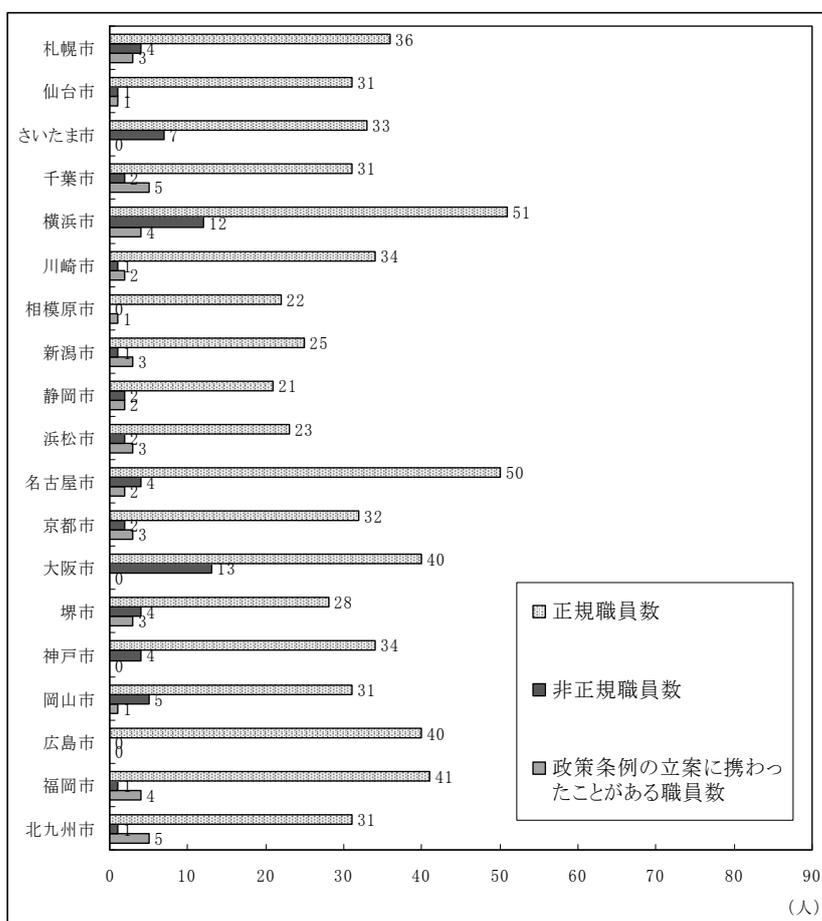
(8) 議会事務局について

- ・政令市議会の議会事務局では、平均して約33人の正規職員、約3人の非正規職員がおり、政策条例の立案に携わったことがある職員は、平均して約2人いる。4議会（さいたま市、大阪市、神戸市、広島市）では、政策条例の立案に携わったことがある職員がいなかった。

- ・ 議会事務局では、職員の法務能力を高めるために研修会やセミナー、勉強会等への積極的参加が図られている。また、専門的知見の活用として外部からの人材を導入しているのは、京都市と大阪市であった。
- ・ 議会に関するニュースの中では、「議会改革」に関心が集まった。

【問】 貴議会事務局の職員は何名ですか。

図表 7 議会事務局員の職員数



【問】 貴議会事務局の政策立案機能の強化（立法・政策能力の向上）をどのようにはかっていますか。

* 下記の回答を得た。

- ・ 政策立案に係る研修の実施、政策立案に関連する書籍等の充実（札幌市）。

- ・ 研修等により強化を図っている（仙台市）。
- ・ 外部の団体が開催する研修等に積極的に参加することにより、強化をはかっている（さいたま市）。
- ・ 法制等担当を配置し、議員提案に向けた調査・相談等を行うことで、議会の政策立案機能をサポートしています（横浜市）。
- ・ 政策立案機能の強化のため、平成 21 年 4 月の組織改正において、従前の調査課から広報部門を移管し、政策提案、法制、調査機能等に特化した組織である政策調査課を新設した（川崎市）。
- ・ 議事調査課調査班を政策調査課として課担当の組織とした（平成 22 年度）。事務局職員の各種研修への参加（相模原市）。
- ・ 各種研修会への参加、執行部の法制審査に参加し、法制能力の強化をはかっている（新潟市）。
- ・ 各種政策法務研修への参加、執行当局が開いている政策法務部会へのオブザーバー参加（静岡市）。
- ・ 他都市の先例について調査・研究するとともに、職員個人の資質を向上させるための各種研修へ参加しています（浜松市）。
- ・ 平成 17 年度から新たに主幹（法制）を設置、職員の法制執務研修や政策法務研修への参加（名古屋市）。
- ・ 独自研修の実施、各種研修への参加、市会図書室の機能強化（京都市）。
- ・ 各種団体が主催する研修会や勉強会への出席を促進し、職員の能力向上に努めている（大阪市）。
- ・ 議会事務局に、調査法制担当課長を置いている。調査法制担当課長の下に調査法制グループを置いている。調査法制担当課長及び調査法制グループ職員に対し、立法・政策能力向上のための専門研修を受講させている（堺市）。
- ・ 特になし（神戸市）。
- ・ 政策法務課兼務の職員を一人配置し、年間 6 回程度政策法務専門研修を受講している（岡山市）。
- ・ 法制担当職員の配置、職員への政策立案に関する研修（広島市）。
- ・ 平成 11 年 10 月から、議員立法の実務を経験させるため、衆議院法制局への派遣研修を実施（現在 6 人目の派遣を実施中）し、人材の育成に努めるとともに、平成 15 年 4 月には、当時の「調査課」を「調査法制課」に改め、同課に「法制係」を新設するなど、議会事務局における法制能力の向上及び組織の充実に取り組んでいる。平成 20 年度には、法制係を 1 名増員して 3 名体制とするなど、さらなる議員の補佐機能の強化を進めている（福岡市）。
- ・ 調査課に法制実務に精通した職員を配置（調査課職員 5 名中課長 1 名係長 1 名職員 1 名

を配置)、政策課を新たに設置(平成22年度)(北九州市)。

【問】貴議会事務局には外部からの人材(専門的知見の活用制度)の導入を図っていますか。

a. 外部からの人材がいる：2議会

京都市：市会の公文書公開に係る不服申立てがあった場合に、市会議長の諮問を受けてその審査を行う「京都市会情報公開審査会」において人材を導入した。委員は、議員を含まない外部の有識者のみ(5名以内)で構成している。

大阪市：法律顧問として弁護士並びに公認会計士と契約を行っている。

b. 外部からの人材はいない：17議会

札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、川崎市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、福岡市、北九州市

【問】有料の行政ニュースに関心はありますか。

a. 関心はある：11議会

札幌市、千葉市、川崎市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、京都市、堺市、福岡市、北九州市

b. 関心はない：6議会

仙台市、さいたま市、浜松市、大阪市、岡山市、広島市

無回答：2議会

【問】議会に係るニュースのうち、どの分野の内容に関心をお持ちですか。

a. 首長選挙：該当なし

b. 議員選挙：該当なし

c. 議員報酬：1議会

d. 議員定数：4議会

e. 議員年金：4議会

f. 議会改革：10議会

g. 議員立法：6議会

h. その他：4議会

・札幌市：いずれにも関心を持っている。

- ・横浜市：政務調査費。
- ・京都市：議会制度。
- ・福岡市：地方議会全般に係る情報。

(9) 道州制について

- ・ 道州制については、回答を得た 18 議会（1 議会は無回答）ともに、「不明確であり回答できない」や「明確なイメージができない」などの理由で回答困難となった（横浜市議会のみ「b. 縮小する」と回答した）。

*回答できないとする理由は下記のとおり。

- ・ 道州制の詳細について不明確な部分もあるため。
- ・ 道州制自体、明確なイメージができないので、対比できない。
- ・ 現在のところ、当市会においては未検討課題であるため。
- ・ 議会事務局としてお答えすることはできません。

(10) その他

- ・ 「議員定数を削減すべき」との意見に対しては、堺市、北九州市で「現在の定数が適正」との回答があったが、その他の議会では、無回答、または協議中との意見であった。
- ・ 「議員報酬を削減すべき」との意見に対しては、横浜市、堺市、北九州市で、「現在の報酬が適正」と回答している。他の議会では、無回答、または検討の可能性あり、協議中となっている。
- ・ 議員の兼業については、新潟市で「専門に固定してしまうと、それに対応できる限られた範囲の中からは議員になれない」という理由から兼業が必要であると回答された。一方で、静岡市、北九州市では、専門が望ましいとの回答だった。

【問】 議員定数を削減すべきだとの意見に対してどのようにお考えですか。

- 現在の定数が適正である：2 議会（堺市、北九州市）
- 定数削減は必要である（もしくは検討している）：該当なし
- 定数は増やすべきである（もしくは検討している）：該当なし
- その他：7 議会

- ・札幌市：本年3月19日に開催の議会改革・機能強化検討委員会において、議員定数は現行のままとするとの結論に至っている。
- ・さいたま市：平成20年9月定例会において議員定数を64人から60人に削減しており、次の一般選挙から適用する。
- ・横浜市：次の一般選挙から議員定数は92名から86名となる。
- ・新潟市：住民自治実現のために、当該地域住民が何人を必要とするかである。
- ・静岡市：検討の可能性あり。
- ・名古屋市：議会改革推進協議会で協議している。
- ・福岡市：今後検討する方向である。

無回答：10 議会

【問】 議員報酬を削減すべきだとの意見に対してどのようにお考えですか。

- a. 現在の報酬が適正である：3 議会（横浜市、堺市、北九州市）
- b. 報酬削減は必要である（もしくは検討している）：該当なし
- c. 報酬は増やすべきである（もしくは検討している）：該当なし
- d. その他：5 議会

- ・札幌市：札幌市特別職報酬等審議会の答申（平成21年12月22日）において、議員報酬の額を据え置くことが適当であるとされた。
- ・さいたま市：平成21年12月定例会において議員の期末手当の支給割合を170/100から150/100に引き下げ、年間で0.2月分削減している。
- ・新潟市：明確な基準はない。当該住民が議員の職務に対し正当な額と判断するかである。
- ・静岡市：検討の可能性あり。
- ・名古屋市：議会改革推進協議会で協議している。

無回答：11 市議会

【問】 議員の兼業についてどのように評価されていますか。

- a. 兼業は必要である
 - ・新潟市：専業に固定してしまうと、それに対応できる限られた範囲の中からは議員になれない。

b. 専門が望ましい。

- ・ 静岡市：二元代表制の下での役割の複雑化、専門化が見込まれるため。
- ・ 北九州市：政令市の市議会を支えるためには専門が望ましい。

無回答：16 議会

IV ヒアリング調査概要

Web 検索、新聞記事・各種文献、アンケート調査等に加えて、それらから明らかになった特徴的な地方議会を中心に個別のヒアリング調査を実施した。ヒアリング調査は、①議会改革について、②議員提案政策条例について、③議会事務局について、④道州制（他議会との連携）について、を中心に実施し地方議会の実態を把握した。なお、下記のヒアリング調査概要では、地方議会名ははずしている。

A県議会のヒアリング調査概要

■概要：最大会派は自民党であり、25名となっている。次いで民主党の11名となっている。公明党は3名である。過去、議員提案政策条例を実施したことがあり、既に数条例が成立している。議会基本条例はない。

○議会改革について

- ・ 地方分権化の流れの中で、地方自治体の持つ権限や機能が拡大しつつある。そして二元代表制における県議会としても、行政に対する監視といった本来の機能の充実に加え、県民の意見や要望を県政に反映させるため政策立案機能などの議会改革は必要と考える。
- ・ 政務調査費等議会改革検討委員会を設置し、議会改革に取り組んでいる。同委員会では、政務調査費の透明性の確保等に関する内容に加え、議会の効率的・効果的運営に係る改革に関する項目について議論を重ねている。
- ・ 議会の権限を強化するために、「行政に係る基本的な計画の策定等を議会の議決すべきものとして定める条例」を制定している。
- ・ 既に指摘したように、議会改革は必要だと考えている。そこで、本県においても、議会改革を進めている。しかし、議会改革は見えるものでもなく、またすぐに結果があらわれるものでもないため、県民等の評価が低い現状があるかもしれない。

○議員提案政策条例について

- ・ 自民党会派を中心に、議員提案政策条例が活発化している。成立した政策条例としては、例えば「中小企業振興基本条例」や「稲わらの有効利用の促進及び焼却防止に関する条例」がある。一方で、不成立は「高レベル放射性廃棄物最終処分地としないことを宣言する条例」である。
- ・ 議員が政策条例を提案していくことは、良いことだと捉えている。事務局も、可能な範

困で、議員の政策立案を後方支援していきたいと考えている。

- ・ 中小企業振興基本条例は、県内中小企業の振興を図ることが目的である。同条例に基づき、執行部としてさまざまな施策や事業を実施している。その意味では、同条例の効果は大きいと思われる。
- ・ 一方で、稲わらの有効利用の促進及び焼却防止に関する条例は、他都道府県にない条例であり、さまざまな事例を収集して、何もない状態から検討した条例である。それゆえに苦労が多かった。議員のほうでたたき台を示し、事務局が補佐に入るという形で進めた。
- ・ 同条例に基づき、県は稲わらの販売を希望する津軽地方の稲作農家と、希望する県南地方の畜産農家を引き合わせる「稲わら商談会」を開催している。また、家畜への敷きわら、たい肥づくり、畑への敷きわらなどに再利用できることから、「稲わらフリーデン」や「稲わらフリーマーケット」なども実施している。制定が間もないため、効果の測定は難しいが、条例に基づき、わら焼きスモッグは一定程度解消されたと考える。
- ・ 議員提案政策条例について、本県議会でパブリックコメント制度が構築されていない。そこで議員が現地調査や意見交換会を行い住民の意向を確認している。今後、議員が政策条例を提案していく傾向は強まっていくと考えている。

○議会事務局について

- ・ 議会事務局を強化することにより、議員への情報提供の充実をはかろうとしている。しかし、執行部の職員が減少する中で、議会事務局の職員だけを増やすことは難しい。
- ・ 議会事務局の職員は増やせない一方で、地方分権により、議会事務局を強化しなくてはいけないという現状があり、ジレンマに陥っている。
- ・ 議会事務局を強化するために、可能な限り、職員を外部の政策法務研修等へ参加させることにより、議会事務局の立案能力の向上を図っている。
- ・ 現在の議会事務局の職員数は、適正規模と判断している。既に言及したように、執行部の職員が減少していく中で、議会事務局だけが職員を増員することは難しいと考えている。現状の人員の中で議会運営を進めていかななくてはいけない。

○道州制について

- ・ 道州制については、情報が少ないため、コメントすることはできない。実施されるのか、されないのかという、不確実な状態では、明確な見解を示すことはできない。そのため道州制における議会の役割についても何も言えない。
- ・ しかし、執行機関として県は、一定の見解を示している。それは、「国の権限と税財源を地方に大幅に移譲することを基本とする分権型の道州制であれば、現在の東京一極集中、中央省庁主導の行財政システムを変革し、小さな政府、大きな地方主権を具体化するも

のであり、地方の自主・自立を実現するためにも推進されるべき」と言及している。

- また「道州制は、国のかたちの根本に関わるものであり、国と地方双方の政府を再構築し、真の分権型社会を実現するものでなければならない」と考えている。詳細は、県のホームページ等を確認して欲しい。

(2010年6月13日実施)

B県議会のヒアリング調査概要

- 概要 : 関東地方の北東に位置する。議員数は法定の上限数は74名であるが、条例によって65名と定められている。議会構成は自民党が44名と最も多い。次いで民主党が6名、公明党が4名となっている。

○議会改革について

- 情報公開の流れとして、議事堂ツアーや携帯サイトの開設、議会中継をはじめた。それ以外の「議会改革」としては、今のところ何も取り組んでいない。今後は、議会の定数の問題がでてくると思う。
- 議会改革の一つとして議事堂ツアーを実施している。同ツアーは希望があれば対応している。県庁舎が建って10年ほど経過するため、その見学のついでに議事堂にも来る場合がある。また、議員の紹介で見学に來たり、小学生等の社会科見学にとしても使われている。このツアーは、議会事務局総務課で対応している。
- 平成22年から議会の携帯サイトを開設している。平成22年7月の1ヶ月のアクセス数は302件である。県執行部の携帯サイトアクセス数は22,000件である。多いか少ないかは判断できないが、携帯サイトは情報量が限られるのでこのくらいの訪問者であると認識している。
- 携帯サイトをはじめた経緯は、議員からの提案だった。議会広報に関し、情報委員会を設置している。同委員会は情報公開条例の中に定めている委員会である。そこでの意見を聞いて、携帯でのサイトの開設がはじまった。また、議会たよりに携帯サイトのQRコードを載せている。
- 議会中継は、5,000を下回るくらいのアクセス数である。
- 市町村から、平成大合併（県内は83団体から44団体まで減っている）らより、身を削ってきたため、県議も減らしてはどうかという指摘がある。それに加えて、県の財政状況の悪化から議員定数削減の話がでてきている。
- 議員定数削減については、議長に対し陳情と要望が一回ずつでている。平成22年12月に選挙があるが、定数は削減されていない。その意味では、選挙後、今後の議論として

避けられない状況になると思う。

○議会基本条例について

- ・ 本県では制定していない。しかし、会派（公明党）の中では、会派マニフェストに書かれているところもある。
- ・ 議員から事務局に対し、議会基本条例についての資料要求がある。
- ・ 議会基本条例を制定して何をするのか、見えてきていない。議会基本条例を制定すること自体は否定しないが、今のところ目的が明確ではない。
- ・ 議会基本条例で定めなければならないことは、既に県議会条例で定められている。議会基本条例を作るとなると、県議会条例をはじめ関連する条例の大改正になる。そこまでして、議会基本条例を制定すべきものか事務局サイドとして疑問である。
- ・ しかしながら、平成 22 年 12 月に行われる県議選のマニフェストの中で、議会基本条例の制定や議員定数の削減の項目がでてきている。

○政務調査費について

- ・ 現行の政務調査費に関し、議員から使いづらいという意見がある。
- ・ 議員の提案する政策条例である以上は、会派で条例案を作り事務局に持ち込むという流れがあってもよいという意見がある。そして、その過程で、政務調査費を使うことがあってもよいと考えている。しかし、現状では少ない。
- ・ 今後、議員個人が政策立案能力を高めるための勉強会や研修会等に出席する必要がでてくると思われる。その場合にも政務調査費が使えとはずである。しかし、現状では、この場合も政務調査費を使用する場合が少ない。

○日曜開催等について

- ・ 日曜日開催は、昭和 38 年と昭和 39 年に実施したことがある。その理由は、当初決まっていた会期の閉会日中に終わらなかったために、しかたなく会期延長という形で日曜開催となってしまった事例である。
- ・ 積極的に土日開催（傍聴者を増やすような開かれた議会に向けての開催）については、話がでたことはない。また県民からの要望も今のところない。

○議員提案政策条例について

- ・ 議員が提出した政策的な条例は、「屋外広告物条例の一部を改正する条例」と「快適な社会づくり基本条例」がある。
- ・ 最近では、平成 22 年 9 月 28 日に「歯と口腔の健康づくり 8020・6424 推進条例」が議員提案政策条例として制定されている。同条例は、平成 22 年 3 月に歯科医師会からの請

願があり、議員の提案で議会に出され可決という流れであったので、立法過程としては理想的な形で進められた。同条例は、各都道府県の歯科医師会が進めているものであり、最近制定している都道府県も多い。県としては比較的早い段階で制定できたと思っている。

- また同じく議員提案政策条例の「快適な社会づくり基本条例」は、平成19年12月に制定された。同条例は議員が率先してつくった条例である。快適な生活を享受するために、規範意識やモラルについて常識的な範囲で示されているものである。議員が自ら発議を行い、議員が執行部席に着く常任委員会の審議を経て、決まったものである。事務局としては、全国的に事例がない条例であったため、作り方が難しかった。議員の考え方を立法していく作業に苦労した。
- 本県では議員が提案する政策条例は多くない。議員の政策研究への意欲や気概といったものは、まだ感じられない。

○議員の政策立案能力について

- 議員の政策立案能力の強化を図らなければならないという話は、今後、全国的にもでてくると思う。この点について、事務局としても「どのように補佐していくか」などを考えていかなければいけない。
- 議員の政策立案能力は、市区町村レベルと都道府県レベルのものがあると思う。
- 議員個人が政策を立案していくのは難しいと思う。議員個人が政策条例を検討していくのは難しいと考える。そこで事務局が必要となってくる。しかし、会派（自前）でスタッフを用意できれば、政策立案能力を高めることになると思う。その際の費用を、政務調査費として使えばよいという意見はある。
- 議会はチェック機関ではなく、追認機関だと批判をいただいている。議会が政策立案機能を高めていけば、チェック機能も自ずと向上すると考えている。しかし、現実には、事務局の人数は足りなく、情報も少ないため、追認機関になってしまっている。
- 二元代表制である限りは、執行部をチェックする機能は大事だと思っている。しかしながら、現実的には、完全にチェックできていないことを認めざるを得ない。

○議会事務局について

- 事務局は、会期中と閉会中では仕事量に差がある。会期中は人手が足りない状況である。しかし、そうでない時は、人員は足りていると判断している。
- 事務局は、今の規模が妥当だと思っている。また、財政的な問題もあるため、人員を増やすことはできない。
- 今後、任期付職員の話もでてくるかもしれない。しかし、短期的に事務局の仕事量が変わるため、今の人員でやりくりするしかないと思っている。

○議会事務局の政策立案機能について

- ・ 平成 17 年より「法務主査」を 1 名配置している。法務主査を中心として「いばらきの快適な社会づくり基本条例」などの条例の立案についてサポートした。その意味では、事務局として配置した意味があったと思っている。
- ・ 本年に制定した「歯と口腔の健康づくり 8020・6424 推進条例」についても、法務主査が議員の調整や請願者とのやりとり、議員の補助など行った。担当職員の人数は 1 名と少ないが、議員提案政策条例においては役に立っていると思う。
- ・ 立法への進め方については、先に制定している都道府県を参考にしながら、請願者との調整をはじめ、その他の過程の中で議員の考え方を整理し、議員にお願いするという形で会派間の調整を実施した。
- ・ 議員間の調整は、原則として議員が行い、事務局としては条文の作成作業について法制的な見地から条例化するための適切な表現の確認を行った。時間にしては 4 ヶ月くらいである。特に請願者側の考え方や議員側の考え方のコアな部分や譲れない点など、さらには県独自の規定を入れるなどの調整に時間がかかった。
- ・ 条例に県独自のもの（らしさ）を入れることは難しい。例えば「歯と口腔の健康づくり 8020・6424 推進条例」を制定するにあたっては、歯科医師会より「たばこが健康に与える影響」について明記することをどうしても外せないという意見があった。他都道府県の歯と口腔に関する条例では、たばこについての記述はなかった。そこで、たばこが口の中に与える影響について対策を立てることが重要であるという認識から、議員をはじめ関係者と調整を行った。事務局としては、議員が「それは入れなくていい」ということであれば削る方向であった。しかし、請願者と議員のやりとりも行われ、結果的にたばこについて盛り込むこととなった。そのため、県の歯科医師会は、かなり誇りにしている条例になったと思う。
- ・ たばこについては微妙なことが多い。秋田県で県庁舎は全面禁煙だと聞いているが、一方で「議会では分煙ではだめなのか」という議論もされているようだ。建物全部を禁煙にする分煙の仕方ではなくて、建物内での喫煙室を設ければ分煙になるのではないかという説明もある。このことについて、県でも導入するときには、かなりもめることとなり、この辺りに気がついた。
- ・ 事務局の政策立案機能の強化として、外部の人材を採用する話はでたことがない。
- ・ 事務局は執行部からの人事交流であり、事務局として人を雇うことはなかった。政策立案機能の強化を考えたとき、将来的にどうするかが課題にはなってくると思う。ただし、事務局としては、県の人事に踏み込む問題となってしまう、実際に可能かどうかは難しい。
- ・ 執行部と議会事務局では人数に差がある。そして情報量も全然違う。そのような状況で、「政策研究をやれ」と言われても、実際は手をだしにくい状況である。

○議会の広域連携について

- ・ 平成 22 年 7 月よりドクターヘリをはじめている。そこで、医療や消防、災害等の事務によっては広域連携が必要と考えている。特に執行部では、北関東 3 県に加え福島県と新潟県で 5 県会議を実施している。そして、この 5 県を対象に議長会議を設け、定期的に意見交換を行っている。
- ・ 「議長」会としての連携はあるが、5 県での事務局の連携はない。一方で、事務局の会議は、1 都 9 県で行っている。
- ・ 執行部側の連携と議会側の連携は違うと思っている。執行部側は、比較的連携が取りやすい。執行部であれば知事をトップで動くが、議会は議員がいての議会であるので議員同士でやりとりすることは難しいと感じている。
- ・ 個別の事例（政策立案）に関しての協力（情報交換）は可能だと考えているが、近隣県の議会議員が互いに連携して、何か組み立てていくことは難しいと思う。

○道州制について

- ・ 道州制は大きな問題であり、事務局としては答えられない。直接、議員に聞いてほしい。また、こちらから議員を紹介することは差し控えたい。直接、各会派へ連絡を取ってほしい。

○参考にしている他議会について

- ・ 議員が個人的に視察している議会は把握していない。
- ・ 議会運営委員会の活動の中で、年 1 回は県外の事例調査に行っている。今年は宮城県議会へ行った。その理由は、議会基本条例を制定されていることと、本県の空港に関する問題として仙台空港について話を聞いた。

○その他

- ・ 事務局職員は、執行部との人事交流で配置されているため、あまり目立ったことをすると執行部に戻りづらいという本音がある。
- ・ 事務局として、会派ごとにスタッフを配置しているわけではない。しかし、自民党会派に、実質的なスタッフがついている。
- ・ 今日、「議会改革」という言葉がある、しかし、何を持って議会改革と言うのか疑問がある。「今までの議会のすべてだめだった」ということはないと思う。しばしば「改革」と言われると、今までのものはだめだから作り直しましょう、というイメージがある。少しおかしい気がする。ただし、現状にあわない面がでてきているため、現状にあわせて直していくという意味で「改革」が使われるのであればよいと思っている。
- ・ 執行部が提案する条例に対しパブリックコメントを行うことは理解できる。しかし、議

員が提案するにあたってパブリックコメントが必要なのか疑問を感じる。パブリックコメントよりも、議員個人がシティミーティングのような形で意見を聞くことは大事だと思う。また、事務局が主導してパブリックコメントを実施することも疑問を感じる。

- ・ 議員にしても事務局にしても、政策立案をどのようにしていくかは、今後キーになってくると感じている。

(2010年10月7日実施)

C市議会のヒアリング調査概要

- 概要 : 県の北東端に位置する政令市である。議会の構成は自民党が16名となっている。次いで民主党が15名であり、公明党が14名と、それぞれの会派が拮抗している。議会基本条例は早い時期に制定している。

○議会改革について

- ・ 議会のパンフレットは英語版がある。本市は、国際交流も盛んであることから、英語版の議会パンフレットを作成した。同時に、広報の充実にも努めている。

○議会基本条例について

- ・ 議会基本条例は、同規模の自治体の中では、はじめて制定された。そのため、他の同規模の自治体や市町村から視察がよく来る。
- ・ 議会基本条例は、最初に正副議長からの発案ではじまった。まず、「議会のあり方検討プロジェクト」が設置され、話し合いが一年間で20回もたれた。そして、骨子ができた状態で中間報告を行い、その後、素案ができた段階でパブリックコメントを実施した。素案から条例案にし、平成21年6月に可決した。
- ・ 発案背景としては、平成19年、平成20年当時、三位一体の地方分権の話があり、議長が今後の議会改革として、今後の地方議会がどうあるべきかあり方を見直そうという提案したことによる。そして、副議長からは、「議会を見直した成果として議会基本条例を制定してほしい」という提案がされた。副議長は民主党系会派であり、平成19年の市議会議員選挙の民主党のマニフェストに議会基本条例の制定をあげている。
- ・ 各会派が集まる団長会議において、正副議長から議会基本条例の制定に向けての提案がなされた。そして、団長会議の下に諮問機関をつくり検討された。この諮問機関には、無所属や少数会派も参加している。
- ・ 当時、議会基本条例は、三重県議会や会津若松市議会など、約10議会で制定されていた。そこで事務局は、各議会の議会基本条例の一文一文を確認し比較し資料を準備した。時

間としては一週間くらいで資料を精査した。

- 議会基本条例を作るプロセスにおいて、骨子を作る項目に関し多数決は取らず全会一致を取ることにした。また、議論そのものを活発化させるために会議は非公開とした。この作るプロセスは、本市独自のものである。
- 議会基本条例の条文自体に目新しい規定はない。その中で特徴をあげるとすれば、策定するプロセスにおいて全会一致を取ったことである。そして、事務局は資料作成や質問事項の整理等を行った。なお、事務局スタッフは会派毎に担当することはない。
- パブリックコメントは 123 件あった。同じような意見が多かった。このパブリックコメントで一番多い意見は「市民と議会という項目が最初に来るべきではないか」という内容だった。この質問については、「章立てで順序立てたため、決して市民を大事にしているわけではない」と説明した。
- パブリックコメントの中には、議会報告会を実施してほしいという意見もあった。しかし、既に議員個人はそれぞれの市民に対して説明の場を設けている。そこで議会として報告会を実施していない。議会を客観的に捉えて報告するかは、広報を充実することで結論をみた。そこで、今は広報や機関誌をはじめ、HP 等の充実を図っている。また、会議録の速報版にも取り組んでいる。しかし、議会に対しての一層の情報公開に関する市民の声は多い。

○反問権について

- 本市では、反問権とは言わず「質問権」という形を取っている。質問権とは、市長等が議長又は委員長の許可を得て、議員の質疑又は質問の趣旨を確認するための発言を行うものである。
- 質問をする権利は必要であり、それに対する趣旨を尋ねるのはよいと考える。しかし、反問という形で議論を変えられるのは、監視機能の中で影響がでてしまう可能性があるため「質問権」としている。
- 一般質問の場合において、持ち時間を設けている。一人 30 分である。代表質問においても各会派の人数割りによって時間を決めている。30 分は質問する時間と答弁する時間を含めている。議員は市民から付託を受けて質問をしている。議員として質問をすることは、議会としての監視機能の一つであると思っている。
- 効率的な議会運営としては、「反問」という言葉を用いると「反論」と捉えかねないため、「反問」という言葉は使用しなかった。この質問権は、監視する立場と監視される立場の形を確認するために規定した。しかし、本会議で実際に行われた事例はない。また、「質問権」という形をとっている議会は、他にはないと思う。
- 実は、議会基本条例に明記される前より、委員会の中では委員長の許可を得ずに質問が飛び交っていたという経緯があった。

○政務調査費について

- ・ 議員にとって使いづらい点はあると思う。しかし、その使いづらさは市民の理解を得るためには仕方ないと考えている。

○傍聴について

- ・ 本会議の傍聴人数は少ない。最近も横ばいである。しかし、委員会の傍聴者は比較的多い。
- ・ 他市では傍聴人数の制限があるが、本市では直接傍聴となっている。希望した住民すべてに許可している。
- ・ 傍聴者への資料提供はこれまで行っていなかったが、現在は貸与の形で進めている。

○議案に対する賛否について

- ・ 議案に対する賛否は、起立採決を採用しているため、傍聴すれば議員個人の賛否がわかる。また、会派毎の賛否の公開は広報でも行っている。

○議員定数について

- ・ 本市は 140 万人都市であるため、議員定数の上限は 72 名である。しかしながら、他市や時代の流れを考え条例上 63 名に止めている。

○議員提案政策条例について

- ・ 議員が提出した政策条例は、「議会基本条例」である。現時点において、そのほかに提案された議員提案政策条例はない。

○議会事務局の政策立案機能について

- ・ 政策立案機能の強化の一つとして、政策調査課を新設した。現在、政策調査課の職員は 6 名、そして非常勤が 1 名である。
- ・ 政策立案機能の強化として、神奈川県や国会図書館等で開催されている研修会や勉強会に参加している。
- ・ 立法作業に携わったことがある職員は 2 名いる。2 名とも政策調査課のメンバーである。
- ・ 外部からの人材について考えたことはない。今後、政策提言をしていく中で外部の人材が必要となれば、任期付の職員の採用を考慮せざるを得ないかもしれない。しかし、執行部が行政改革に取り組んでいる中で、議会だけ別物ということはできない。

○議会における広域連携について

- ・ 議会基本条例を作成するにあたり、「他議会との連携」について話し合われた。環境問題

や港湾等について広域的に連携する必要性に異論はなかった。しかし、議会はそれぞれ生い立ちが違う。

- ・ 確かに、議員同士や会派同士で連携は持ちやすいが、いろいろな意見を持つ議会が連携を持つと自分たちの意見を束縛されるのではないかという声があった。結局、議会は独立すべきだという結論に至り、議会基本条例には広域連携を入れていない。
- ・ 議会同士が手を結ぶことによって潰される意見（少数意見は民主主義では消されてしまう）が生じてしまう可能性がある。この点については疑問が残る。

○道州制について

- ・ 事務局としては答えにくい。

○執行部側との関係について

- ・ 人事交流としてコミュニケーションを取っている。普段、執行部と定例会や会議等行うことはない。
- ・ 議会事務局長は、議会事務局の人間とは立場が違うと思っている。議会事務局長は、政治色が強いのではないかと感じている。

○その他

- ・ 議長の任期は決まっていないが、2年とする場合が多い。
- ・ 議会に対する市民の声は、請願・陳情が主であり、請願の中には「議会運営の中で市民の意見を言える環境を整えてほしい」という意見もある。現在、議会運営委員会の中で検討中である。
- ・ 事務局として三重県議会へ視察に行ったことがある。また、議会運営委員会として名古屋市や三重県へ視察に行ったことがある。
- ・ 議会の運営は、100市あれば100通りあると思う。
- ・ 政令市の議会事務局が集まり、意見交換を行っている。
- ・ 議会の役割は、政策立案機能と行政の監視機能だと思っている。
- ・ 議員の報酬に関しては、議員の職務実態を反映した名称としてふさわしくないと考えている。そこで「歳費」とする考え方もある。
- ・ 本市の議員は専門がほとんどである。しかし、報酬が削減される傾向にあり、このままでは議員に立候補する人は少なくなってしまうと懸念している。昔は名誉職だったが、今はそうではない。4年毎に不安定な職に就きたい人がいるだろうか。

(2010年10月20日実施)

D県議会のヒアリング調査概要

■概要： 関東地方の南西に位置する。議会の構成は、自民党が 38 名と最も多い。次いで民主党が 32 名であり、公明党が 12 名となっている。また県政会が 8 名、みんなの党が 3 名と続いている。議会基本条例は制定している。

○議会改革について

- HP は、平成 9 年 7 月に開設した。知事部局の HP の開設と同時にいったと推測される。HP 上で、平日に来られない人へのフォローを実施している。具体的には、議会公報についてのアンケートを HP にて実施した。
- 議会のインターネット中継は、目的としては県民に議会を知ってもらうためであり、他県を参考にして導入した。平成 13 年 6 月の定例会よりはじめている。これは時代の流れの中で導入したという感じである。
- インターネット導入の明確な効果として、広報誌に次いで HP が見られているという結果がでた。利用の比率としては、広報誌が 75%ほどであり、HP が 20%ほど、そして TV が約 14%となっている。パンフレット等残りの情報網が 8%～4%ほどである。このほかインターネット中継も行っており、閲覧者が多い。
- HP 上での情報量が増えることで、見にくくなっている。そこで、議会日程や議員紹介など必要な情報をスクロールしないで見ることを可能にするなど改修工夫している。
- 今後は読者ニーズの対応を図るため、広報誌の紙面の充実を図る予定である。インターネット中継の充実も図る。

○政務調査費について

- 住民監査請求で、監査委員から政務調査費の事務処理や基準の見直し要求があり、議論が開始された。経費毎に基準はあるが、細かく見直しを行っていて手引きを見直している。議会改革検討会議でも検討されており、平成 23 年には公表予定である。事務局は原案や手引きを作成している。
- 議会改革検討会議は、メンバー 9 人の委員で検討している。自民党から 3 名、民主党が 2 名、公明党 1 名、県政 1 名ほかである。
- 議員からは領収書の添付義務付けについて使いづらいという指摘がある。

○議員の報酬削減について

- はじめて報酬まで踏み込んだ削減を実施している。県職員の給与カットを受けて、議員の自発的提案から報酬削減の実施に繋がった。
- 平成 22 年度から 1 年間 5%削減している。期末手当は平成 21 年度から 2 年間 10%削減

予定である。

○議会基本条例について

- ・ 条例文を文法的観点から、県民に分かりやすくするための議論を行った。国の法律に何が足りないのか、本県らしさをどうだしていくか、など重点的に議論を行った。
- ・ 本県らしさは、条例の並び順を他県と変えてみたりして表現している。例えば、県民関係を一番上に書くなどである。他には、条例に奇抜なものは盛り込まない等工夫した。
- ・ 参考にした議会は、栗山町や三重県である。
- ・ 議会基本条例の制定の効果は、議会改革の動きにつながった点である。また、議会基本条例は、適宜見直しを行っている。

○反問権について

- ・ 反問権は議会基本条例内で認められている。反問県が明記された経緯としては、基本条例制定の検討の中で、議事の活性化が必要だという判断からと思われる。栗山町が有名になったことで、入れるか入れないかの検討をして、入れた方がよいという判断である。
- ・ 本県の議会基本条例で言う反問権は、答弁するにあたって必要な範囲内の確認をすることに限定している。あくまでも委員長の許可を得ての、答弁をする中での不明な部分の確認をするという意味合いである。ちなみに、これまで本会議での反問例はない。委員会での反問例は数例ある。

○条例サンセットシステム（一定期間ごとの見直し）について

- ・ 執行部の方針と要綱に基づいて、条例の定期的な見直しは実施するようになっている。そこで、議会基本条例は10年スパンで定めた。また、必要に応じて見直す予定である。

○一問一答制について

- ・ 一問一答制は導入していない。本会議における一問一答導入については議論したが、様子を見るという流れである。
- ・ 本県では知事に対し予算委員会で一問一答できる機会がある。これが本会議に馴染むのか、わざわざ本会議に導入するのは時期尚早ではないかということで、他県の様子や風潮を見極め、時代の流れを見ながら、導入を検討していく予定である。

○議員提案政策条例について

- ・ 議員提案政策条例は、「商店街活性化条例」と「がん克服条例」がある。「がん克服条例」の成立に関しては、そもそも議員連盟である、がん撲滅を目指す議員連盟等の発案の背景となる政策母体が存在していた。その連盟関係者から要望・陳情があり制定に至った。

- ・「商店街活性化条例」においては、議員からの提案で可決成立したのは、実に 53 年ぶりであった。ある意味、初体験のようで、さまざまな関係者とのすり合わせに苦勞した。
- ・「商店街活性化条例」は、先行都道府県や既存の政策資料などから資料収集し、条文案の作成を行った。条例の提案をするにあたり、事務局の苦勞した点としては、執行部側とどう内容のすり合わせをするか、また、短期間で党派会派への根回しを行わなければならなかったこと、の 2 点である。
- ・議員提案政策条例が可決されたことで、その後、議員から事務局への相談や提案などの動きが活発化しており、議員提案政策条例が増加しそうな気配である。
- ・複雑な政策条例は議員提案にはむいていないのではと個人的に感じている。その理由は、国と違い技術的に複雑である政策条例は事務局のノウハウ等の不足で組み立てきれないためである。逆に理念条例等は、今後増えていくと考える。
- ・行政分野の内容で違うと思うが、罰則を作るとか、権利の制限のような、事務的な条例は、議会においては必要ではないと思っている。罰則や権利の制限については、執行部がニーズに応じて作るという流れになると思う。

○議会事務局について

- ・議員からの提案・相談に応えるため政策調査課の人数を増やしている。結果的に政策調査課法制グループの人数が、平成 17 年までは 3 人だったが、現在は 8 人となり、年々増えている。これは知事の考えで、人数を増やすことで政策立案能力を高めるためである。
- ・執行部側は、情報の速さや県民のリアクションのつかみ方など、議会事務局とは決定的に違いがある。そこで執行部にいてわかることが議会事務局にくると知識が陳腐化してしまう。政策の知識をリフレッシュし続ける時間と能力があるかどうかが必要になってくる。
- ・内閣法制局や衆院参院の法令担当というのは OJT で次から次へと法律案の研究をしている。執行部の法務担当課なども経験をつむうちにノウハウやスキルがあがっていく。しかし、現時点において議会事務局には、それが乏しい。
- ・専門家を育てるためには場数を踏まないといけない。議会において、時々提案される条例に対応する議会事務局ではスキルの向上は難しいと考えている。
- ・政策立案機能の強化として、衆院事務局の職員を招き講義を実施したり、執行部の法制研修等に参加している。しかし、講演では刺激しか受けられない部分はある。

○他議会との連携について

- ・近隣の他議会との連携は、年一回の協議会で総務関係、政務調査関係、議事関係など分科会で顔を合わせる程度が実状である。

○その他

- ・ 議員は、年金等の見直しや4年毎の職業更新など不安を抱える職業である。若い世代の政治参加を危惧している。
- ・ 議員個人の賛否は、住民にモニターやネットで見えていただいて判断してもらっている。
- ・ 議員は98名である。会派によって違うが、自民党系は兼業が多く民主党系は専業が多いと見受けられる。全体の7割くらいが専業である。

(2010年10月20日実施)

E市議会のヒアリング調査概要

- 概要 : 関東地方南部、県の東部に位置する都市で、同県の県庁所在地である。議会の構成は、自民党が28名で最も多い。次いで民主党が22名、公明党が16名、無所属クラブが6名となっている。議会基本条例はない。

○議会改革について

- ・ 議会改革の一環として、議員定数を次の一般選挙から92名から86名としている。報酬は現行では変わっていない。
- ・ 政策調査機能を強化するという事で、「議会局」と平成22年度から名称を変更した。平成21年度までは市会事務局という名称だった。
- ・ インターネット利用については、議会の「あり方調査会」という運営委員会をもとに設置した。インターネット中継の実施については、平成17年開催の決算特別委員会から開始された。外国人が議会にきたとき、本会議場で演説するようなこともあり、市会歓迎会ということでインターネットの生中継と録画中継を行った。市民からは、インターネット中継について速報性という意味で大変好評である。年間の運営経費は400万強かかる。しかし開かれた議会を作っていくという意味で速報性があるため、引き続き進めていきたい。
- ・ 平成22年度は、会期の延長、会期枠の拡大を行った。これまでは、一定の会期の中で年4回の定例会があったが、会期枠を拡大して専決処分という形で、何かあった時に、議会が意思決定を素早くできるような体制を作った。
- ・ 今回の第3回定例会から会期枠の拡大を行い、通常であれば、第3回定例会は9月の頭から20日前くらいで終わるが、その後ろの決算決定委員会の日程も含めて、10月29日までと大幅に延長して、議会開催期間を長くしている。
- ・ 平成19年4月から費用弁償の廃止を行っている。夜間議会の開催や議会の議会基本条例の制定などは、今後のテーマである。

○政務調査費について

- ・ 政務調査費の支給額については変化ない。月額 55 万となっている。
- ・ 議員は行政視察ということで各地の自治体に定期的に視察に行っている。

○傍聴について

- ・ モニター室があり、委員会のモニター傍聴について誰でも傍聴が可能である。
- ・ 本会議については傍聴受付をして、住所と名前を記入してもらっている。本会議の傍聴席数が 116 席、うち車椅子席が 4 席ある。
- ・ 傍聴者への資料の提供は、議員が使用する資料すべてを貸出としている。また、委員会が終わった段階で、資料の写しが欲しいという場合は、そのものを貸し出し、実費でコピーができる。ホームページにも議事は掲載している。
- ・ 傍聴者には、本会議では、議員の席上に配布される資料一式が提供される。

○議員個人の賛否の公開について

- ・ 本会議場での賛否は、事前に運営委員会の中で各会派の賛否の状況がでてくる。
- ・ 起立採決の様子は、モニターでは議員の立っている姿や全体は映し出されないので個人の賛否はわからない。しかし、基本的に会派単位ではわかる。

○特別委員会について

- ・ 特別委員会は、平成 21 年度から政策提言型の委員会ということでテーマを設定し、それに対して提言・政策をまとめている。それを議長から市長に持っていく。議会改革の一つとして特別委員会の改革を行っている。

○議員の専業・兼業について

- ・ 議員の専業や兼業について、特に調べたことはない。兼業と言っても名前を元の出身母体のほうに残している人もいれば、仕事は別でしている人もいるので正確には不明である。
- ・ 年齢で言うと、議員は比較的 40 歳代が多い。兼業も多いように思われる。60 歳代は専業が多いという流れになるが、そうとも言えない。新聞発表などで資産報告上位ランクの人は比較的若い人でなく、それなりの不動産をやっていたりとかもあるので、年齢で一概には言えない。
- ・ 本市においては、比較的若い議員も入ってきている。例えば政令市最年少で当選した人も過去にはいた。最近でも前回の選挙で 30 歳代前半もいた。

○議員提案政策条例について

- ・ 議員が提出した政策的な条例は、「常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例」と「中小企業振興基本条例」が可決し、「学校給食費条例」とは継続審議であり、「ネーミングライツ契約に関する条例」は否決された。
- ・ 「常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例」は、平成 21 年度に制定された。市長、副市長、常勤の監査員の退職手当に関するもので、現行では退職が発生すれば特定の支給割合で退職手当を支給するというようになっていた。そこで「支給にあたっては、議会の議決を経て支給する」という項目を加え、議会の議決をもって減額することができるという特例的な措置を加えた条例である。
- ・ 前市長については、任期の途中で退職し、本来の任期を全うしない形での退職の場合退職手当を規定どおりに支給するというのはどうなのか、という議論から提案された条例である。同条例は、特別職の手当ての関係で、「議会の議決によって減額することができる」という規定が設けられている。検討するにあたり、京都市、福岡市、福井県、石川県、鹿児島県、目黒区の条例を参考にした。
- ・ 「ネーミングライツ契約に関する条例」は、これまでネーミングライツ契約の締結については市長の権限ということになっていたが、議会としては、ネーミングライツ契約をした公の施設と、ネーミングライツの呼称、契約期間を条例に明示するような形の条例を提案した。そのため、契約そのものを議会として賛否するような内容ではない。取り扱いマニュアル等は執行部で作成された。ガイドラインについて見直しをし、ネーミングライツ制度を運用していくべき、という内容だったが、条例として必要はないということで否決されている。
- ・ 「学校給食費条例」は現在継続審査中である。学校給食費の徴収に関する金額の規定の条例である。執行部側も、会計手続きについて明確にするため、条例を提案する予定になっている。その提案を待ち、この条例についての取り扱いを決めていく予定である。
- ・ 学校給食費については、本市にかぎらず、払えるにもかかわらず払わないという未納の問題がある。この問題に対し、本市でも未納者に対して法的措置を取っていた。訴訟の提起について議決事項になっており、本来議会の議決を要するところであったが、時間的余裕がないということで、専決処分で支払い督促から訴訟に移行した場合について市長が対応していた。給食にかかる費用の材料費は学校単位で納めているという実態があり、明確に市が債権者という形になっていないのではないかという指摘があった。そのような中で「給食費は公金化をすべきだ」や「ついでに条例を作るべきだ」というような意見で条例が提案されている。福岡市が同様の条例を制定しており参考にした。
- ・ 「中小企業振興基本条例」は平成 22 年制定された。自民党、民主党、公明党の所属議員全員による提案である。提案後、委員会での議論も好意的に受け止められている。いくつか議論はあったが、基本的には賛成であり、総員全会一致で成立、既に施行されている。

- ・ 同条例は、中小企業の本市への地域経済の活性化に与える大きな影響を前提として、中小企業も大企業も、さまざまに取り組み努力していくという責務的な内容を定め、基本方針を確認した上で、具体の振興政策の実施状況について、毎年市長に報告することなどといった、基本的な取り扱いを定めた条例になっている。
- ・ 中小企業の振興に関する条例は都道府県が多い。北海道、青森、福島、茨城、埼玉、千葉、神奈川県、新潟、福井、徳島、熊本である。政令市では札幌市がある。これらを参考にした。
- ・ 今の自治体の流れは、議員の政策立案機能の強化である。本市においても、提案を積極的にしていこうという流れである。

○議会事務局について

- ・ 政策調査機能の充実ということで、政策調査課という課が平成 17 年に設置された。人数も少しずつ増え、ここ数年で政策調査課の充実を図っている。今年度から政務調査課に法務担当を置いて、議員提案に関する相談や具体案についての形式的チェックを行っている。政策的な条例案の増加に伴い体制を整えた。
- ・ 職員の定数の関係は平成 22 年度から議会局になり定数が 48 名から 51 名になり、3 人増員となった。
- ・ 全体としては、非正規職員も合わせて 50 人ほどである。また、正規職員が退職して、非正規職員になるケースもではじめている。これは事務局に常駐でということではない。
- ・ 外部からの人材の採用については、今のところはない。法的な専門的解決、検討を要するものについては個別にケースバイケースで弁護士に相談している。また、昨年からの市会の特別委員会では、政策提言を行うにあたっての委員会活動の一環として、学識経験者を参考人として招致し、政策提言に反映させることを積極的に行っている。特別委員会は 7 つあるが、ほとんどの委員会で大学教員、民間の企業人を参考人として招致している。

○道州制について

- ・ 道州制については、執行部は検討会を立ちあげ、本市と大阪市と名古屋市で検討している。また「大都市行財政制度特別委員会」という中で、大都市制度のあり方の基本的な方向性を打ちだした。そういう検討の中では、今のところ本市の場合どちらかという、道州制というよりも大都市制度の中で本市をどう位置づけるかという議論が中心となっている。
- ・ 道州制が導入された場合、本市はそこからでて、道州に入らないでやっていくとか、あるいは現行の都道府県制度を前提にした場合でも特別市みたいな位置づけで、都道府県とは別の位置づけでやっていく方向が考えられる。

- ・ 民主党政権になって、道州制の議論はされているのだと思うが、そのトーンがどう変わってきたか、戦略大綱を見てもよくわからないので、何となく議論として熟してないような感じはする。
- ・ 近隣都市の議会事務局同士の連携はない。自分達の所管では、地域主権改革の関係で、県の中での地方分権改革推進会議、というのを県が団長になって作っている。国の地域主権改革に対していろいろ決議文を決議したりする活動を実施している。
- ・ その中には、知事、3政令市長、町村会、町村議長会、議会も神奈川県議会、3政令市の議会、そういったところで地域主権改革のように同じような主張ができるところについての連携は行っている。しかし、定例的に何かやっているというのではない。
- ・ 毎年、政令市の事務局で意見交換、お互いに議題を出しあい、取り組みや議会基本条例の状況等を議論している。

○その他

- ・ 三重県議会主催のシンポジウムに職員を派遣した。当時、総理大臣補佐官の逢坂氏や橋下・大阪府知事、前総務大臣の増田氏、三重県議会議長等が参加していた。地域主権改革推進の全国の議員や事務局関係者が集まって大阪で開催された。

(2010年10月22日実施)

F市議会のヒアリング調査概要

- 概要 : 中国地方に位置する市である。県庁所在地であり、県の政治と教育の中心になっている。隣接市と共に雇用圏を構成している。議会の構成は、県央創造グループ維新会が9名と最も多く、新政会が6名、県央創造グループ清風会が6名、そして公明党が4名となっている。議会基本条例は制定している。

○議会改革について

- ・ 議会に対する市民の目は厳しい状況にあることから、議会活動を積極的に公表し、真の議会の姿を市民に理解してもらっている。一方で、市民の声を踏まえ絶えず議会のあり方を見直していく取り組みは必要であると考えます。
- ・ 平成18年6月から平成19年5月にかけて、議長からの諮問に基づき、議会運営委員会(議会審議分科会、議会活動分科会)において議会活性化の取り組みについて検討された。
- ・ その議会改革の流れを確実なものとするために、平成19年12月から平成21年3月にかけて、議会運営委員会の下に設けられた議会基本条例調査研究会において議会基本条例の検討がなされ、平成21年3月18日に議決成立した。

○議会改革の効果について

- ・ 議会改革の検証は、議会基本条例の検討作業の中で、それまでの議会活性化の取り組みが検証されるとともに、制定後も議会基本条例調査研究会において検証を行うこととしている。
- ・ 議会改革で効果がでていることは、例えば、①議会ホームページへのアクセス数が増加している。また、②議会だよりを議員自ら作成編集されることで、市民への広報に対する意識向上につながっていると考えられる。
- ・ 議会基本条例の検討にあたっては、伊賀市の議会基本条例を参考として、視察に行くとともに、栗山町、京丹後市、三重県の条例を参考にした。

○議会事務局について

- ・ 議員への情報提供の充実は、迅速性の観点から全議員にパソコンを貸与し、情報や会議案内を原則メール配信している。初心者には、最初にパソコン研修を実施し、全員で取り組む体制を進めている（新聞情報は、PDF で毎日全議員に配信）。また、各議員のボックスに資料（計画書、研修資料など）を随時提供している。
- ・ 職員の育成及び議会事務局スタッフ能力の強化は、主に議会関係の各種職員研修への参加を推進しており、特に新人職員の研修に重点を置いている。また、図書や資料収集の充実にも努め、情報の共有を図り局内体制の強化に努めている。
- ・ 議会事務局の職員数は、現在、定数条例と同数の9名（再任用1名は枠外）であるが、多様化する議会運営の中で、現状では厳しい。

○その他

- ・ 議員が政策条例を提案していくことについて、多様な市民の声を受ける議会において、直接政策立案していくことは、議会の存在意義にとっても重要なことであるが、条例の実効性を確保するためには、執行部との十分な連携が必要であるとする。
- ・ これまで議員が提出した政策条例は、特になし。
- ・ 今後、議員が政策条例を提案していく傾向は、政策立案を意識した議会活動は強まっていくものとするが、条例制定には、その必要性和議会として提案していく必然性を勘案して考える必要があることから、条例提案の傾向が強まるか否かは分からない。
- ・ 議会や議員の役割は、まずは、執行機関の事業・組織の監視・評価が一義的な役割であり、その中で執行機関の事業に対し、代案を示せる政策立案機能が求められるものとする。

(2010年10月25日実施)

G県議会のヒアリング調査概要

- 概要 : 関東地方に位置する県である。議員定数は 95 名となっている。ただし、現時点において欠員 7 名である。議会の構成は、自民党が 53 名と最も多く、民主党 20 名であり、公明党 7 名と続いている。

○議会改革について

- ・ インターネットの議会中継や HP 等の広報の充実を図っている。議会の HP は、平成 12 年 11 月から開設した。主に議員の紹介や日程等が平成 22 年 7 月に、県庁 HP を全体的にリニューアルすることに合わせて議会の HP もリニューアルしている。県民に見やすいページづくりが主体となっている。
- ・ 県議会の HP 全体としては、平成 20 年度は約 61 万件、平成 21 年度は約 68 万件のアクセス数である。HP で見られている情報は、多いものが議会の日程、TV 放映の日程、議案の確認等である。
- ・ インターネット中継は、平成 14 年 9 月定例会からはじめた。時代の流れで導入した。また、インターネットで会議録検索ができるようになっている。インターネット中継を録画して、過去 8 定例会分まで見ることができる。
- ・ 広報誌（議会便り）は年 4 回、各戸配布（新聞折込）で配布している。広報の手段としては、HP が一番見られており、使用されていると思われる。ケーブルテレビは都市部のみのため、TV 中継は地元 TV を使用している。
- ・ 広報に係る予算は、結構高くなっている。6 千万くらいかかっていると思う。予算的に厳しいので広報誌の紙の質を落としたりなどして、苦慮している。
- ・ 平成 19 年に「議会あり方検討委員会」を設置した（平成 19 年・平成 20 年）。この委員会は常設ではない。「議会あり方検討委員会」では、政務調査費のあり方（手引き作成）や費用弁償（ルール改正）、常任委員会のあり方（原則傍聴可とした）、定例会の会期（8 委員会を 1 日で行っていたが、2 委員会ずつ 4 日間とした）等について議論してきた。ある程度の方向性が見えたため、平成 22 年度は実施されていない。
- ・ 費用弁償については条例改正され、政務調査費については手引きが見直され、常任委員会については傍聴が従来委員長許可だったものを原則傍聴可という形で、公開に踏み切った。
- ・ 定例会の会期も 8 常任委員会が 1 日で開催されていたが、2 委員会ずつ 4 日間ということで動きは始めている。
- ・ 「議会あり方検討委員会」のメンバーは、各党派から集まっている。県外調査として三重県を視察した。

○議会基本条例について

- ・ 議会基本条例は、具体的に検討したことはない。県内のいくつかの市議会で制定されていることから、県も制定してはどうかという話が議員からあがることはあったが、具体的に進められてはいない。

○政務調査費について

- ・ 政務調査費の使用用途（領収書）の閲覧を許可している。政務調査費の使用については、マスコミ関連も含めよく閲覧されている。
- ・ 議員から使い勝手が悪いという話は聞いたことがある。
- ・ 閲覧は、収支報告書と出納簿、会計の添付書類や領収書関係まで見ることができる。

○傍聴について

- ・ 以前と比較して、傍聴者は増えている。これまでは許可制だったこともある。傍聴は、当日受付で対応している。資料については、原則として、すべて配布している。

○日曜開催等について

- ・ 提案されたことはない。

○議員提案政策条例について

- ・ これまで成立した議員提案政策条例は3本ある。これらの政策条例は、県独自の文言や表現はあまりない。
- ・ 条例化にあたっては、執行部との勉強会が開かれている。条例は、条例毎に他県の例を参考にした。
- ・ 発案の背景については、基本的に議員で条例案をつくっているため、事務局としては把握していない。
- ・ どの条例も会派（主に自民党）が提案してきた。条例案の内容そのものは会派でつくっている。また条例案も自民党でつくってきており、それについて文言や構文の修正などの確認を事務局で行った。パブリックコメントも会派が独自で行っている。パブリックコメントに加え、各団体への意見聴取も会派が行っている。あくまでも会派主導で、意見交換会や市町村、関係団体との意見聴取等が行われた。事務局としては、立法を補助する側面的な支援のみである。
- ・ 議会として特別委員会を設置して超党派で議員提案政策条例に取り組んだ実績はない。
- ・ 最近は、さまざまな会派から政策的な条例についての相談が多くなってきている。平成22年度は、スポーツ関連の条例策定について自民党が動いている。スポーツに関する条例は、鹿児島県や埼玉県で制定されている。

- ・ 議員が積極的に条例案を提案しようとしているため、さまざまな議員から、最近、相談として増えてきている。

○議会事務局の政策立案機能について

- ・ 議員提案政策条例の立法作業に携わったことがある職員は、政務調査課に2名いる。今後、政策条例は多くなってくると考えている。
- ・ 外部からの人材の採用について考えられたことはない。
- ・ 全国都道府県議長会が実施している職員研修会や社団法人日本経営協会が開催する研修、政策関係の議会研修等、あとは県の政策法務研修がいくつかのコースがあり、できるだけ手分けして出席できるようにしている。
- ・ 議会事務局職員は、会派毎に担当者はいない。

○議会間の連携について

- ・ 県内の市町村議会との連携はない。首都圏の繋がりとしては、議長会のみである。
- ・ 事務局としての連携はないが、議員間での意見交換等はある。
- ・ 千葉県と茨城県と埼玉県は、お互いに接していて、圏央道や広域的は医療問題等いろいろな問題で共通の課題がある。そこで3県の議長・副議長で集まり、情報交換することは実施したことがある。しかし、議会事務局が主体ということではない。議長の音頭でやろうという話はでていたが、それはテーマによる。

○道州制について

- ・ 事務局としては応えられない。直接、議員に聞いて欲しい。各会派へ直接連絡を取ってもらおうとよい。

○その他

- ・ 議会事務局は一職員が埋もれてしまう。国や市町村議会との関係がどういう形であるべきなのかと摸索する動きがある。この点について言えば、非常に大きな話で一職権のレベルを超えた話であり、何とも言えない。一職員としては、アンテナを高くいろいろと情報を収集していくしかない。
- ・ 議会事務局は議員のサポートが主体である。議員がどう考えて、それを実現するためにどうサポートするか、あるいは現実的な法的な手続きについてアシストする立場にいる。そこで、議会をどうしたいとか、道州制や議員報酬についてどうあるか、答えることは難しい。

(2010年10月27日実施)

H県議会のヒアリング調査概要

- 概要 : 本州の中央付近、近畿地方に位置する。議員定数は条例により 62 名としている。議会の構成は、自民党が 25 名と最も多い。次いで民主党 14 名となり、共産党 11 名、公明党 6 名と続いている。議会基本条例はある。

○本議会の概要について

- ・ 議員数は、法定定数は 69 名となっているが、現在条例で定数は 62 名でとしている。次期の統一地方選では、定数の改正を行い 60 名になる。
- ・ 議員の平均年齢は、55.5 歳である。そして、議員の平均当選回数は 2 期目と 3 期目が多い。
- ・ 定例会は 4 回（6 月、9 月、12 月、2 月）である。毎年、5 月に臨時会を開催している。

○議会改革について

- ・ 平成 19 年以降、議会運営委員会の中に議会改革を検討する分科会を設けている。県民にわかりやすい議会の在り方検討委員会で、議会活動の透明化について検討を行っている。
- ・ 議会運営委員会は 17 名前後である。
- ・ 議会活動の透明化に関しては、政務調査費の見直しをはじめ公費負担の在り方、委員会のオープン化（傍聴や HP の公開）を検討している。
- ・ 新たな議会運営の在り方検討分科会では、議会の機能強化を目指している。政策提言機能の強化、臨時会の在り方を検討する分科会が用意されている。
- ・ 政策提言立案機能の強化、議会審議の活性化を目指し改革を進めている。また、5 月に臨時会を毎年開催している。
- ・ そのほかの議会改革として、委員会の公開、直接傍聴の実施、委員会記録の HP 公開を進めている。
- ・ 議会改革の基本理念は、「地方自治の奉仕と真の地方自治」を目指している。議会とはなにかを取りまとめ、8 項目を作成した上で、事務局や議員間で議会の在り方を共有した。それを基本理念と基本方針としてまとめ、これを元に議会基本条例をつくる流れを作った。
- ・ これらの点について、執行部側との意見交換会も実施し、議会の考えへの意見をもらって検討している。

○議会基本条例について

- ・ 平成 23 年制定の予定である。議会基本条例の制定にあたり、事務局では調査課政策法務係が主として担当している。

- ・ 調査課政策法務係の職員は、執行部側の法制を担当していた。現在、パブリックコメント、意見交換を募集して中間案を作成し、最終案へつなげようというところである。
- ・ 今までの流れについては、平成 21 年 7 月に、議長からの諮問として、議会基本条例として体系化し発展していくという意見があり、現在の動きに結びついた。そして、検討の進み方は、県民の意見を取り入れながら、目的、理念、を明確にしながらか進めていく考えである。
- ・ 議会基本条例を検討するにあたり、三重県を調査し意見交換をした。
- ・ 基本的には、条例ができるまでのプロセスを大切にしている。また、検討し条例ができるまでの流れを HP など詳細に公開している。さらに、議会と議員の相違を確認しながら決議に進んでいくプロセスを重視している。
- ・ 議会基本条例の内容においては、二代表制の中で知事と緊張感のある関係を持ちながら真摯で切磋琢磨できる環境を設けている。
- ・ 知事部局が行政運営の基本としての在り方の自治基本条例を定め、議会は基本条例を持つ。この 2 つを持って地方自治体としての流れを確立しているのは、他都道府県にはあまりないのではないかと考えている。
- ・ 他都道府県の場合は、条例を作ってから議会改革などに取り組む流れになっている。しかし、本議会は改革を一つひとつまとめていく動きがある。議会基本条例がない状態でも、できる改革から進めている。
- ・ 議会基本条例の制定についてのパブリックコメントは、現在それほど集まっていない。

○委員会の活動状況について

- ・ 現在 7 つの常任委員会がある。特別委員会は、少子高齢社会青少年対策、再生ブランド戦略、地球温暖化、暮らしの安全安心、関西広域連合創設にあたっての委員会が行われている。予算・決算特別委員会と、次期の総合計画を検討する特別委員会が設置されている。
- ・ 政策条例の策定プロセスを進めていく中で、横断的に各会派からメンバーが集う常設の政策調整会議という機関を設けている。
- ・ 常任委員会の開催日数は、基本的に開催中は 1 定例会に議案の説明と討論する 2 日間設けている。
- ・ 閉会中は、議会改革の一環として参考人制度を活用した学識経験者を招き委員と意見交換する参考人制度がある。議題によっては、先進的な都道府県へ視察に行っている。特別委員会も同様のことを行っている。

○議員が提出した意見書について

- ・ 意見書の採択については、平成 21 年度は、新型インフルエンザ、北朝鮮の弾道ミサイル

の問題がある。平成 22 年度は、口蹄疫の対策の問題、尖閣諸島の意見書を議決し、関係行政庁へ送付している。

○政務調査費について

- ・ 政務調査費は 1 円以上の領収書の添付を行っている。
- ・ 政務調査費運用マニュアルを策定し、平成 22 年 4 月から運用している。
- ・ 公認会計士、弁護士、大学教授など外部を招いた分科会を開催している。

○分科会のアウトプットについて

- ・ 基本は答申形態になっている。検討経過や会議録という形で、議会図書館で閲覧できるようにしている。しかし HP での公開等を行っていない。答申の内容については、議会の取り組みとして HP でも閲覧できる形になっている。

○議決事件の拡大について

- ・ 地方自治法 96 条第 2 項の規定を活用し、「議会の議決事件の拡大」等を図ることを検討している。その対象は「総合的計画」と「分野別計画」についてであり、その策定、変更又は廃止について議会の議決事件としている。
- ・ 議決以外の議会の関与については、立案過程における議会への報告の要求、総合的計画における毎年度実施報告の要求、分野別計画における毎年度実施報告の要求ができるものとしている。また、変更や廃止については議会が知事等に意見を述べる権利がある。

○議会事務局について

- ・ 41 名であり、平均的だと思っている。一人あたりの業務が増加している状況であり、定数を増やす状況にもなく、苦慮しているところである。
- ・ 今年度より調査課に政策法務係を設置した。また、調査課の中に企画広報係があったが、政策法務係を新たに設けた。政策法務係は今年度から政策提案部分のサポートを行っている。
- ・ 議会事務局の予算は、平成 22 年度の投資予算は 20 億である。予算は変化しないが、細かい部分でいうと減少気味である。
- ・ 議会事務局の負担は、今のところメンタル面での負担はない。仕事においてカバーしていくといったところと、繁忙期の平準化を目指す。また、報告することを各職員に細かく促し、サポートする体制を作る必要がある。
- ・ 業務の物理的な情報量の扱いについては、個人情報観点から臨時的に人を入れる訳にはいかない。体制をどうするのかというのは課題である。議会改革を進めるというのはよいが、効果を見て粛々と進めていくのがベストではないかと考える。

- ・ 市町村議会と違って住民との距離があるので、それらを詰めていくのも課題の一つである。

○議員提案政策条例について

- ・ しばしば政策条例の本数について競う傾向が見受けられるが、それは違うと考えている。大切なことは住民にとって条例の恩恵が受けられるということである。そのため、必ずしも議会が条例を提案するのではなく、知事サイドで条例が作られてもよいと考えている。
- ・ 例えば、議員は「条例として知事サイドで作ってほしい」と提案をすればよいのであり、その中で進まない政策課題を議会で調整すればいいのではないかという話もある。例としては、政策提案を執行部にできるだけ提案していく、それが条例に繋がらなくても予算化していくことが大切である。そして、それらの動きの最終形が条例という形になる。
- ・ 常任委員会や政策提案のための調査などを集約し、毎月委員会が開かれているような形にすることで、政策課題の明確化を確立している。
- ・ 各委員会における政策提案の発信手法としては、意見書や決議の方法がある。他にも予算特別委員会と決算特別委員会で審査があり、議員から提案や要望があり、まとめたものを、議長に渡す仕組みが整っている。このような過程や経緯、成果をすべてまとめた役割をしたのが政策条例ではないのかと考えている。議会では、政策条例の数としては少ない。その理由は、会派間で話し合っただけで条例を制定しているからである。
- ・ 政策調整会議とは、条例として制定することを前提として会議にかけられる。条例を必要としないような議会改革については、理事調整会議で対応し、検討が必要であれば分科会を設置して議論などの形になる。

○関西広域連合について

- ・ 広域連合規約の議論をして可決した。議会の議決を通して平成 22 年 11 月 1 日に総務大臣に申請された。今後は広域連合議会や議員の構成、運営について議論している。

○執行部との関係について

- ・ 議会改革について、嫌な顔はされないが、毎月の委員会など新しい試みに対しては通常よりも深い議論、そして多い業務になるので、確実に負担は増えていると思う。
- ・ インターネット中継に取り組んだのは全国で本県がはじめてだった。インターネットにより、不特定多数の多くの目で見られているということは、大変であると思うが、とてもよいこととも思う。
- ・ 現在動いている議会基本条例策定では、執行部への投げかけは要しないタイプである。そのため、執行部との関係も、特段大きな動きはない。
- ・ しかし、安心安全のまちづくりのような、執行部の事業展開に対する予算や体制の問題が絡む場合は、正式な協議機関ではないが、必要に応じて事前調整を行っている。

- ・ 今後も正式な協議機関を設けて議論をするというのは難しいが、調整を図りながら協議や意見交換を行っていくべきだと思う。

○その他

- ・ 県民便り（議会便り）は、毎月 1 日、新聞折り込みが基本である、希望の人には別途送付している。

(2010 年 11 月 8 日実施)

I 県議会のヒアリング調査概要

- 概要 : 近畿地方の中部に位置する。議会の構成は、維新の会が 29 名と最も多い。次いで自民党が 24 名となっている。民主党・無所属の会が 24 名、公明党が 23 名と続いている。

○議会改革について

- ・ ホームページの充実を図っている。議会の情報をわかりやすく発信するために、主な会議の開催予定とその結果概要、議案に対する各会派の態度（賛否の状況）、正副議長の動き等を新たに掲載した。
- ・ また「Activity Report」を月 1 回程度発行している。府議会の活動内容、議事結果の概要及び解説、各会派の考え方などをタイムリーに発信し、ホームページに掲載している。さらに、登録者にはメールによる発行案内を送付している。
- ・ 議員定数に関していうと、平成 21 年 9 月定例会において、「議員の定数および選挙区並びに各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例」を改正し、配当基数の矛盾を解消するとともに総定数を 3 減（現行定数 112→109）とすることとしている。

○議会基本条例について

- ・ 平成 21 年 3 月 24 日に全会一致にて可決された。
- ・ 議会改革を協議する中で、議会機能について県民へアピールするため議会基本条例の制定を検討する運びとなった。議会基本条例の検討の場を政務調査委員会とした。

○定例会の回数について

- ・ 議案の審議期間を十分に確保し、機動的かつ弾力的な議会運営が可能となるよう、定例会の回数を年 3 回に改め、会期の日数を大幅に増やす（年間 70 日→130 日程度）こととした。

○政務調査費について

- ・ 政務調査費は、1円以上の領収書の添付を行っている。
- ・ 「政治倫理の確立のための議会議員の資産等の公開に関する条例」と「政務調査費の交付に関する条例」に基づき、誰でも各報告書（議員の資産に関するもの、政務調査費報告書（議員及び会派分））を閲覧することができる。

○議員提案政策条例について

- ・ 議員が提案した政策条例は、「メセナ自動販売機による文化貢献条例」や「出資法人等への関与事項を定める条例」「事業者等による地域のまちづくりの促進に関する条例」「大型店等の地域貢献活動の促進に関する条例」、「中小企業振興基本条例」などがある。比較的、他都道府県より提案が積極的である。
- ・ 新しい政策条例としては、平成21年5月に「事業者等による地域のまちづくりの促進に関する条例」が可決し、同日施行されている。平成22年6月には「中小企業振興基本条例」が可決・施行されている。
- ・ 現在、検討にあがっている条例案もある。その他、知事提出の議案に対し、本会議での代表質問などの場において、対案を提示するといった動きもみられるようになっている。

○議会事務局について

- ・ 事務局のスタッフは59名（非正規職員が別途18名）であり、平均的だと思っている。しかし、繁忙期には一人当たりの業務が増加し苦労している。
- ・ 平成19年に議会法務室長を設置し、政策立案機能の強化をはかっている。

○その他

- ・ 道州制の実現には国が動くべきであると考え。一方で本県では広域行政体と基礎自治体の役割分担など、現時点においてできることを進め、道州制に備えている。

(2010年11月9日実施)

J市議会のヒアリング調査概要

- 概要 : 県の南東部に位置する市で、同県の県庁所在地である。議会の構成は、自民党が20名と最も多い。次いで民主党・無所属の会が13名となっている。公明党が10名、共産党が8名と続いている。議会基本条例は制定されている。

○議会改革について

- ・ 今の議長になってからさまざまな改革が進んでいる。議長の主導といえる。議会改革は、議長の強いリーダーシップがあったからである。
- ・ 議会事務局の定員は、近年、増加傾向にある。また、議事調査部が平成 20 年 4 月に設置された。議会局は 33 名である。総務部と議事調査部というものに分かれていて、調査法制課が 7 名、議事課が 10 人前後いる。
- ・ 調査法制課は、執行部で法制に取り組んでいた者が 1 名いる。しかし、実際に専門家ではないので、外部の研修等を取り入れている。また、実務的なことを勉強する研修には積極的に参加するようにしている。

○議会基本条例について

- ・ 平成 21 年度に制定している。施行は川崎市より早い。議会基本条例は三重県を参考にした。
- ・ 本市では平成 20 年 2 月あたりから検討が行われていた。政令市では早期に議会基本条例を制定した川崎市からも問い合わせがきていた。
- ・ 本市の議会基本条例の特徴は、対市民に発していく理念条例を意識したことである。具体的には、法令用語をできるだけ排除し、わかりやすいものにした。

○特別委員会について

- ・ 特別委員会は議会改革を行っている組織である。主な業務は、議会基本条例の制定、議員定数に関すること、議会のコンプライアンスに関すること、その他議会改革の推進に関する調査について付託を受けた委員会である。

○定例会について

- ・ これまでの会期は、6 月、12 月の約 15 日間だった。これからの会期は約 25 日に延長され、9 月の決算委員会、2 月の予算審査については 30 日間が 45 日間に延長された。

○調整官について

- ・ 議員と執行部の調整役として調整官を設置している。調整官は、リタイアした市職員の再任用という形で行っている。再任用のメリットとしては、高い職位についてからリタイアした人であるために、いろいろなところに顔がきき、かつ話の内容に理解が行き届く点である。
- ・ これまでの業務は、議員が執行部へ、執行部が議員へ直接対応であったが、調整官を通して行うという形で実施されるようになってきた。
- ・ 調整官は、当初 3 名～4 名で、現在 4 名いる。それぞれの所管毎に、それぞれ担当とし

て中継をしている。調整官は、当時の議長の積極的な働きかけで実現した。

- ・ 新たな人事として、任期付き職員雇用や博士号を取得した人材を活用したいという考えはある。これが実現すれば、議員にとっても、また執行部にとってもいい制度になると考える。

○オープン議会について

- ・ オープン議会とは、議会基本条例に関する討議を市民参加で行った議会である。
- ・ 本会議場を使い、大学教員をお迎えし、条例に関する講演と議会基本条例案について特別委員会からの説明をして意見を募った。その手続きを踏まえ、議会基本条例が制定された。

○オープン委員会について

- ・ オープン委員会とは前議長の発案により、「開かれた議会、身近な議会」をキャッチフレーズに、委員会活動を議会棟ではなく、区役所の会議室や大学の会議室、市の施設等で開催したものである。
- ・ 現在でも予算常任委員会を中央区役所の会議室で開催することがある。わかりやすく噛み砕いたような講義形式の形をとっており、主に講師の先生を招いてお話を伺うというのが通常の委員会とは違うところである。
- ・ 議案の審査ではなく、それぞれの常任委員会の所管事務の範疇で調査、研究している中から専門の先生をお迎えしてお話いただく形式である。そして、それを聞いた上で議員だけでなく、傍聴人からも質問を受ける形をとっている。
- ・ 参加者は、ネットとハガキで募集し、盛況の時は予定を超え、64名以上の応募があった。

○中学生議会や高校生議会について

- ・ 中学生議会は2ケ年の事業であり、市内にある中学校から一校につき2名程の生徒が参加している。
- ・ 中学生議会の形式としては、各学校にそれぞれの委員会の所管事務、調査項目を事前に投げて、それを各生徒に考え方などを事前にもらい、それをもとに本会議を開き、議長と委員長を選出し、各委員のメンバーを選任している。調査事項を付託して委員会を開く形式であり、その委員会の中で事前に準備してきたものを発表し、議論している。その結果をフォローする形で議員や委員長が出席して、アドバイスをを行っている。
- ・ 高校生議会は、内容的にグレードアップしたものである。

○広報について

- ・ 市議会のホームページに連動して会議録の検索が可能で、議会中継を見ることができる。

中継方式は、生中継と録画中継である。そのほかにモニターで傍聴できるようにしている。モニター傍聴については、10区役所のロビーで中継している。

- ・ 委員会の中継については、平成21年9月から決算特別委員会と予算委員会だけ行っている。
- ・ ホームページで一番アクセス数が多いテーマは、議会日程と議決結果である。
- ・ 市民への情報発信として議会だよりを発行している。広報誌の名前は「ロクヨン」であり、この由来は法定定数の64人からとった。過去には小学生の授業の副教材として議会についてのDVDを作り全校に配布する取り組みを行った。
- ・ 広報誌は、若い人に手にとってもらい、1枚でもめくってもらえるようにネーミング等工夫している。多少字が小さくなくても少し余白を取ることや、写真を多くするものなど、主なものだけを載せて、「詳しくはホームページをご覧ください」という誘導をしている。
- ・ 広報誌の特徴的な点は、ボビーオロゴンやレッズの選手に議会を傍聴してもらいインタビューした様子を紙面に掲載している。

○議員提案政策条例について

- ・ 議員提案政策条例は、「住民基本台帳の閲覧等に関する条例」が制定されている。同条例は、全会一致で可決している。
- ・ 同条例は6会派あったうちの4会派、議員10名の提出議案で、合同提案により提出された。背景にはダイレクトメールの問題や住民基本台帳の閲覧制度を悪用した悪徳商法、ストーカーによる不幸な犯罪事件等がある。本来は、国の動向を見てからの条例改正が流れだが、安全確保を図る市の責任において、市民の個人情報を取り扱うということによる一刻も早い閲覧等の制限をし、住民基本台帳法の規定に基づく適正な事務を確保しようという議員の考えがあった。
- ・ 同条例の施行後は、閲覧件数が10分の1まで抑制された。翌年、国の住民基本台帳法が改正された。それまで1年弱くらいの期間だったが効果的であったと言える。
- ・ 事務局は、他の自治体状況と事例の関係を調査し、法的な整備や条例等の作成補助を行った。
- ・ 現在は、議員提案政策条例として「自転車の安全な利用を促進する条例」が審議中である。平成22年9月に提出された。継続審査という形で市民生活委員会に付託されている。

○他議会との交流について

- ・ まったくない。埼玉県から話ということもほとんどない。それは事務局レベルでも同様である。しかし、議員レベルではあるかもしれない。
- ・ 関西では広域連合がでてきているが、議会の中で新しい代表を出し議会を起こすという

ことは意見をまとめる上で難しいと思われる。

○その他

- ・ メディアを使った試みについての見解と、今後の方針について検討が行われている。市役所の中に記者クラブがあり、各定例会が終わった時に議長の記者会見を定期的に行っている。他の議会ではあまり行われていないようだ。
- ・ 参考にしている議会は、札幌市である。ホームページしかみていないが、パンフレットや資料がダウンロードできるようになっている。そして内容もわかりやすい。また、議事録に関して言えば、札幌は速報版だとすぐに閲覧することができるようになっている。当議会は、一字一句間違いないよう確認してからホームページに掲載するため閲覧できるまでに数ヶ月ほど要する。

(2010年11月16日実施)

K町議会のヒアリング調査概要

- 概要 : 西部は平地、東部は山地となっている。はじめて議会基本条例を制定した。議員数の法定上の定数は22名であるが、条例で13名としている。

○議会改革について

- ・ 議会基本条例を作った終わりではなく、いままで3回ほど改革していた。改革は進化するもので改定していかなくてはいけない。法律には改定してはいけないと書いていない。そうなれば当然、よい方向へシフトしていくべきであると思う。改革において実施したことや、さまざまな議案に対して専門家を置いた機関を置くべきだと思う。
- ・ 他には住民投票の規定も置いた。住民の意見を欲する時に、行使できる制度である。他にはモニター制度を用意し、モニターを委嘱することで住民の感覚を共有できていると思っている。また、そういう意見をもらう専門家をサポーターとして採用して、アドバイスをいただく制度もある。
- ・ モニターは、公募を実施したが、応募者が少なかったため。現在は、お願いして2年任期で動いてもらっている。
- ・ モニターやサポーターは、1年に1回か2回ほど意見交換をしている。工夫として、同じ目線でやるためにモニター席というのを議員と同じ位置に設け、いつでも参加してよいという内容でやっている。それで意見があれば、電話や文面での報告ということを採用している。

○議会基本条例について

- ・ 議会基本条例を制定した一番の背景は、とにかく財政が厳しかったからである。そこで平成 12 年の地方分権一括法を契機に財政が厳しいのを打破しようとした。平成 13 年から議会を含め自治体全体として改革がはじまった。
- ・ 大切なことは、議会の情報をオープンにすることである。それは住民が負担を担うため、議会は住民とのコンセンサスを得る仕組みを作ることが大切である。議会は何をしているかわからないということが、今までの定説である。そこで、これからは議会と住民がより密接であるために議会側から、情報を出し働きかけなくてはならないと感じている。
- ・ 議会の役割も問われる時代になっている。そのためには開かれた議会にするべきである。具体的には、参考人招致や公聴会をとおして住民の請願や陳情にこたえなくてはならない。
- ・ 議員を選んだ住民も、議会や議員がスタートすれば何をしているか知らない現実がある。そこで情報を公開（インターネットの動画配信等の試み）して、議会や議員の活動を提供している。
- ・ 議会報告会など平成 17 年から実施している。そこでは、住民が質問することにより、議会に緊張感がうまれる。住民に問われることを意識することで、議員にも緊張感が生まれ、勉強し質があがった。このことから住民の評価が上がり、このような試みを続けて欲しいという意見を受け、住民との申し合わせではなく、きちんとした姿勢を示すために議会基本条例を改革案として示した。この流れを通して議会の本質的な部分と住民との関わりをもっと密接に、よい方に変化すればいいなと思っている。

○議会基本条例制定後について

- ・ 議会基本条例は悪いと思ってやっているわけではないし、他の議会と比べて云々ということも考えていない。自分たちの議会のためにやっている。それよりも、わざわざ本町まで取材に来てくださる人を見ると、自分たちの町に合うような改革ができたということを楽しんでいる。
- ・ 一般的な申し合わせだけでなく、条例化したことによって、議員全員が一丸となって守るものを作ったことで、後に続く条例を制定する契機をつくったと思っている。
- ・ これまでの議員は、地域に押されて出馬したという感じがあった。しかし、条例を制定して大変な仕事であるという決意や意識が生まれたと思っている。そのために、4年に1回の選挙のたびに、条例を見直すということを定義した。新たに検討して再定義することで、よりよい意識で条例を作成すること、住民と条例を作ること、住民の方との対話が強調されていると思う。
- ・ その分、予算などの変な仕事の後の報告会などは、仕事量として増えているので、昔より議員は大変な仕事であるという雰囲気がでている。

- ・ 議員の判断する能力は自覚してきたと思う。議案にはきちんと詰める努力はしていると感じるが、理想的ではない。理想に近づけるために議会基本条例を作ったわけだから、自らの意識を変えろということに基づいて、報告会を通して住民を意識する緊張感が大切なのではないかと感じている。
- ・ 議会基本条例の制定によって、このような流れができていますので、よい方向に向かっていてのではないかと思います。報告会ではすべてが評価されるので、そういった緊張感のなかで、自分の意思決定をしなければいけないという意識向上が浸透したと思う。
- ・ この議会基本条例の認知度は、統計をとっていないため。正確にはわからない。しかし、かなりの住民は議会基本条例が制定されたという事実を知っていると思っている。

○議会基本条例の成果について

- ・ 議会の運営を示す議会基本条例の設定は今回がはじめてであった。議員や議会が多様化しているため、一つの取り決めを決める必要があった。結果的に初となってよかったと考えている。
- ・ 執行部側と議会側の関係は、十分に理解しあってから制定作業に入ったため、議会基本条例の策定に対して、特に問題はなかった。
- ・ 振り返って考えてみると、別に特別な制定ではなく、当たり前、当然な条例制定である。議会には当たり前のことがなかなか変化しにくい。しかし結果を通しては当然のことを制定できたというのは評価している。
- ・ 地方議会は、首長と議員が国民から選定される二元代表制があるが、それが戦後から採用されていた。行政を通して首長と議会側が競い合う関係はなかった。問題としては、談合や追認機関であったり、議会の権限が弱かった。議会は流れだけであり、追認機関のみという感じであった。しかし本質は違うと考える。政策的に競い合い、いい政策は議会として賛成し、悪い政策は反対する。そういう姿勢が当然であると考えた。
- ・ そういった結果を通してみると、議会の立場が低かったため、住民のための議会という姿勢は少なかったと思う。しかし、議会基本条例により、議会の立ち位置が上昇していると考えられる。これからは、戦後のように住民負担を求めず、首長の判断で政策をしていく時代ではない。財政危機を受けて問題や無駄を省き、追求機関として議会は仕事を果たすべきであると思う。機関対立主義とはよくいうが、機関競争主義であることが望ましいと考えている。

○議会報告会について

- ・ 議会報告の参加者は高齢者が多い。理想は若い人や女性に参加してほしい。広報や新聞くらいでしか情報を流せない事実があるため、報告会を広めるという手段が少ない。その面からみると約 300 人の住民が参加し、興味をもってくださいるので上出来だと思う。

- ・ 議会報告により、新たな議論が生まれマンネリ化を防ぐことができると思うのでよいと思っている。
- ・ 議員の個人的な報告会というのは、出席者が自分の支持者が多いため挨拶的な内容が多い。しかし、議会がやると、住民から厳しい意見がでて遠慮がない。これはとてもよい兆候で、支持者の報告会のよいことしか言わない定説を打ち破った。意見を聞く機会があることによって支持者だけでなく、率直な意見を議会に反映できる、吸い上げられるという制度になったのはとてもよい。
- ・ 議会報告会を通して住民の意見が通りやすい環境が形成されたと感じている。議員数を減らしているが、議会報告会が住民の意向を抽出する場となっている。22人議員がいたが、13人まで毎年少しずつ減らした。13人の根拠は、3つの常任理事会での6人を必要だと感じた。それを2つにするため、議長の抜ける分を足して13人とした。この人員削減は町民に評価され、受け入れられた。

○インターネット配信について

- ・ 平成14年から実施している。当日は情報インフラが整備されていないという理由で見ている人は少なかった。
- ・ 正確なアクセス数はとれないが約200人は見ていると思う。一回、何かの件で700以上のアクセスがあり、パンクしたことがある。他地域住民も見ているという話を聞いたことがある。
- ・ 平成14年の導入というのは比較的早かった。導入を受けて、議員の居眠りなどがなくなり、取り組みに責任感が生まれた。そして議員は、見られているという緊張感と、情報公開をうまく伝えられているよい手段であると感じている。今では本会議だけでなく、委員会室にもカメラを入れて公開している。
- ・ 他地域の取り組みも、かなり参考にしている。具体的には会津若松市や、北海道の福島町や白老町などさまざまな地域で勉強させてもらっている。お互いに切磋琢磨していくことが必要である。

○傍聴について

- ・ 各団体で30人から40人ほど座れるが満員である。一般の住民の方だけでなく、小学校の社会科見学も来る。議員と同じ席、目線を用意し勉強の場を提供している。

○政務調査費について

- ・ 地方自治法が変化し、政務調査費が必要になった。今までは、不正に使用されているものが多いので、理解が進みにくかった。本議会では月8,000円を政務調査費としている。使用した場合は、きちんと報告、レポート、モニターによる評価、公開条例による情報

の公開をして政務調査費を運用している。しかし、政務調査費は不足していることが多く、議員が自己負担をすることがある。

- 本議会は会派がないため、政務調査費の個人配布を利用して視察に行くというのはなかなか難しい。個人の使用となると用途が本の購入などしかないため、政務調査班という複数人で相談して使用できるという制度を導入した。政務調査費が足りないといったプラスの面もでた。ただ、正しく使うということに重点を置くのではなく、どんな効果をあげたかが問われるのではないかと思う。
- 職員よりも議員が自由に調査でき、ノウハウを活かして提案し、効果を上げることが大切である。そのためには政務調査費について、もっと積極的にならなければいけないと思う。

○議会報告会について

- 平成 23 年には選挙があるので、2月である。3月には選挙にはいってしまう。住民は行政のやることが 100%正しいと勘違いしている部分があるので、報告会を通して、議会は伝えるスキルが必要である。住民は議会や行政に意見を言える環境が必要である。
- 本町では議会と議員の距離が近い。報告会はもう 7 回も実施している。最初は罵声も飛んできた。しかし、行政や議会に対する要望というよりも、本当に審議するという内容に変わってきており、議論の質がよくなっている。報告会は、住民と議会のよい関係となっているし、議会にとっても住民に対して真摯に説明責任を果たすことが議会の役割だと自覚している。

○議員の政策立案機能について

- 今は、地方分権から主権というように地域主権にシフトしている。そうになると、議会は地方政府という立場にある。議会は立法権を持つ。立法をするためには特に勉強が必要で足りない部分であると思っている。現状は視察に派遣したりしているが、見てただけでなく、立案をするなどアウトプットしていかなければならないし、これからの議員に求められるのは政策立案能力であると思う。
- 自分の地域に合わせた立案をできるという態勢を作ることである。どこの議会を見ても弱い部分であると思う。議会事務局ではそのようなサポートをしていく努力も必要であり、議員も自ら考えて努力していく意識が必要である。
- 条例に対しては、議員が提案していくべきであると思う。議会事務局としても、条例提案に関しては積極的に関与していくべきであると考えている。

○議会事務局について

- 事務局は 3 人で続けているので変化していない。来春も 3 人態勢でやっていく。

○議会における会派について

- ・ 会派について言及したい。市や県など会派があるが、町村は会派が少ない。会派は政策実現や組長支援などの役割がある。しかし、自らを問われている時代に会派というのは疑問である。法律的にみても会派の存在は記されていない。国政を真似て政策実現のためや議会をどう達成するかなどの理由で作ったものである。
- ・ しかし、会派の存在が改革のために障害になっている現状も少なからずある。会派があってもなくとも、よいことであることであれば、会派という枠を超えて改革をしていくべきである。
- ・ 国のレベルで見てもそのような姿は当然である。二元代表制において会派に縛られるというのはおかしい、議会内閣制にすればよいのではないのか。本来の姿を達成できない議論もしない議会は住民からみても信頼できない。会派はあっても、勉強のためなどよい方向であればいいが、会派に縛られるというのは、住民が議員に投票するということからはずれており、会派のために投票していることになるので、違うのではないかと思う。

○議会への視察について

- ・ 現在、430件を超えている。議会基本条例についての視察が多い。議会基本条例に関連して、議会改革や議会活性化、条例などを目的に視察にくるケースが多い。
- ・ 視察は、都道府県議会議員も多いが一般市の市議会議員の視察も多い。町村議会よりも市議会が多い。大きな府県の議会も多い。
- ・ 視察は「議会基本条例を策定したい」という前提できていると思われる。実際に、視察の後、議会基本条例の制定に動いた事例もある。
- ・ 議会改革は、議会の規模が大きい小さいに関係なく、意識の問題であると認識している。ちなみに、大きい自治体のほうが住民感情に敏感であるような気がする。

○これからの議員について

- ・ 現在では、経済情勢も厳しいし、昔のように名誉職というわけにもいかない。ボランティアでやる意欲もある人もいない。それに加え、実際に町議会では給料が少ない、人気が少ない。しかし本町では19万5,000円と多いほうである。そこも踏まえて、まず他議会と比較して「がんばっている」という点や「やりがい」のあたりをどんどんアピールしていくことが大切であると実感している。
- ・ 現実的な問題として、住民からの評価アピールと、やっていることの評価報酬の面も工面していかなければいけない。
- ・ 現在の13議員は、2人が専業であり、他の議員は兼業である。兼業だと業務的に大変だという意見があるが、30歳代であると兼業で議員という人は労働的に厳しいと思う。

○他議会との連携について

- ・ 首長が賛成しなければ達成しないが、例えば職員を広域で採用したり、ローテーションしたりしても、いずれ町側に帰ることを考えると、議会のために職員を移動するというのは大変である。しかし、そういうことを意識した議会の連携は大切だと思う。
- ・ 議会で職員を採用するということが大切である。そのために法と照らし合わせて矛盾しない仕組み作りが大切だと思う。現在には課題がたくさんあるため、内輪だけでなく、他の議会と連携してやっていくべきだとは思っている。
- ・ 広域の仕事はたくさんある。税の問題も広域でやるといい。北海道でもやっている地域はある。都市部の税の徴収が悪いので広域的にやりたいが、農村部は徴収率が高いのでメリットがなく、地域によってはあまり加入したくないという問題もある。

○道州制について

- ・ 今後、広域連携というのは一番重要になってくると思う。都市の合併は広域連携よりも時間がかかるので、合併に対する財源がとてかかる。財政が厳しいから合併するというのは失敗しやすい。それぞれが努力して、どうしても必要であるという考えで合併していく必要がある。
- ・ 合併の効果はすぐ見ることができないし、合併の成功例のデータが少ない。それなら広域連携を採用したほうがよいと思う。
- ・ しかしながら、本地域を考えると、広域連携は進まないと思う。消防組合などの小規模なものは存在できると思うが、広い意味での介護や医療などは進んでいない。イベントをやると小さい範囲でしか実施していないので、この地域では職員派遣や寄金を募り利用等の大規模な広域業務は進みにくいと感じている。

○その他

- ・ 「議会だより」を制作している。それをみれば報告会の様子が理解できる。議会報告会は、5日間12カ所もの要領で実施している。もっと場所を考慮すれば人が集まると考えている。
- ・ 報告会は、宮城県本吉町の例を参考にした。過去2回視察し、平成17年に議会報告会を実施した。いい事例は真似をする。そして当事者に聞きに行く、というスタンスを大切にしている。
- ・ 「議会だより」は、質問や提案の順位をつけて対応している。これのきめ細かな処理がよい結果になっている。「議会だより」は年に4回発行している。なるべく読者のことを考えて短くまとめている。また、議員を似顔絵にするなど、住民が馴染みやすい文章の工夫をしている。
- ・ 執行部の意識の変化は感じたことはあるが、問題もいろいろ存在する。議会改革が、ど

の程度、執行部に影響を与えているか、まだわからない。

(2010年11月25日実施)

Ｌ県議会のヒアリング調査概要

■概要：紀伊半島に位置する。議会の構成は、新政みえが23名であり最も多い。次いで自民みらいが21名、共産党と公明党が各2名、そして想造（そうぞう）が1名となっている。議会基本条例は制定している。

○議会改革について

- ・ 議長経験、議会改革推進会の座長経験などのある先生が率先して取り組んできた。
- ・ 議会基本条例や、定例会2回制など会期の延長等、議員間討議をやろうという内容でスタートした。現実には、あまり活発な議論は行われていない。特定のテーマにおいては、議員間討議は行われてはいるが、さまざまな議案等すべてに対応していくというのは難しい。
- ・ 議会基本条例に反問権を入れなかったのは、規定しなくても当然できるという考えがベースで設置していない。
- ・ 一問一答制については、8割から9割は一問一答の形が実現している。また、対面縁談方式にした平成15年からである。都道府県議会では最初に導入した。導入は、議長や事務局長の協力と判断が大きかった。
- ・ 土曜や日曜の議会の開催は話題になることはある。イベント的なものになる要素が強いので、本会議を土日に開くという話はでていない。
- ・ 平成18年12月に議会基本条例を制定した。議会改革推進組織としては、議会改革推進会議は全議員が対象である。同条例は全22条で規定している。これで議会改革の方向を決めている。
- ・ 議会改革諮問会議は外部の機関（大学教授が4名、元議長）が入って5名で会議を進めている。これは、議会基本条例の第12条の附属機関として設置している。
- ・ 総務省の行政課や公務員課と決めて、この附属機関の形になった。附属機関については、非常勤の特別職として定めている。報酬についても、報酬条例で定められていて、確立されているものではない。そのため公務員ではなく、講師のような形で講演にきていただいているようになる。謝金のような形で一回の講演に対する報酬のようなイメージである。なぜそうしたかという、訴訟リスクを下げるためである。名称としては条例上の附属機関としていて地方自治法上の附属機関ではない。

○議会基本条例に人事権の文言があることについて

- ・ 条例ができる前に本県も任期付き職員の採用に関する条例ができていたので、これと同じような文言となっている。問題にはならなかった。

○議長の任期について

- ・ 平成 21 年 5 月の選挙からの任期制としている。議長の任期が決まっていると答えた都道府県議会は本県を含め 8 議会である。
- ・ 本議会は議長、副議長共に 1 年という形で行ってきた。地方自治法上では議員の任期は 4 年と定められているが、申し合わせで、1 年で辞職している形が慣例として残っていた。
- ・ 平成 20 年に議長任期におけるプロジェクトがあった。公式任期の 4 年と再選任期を合わせて 8 年というスパンで見ると、1 年で辞職というのは不十分という検討を行った。結果的に議長については 2 年と定め、副議長については 1 年という形をとっている。

○公聴会について

- ・ 制度的には公聴会ができる制度にはなっていたが、現実的に行われていなかった。それを平成 20 年に公聴会を 52 年ぶりに開いた。
- ・ 公聴会は、公示、公述人を募集するといった煩雑さがあったため、定例会 4 回の中で意思決定、手続きをするのは難しい問題があった。定例会が 2 回制になった今は会期が長くなったので公聴会が開きやすくなったため導入している。平成 21 年と平成 22 年の 4 月に行っている。

○傍聴について

- ・ 本議会の会議はすべての会議において傍聴可能、公開している。委員会については傍聴券が必要である。傍聴者への資料提供は、各議員に配布しているのと同様のものを配布している。
- ・ インターネット中継は、本会と委員会すべて生中継、録画放送を行っている。
- ・ 議案関連資料は、関連資料の範囲によって異なるが、議案書そのものなどは議会図書室と県の情報公開室、本会議場の傍聴席にバインダーに閉じて閲覧できるようにしている。

○議員個人の賛否の公開について

- ・ 平成 20 年 5 月から実施している。基本的には起立採決であり、目視で確認して公表する形をとっている。県民からは、理解しやすくてよいという反応がある。

○議会だよりについて

- ・ 地元の新聞を取る方の折り込み記事である。あとは公共機関においている。定例議会だ

よりは年に6回発行している。

- ・平成21年から制度を変え、議長が広報アドバイザー制度を提唱した。外部に広報誌（日本広報協会）を呼んで広報誌のリニューアルを図っている。内容としては、文字の統一や風景画等の雑誌らしくすることで見やすくしている。

○諮問会議について

- ・諮問会議は年に5回ほど開いている。江藤先生、廣瀬先生、岩名元議長など5名がメンバーになっている。

○議会の研修会について

- ・平成22年3月の政権交代にて地域主権について内閣府の望月氏を呼んで話を聞いたり、廣瀬先生から国の動向の話を得ている。研修会としては、4年に一回改選したときに新しい議員と研修会を行っている。また、定期的に毎年1～2回は研修会を行っている。

○インターネット配信について

- ・メディア配信としては地元テレビにて一般・代表質問を放送している。インターネット配信については、本会議委員会（常任委員会、特別委員会、予算・決算常任委員会）である。議会運営委員会についてはまだ配信していないが、ほとんどの委員会本会議はライブ配信、録画配信を行っている。
- ・本県は広報関係にかかる費用を多く取っている。例を挙げると、テレビ・インターネット・議会だよりの全戸配布である。開かれた議会を目指している。
- ・テレビは、本会議と予算決算常任会等の知事がでている総括質疑の部分の放映がほとんどで、残りはインターネットを利用した配信という形である。
- ・県民からは、放映を見て実際に問い合わせをいただくケースがある。会議資料も30分前までにHPで配布をしているので、わかりやすい放送を目指している。会議録は委員会だと2～3カ月ほどかかる。
- ・一方でHPの充実については、2～3年前にリニューアルをしてコンテンツを変えわかりやすい情報にする取り組みをしている。

○議会懇談会について

- ・模索している状況である。懇談会というより出前県議会という形で一般の方を公募、推薦して行っている。
- ・諮問会議から提言を得て、県議会出前講座を行った。小学校に公聴広報会議の委員が行き説明したりしていたのを、学校だけでなく一般の方に向けて行うものに変更した。具体例では、女性を対象に第1回、第2回目はNPO団体を対象に出前講座を行った。

○出前県議会の評価について

- ・ 女性の活動家 20 数名と女性議員の方とで意見交換をした。県議会は定数が 51 で女性が 2 人なので、女性の意思決定への参画について話し合いが行われた。内容としては女性議員の増加案や男女共同参画社会についての意見を頂いた。
- ・ 2 回目は NPO との意見交換を行ったが、内容としては NPO の支援や資金確保等の意見交換を行った。
- ・ 岩手県議会や長野県議会のような懇談会は行われていないが、これを視察して来年度の懇談会開催の在り方を変えようとしている。

○議員の兼業・専業について

- ・ 調査を正確には行っていないが、都道府県議員は専業が多く見受けられる。

○政務調査費について

- ・ 政務調査費は、1 円から領収書を添付するルールを設けている。
- ・ 政務調査費を使用しづらいという声をよく聞く。領収書を付けると公開しなくてはならないので、全額返還する方がいるくらいである。
- ・ 現在 29 万 7,000 円だが、平成 23 年春から 33 万円に戻る。内訳としては、議員分は 18 万円、会派分が 15 万の 33 万円というのが条例本則である。今の任期では全体の 1 割をカットするという形を取っていて、会派分から引いている。よって議員分は 18 万円と会派分の 11 万 7,000 円である。
- ・ 本県の場合は政務調査に使用する場合は調査雑費と読みかえて使用することができる。よって出張 1 日あたり、定額の 3,000 円が支給される。それを政務調査にかかる出張を調査雑費という名目に置き換える。そうすることで 1 円以上の領収書の添付を 1 日あたり 3,000 円まで付けているので、他の県より使いやすくなっていると思う。
- ・ 使用用途の公開は、議会図書室ですべて公開している。ただし、定額雑費の 3,000 円を除く開示である。
- ・ 公務雑費と調査雑費の連動する議論の中、1 日 3,000 円というのが領収書を添付せずに提出できるようになった結果より、さらなる透明度の向上のために改革を進めていかななくてはならない。

○新たな議会改革について

- ・ 費用弁償について、旅費関係の公務雑費の問題を検討している。
- ・ 議員報酬の件を知事部局にある報酬審議会で制定していたが、議会は議会の附属機関を作成しそこで報酬を検討するという形を取る案を議論している。
- ・ 平成 22 年 10 月に日本経済新聞社がアンケートを取った議会改革度を基に、本議会が行っ

ていない内容への取り組みを検討している。

○議員数について

- ・ 全国都道府県議長会の調査によって議員数に対して職員数は何人であるというデータがある。それに照らし合わせると、本議会では平均より少し少ないくらいである。そのデータでは、議員数よりも職員の方が多いう東京都が1位であるが、本議会では、議員数が51人で職員は37、8人なので60%程度を占める。この数字は都道府県議会の中では少し少ない程度である。
- ・ 今後、外部の専門機関、附属機関を活用していくことや、検証会や常任委員会で参考人を招いたり、職員にはない専門的な部分を外部で補っている。
- ・ 外部の人に任期付き等の方法で採用したい気持ちはある。しかし、議会として人事権を採用すると、定数上事務局職員の人数が少なくされてしまう可能性があるのが難しい。
- ・ 議長のマニフェストの中で外部の優秀な大学院生を招いて意見をもらっている。このような試みは平成21年よりはじめている。
- ・ 霞が関のインターンシッププログラムを参考にして、大学院生の実習生制度を取り入れている。

○議員提案政策条例について

- ・ 立法作業は法務担当が行っている。改正案も含めて対応している。
- ・ 各会派の中に委員会のような条例検証検討会というものがあり、その運営と条例案や改正案のサポートをしている。

○議員条例の過程で執行部との打ち合わせについて

- ・ 条例検証検討会、基本条例検討会、食の安全検討会のように議員だけの検討会が開かれるのでそれを事務局としてサポートしている。
- ・ ある程度、条例の素案が固まると、執行機関に公開の場で関係部長を呼んで運用上の問題がないかというのを相談できる場を設けている。1回の時も3回の時も回数は時と場合に応じて変化する。
- ・ 相談のタイミングとしては条例によってまちまちであり、最初に執行機関の現状を聞くために運用相談を受け、案を提出する。そのあとに問題がなければパブリックコメントを反映して検討したり条例を作成したりするといった流れである。必ず、執行機関との打ち合わせの場を設けている。

○議会事務局について

- ・ 38名の事務局員うち法務課は14名になる。平成18年に組織改正して設置した。

- ・ 定数外で法務担当が衆議院に実習にいらっている。組織の内容としては局長、議長、総務課、議事課、企画法務課が存在する。後は、非常勤嘱託員、業務補助職員が配置されている。よって正規職員は派遣社員を含め 38 人、トータル人数では 53 人になる。
- ・ 議会基本条例をつくるための検討会の際に企画法務課を作成した。人数も 2 名増やして対応した。公聴関係で議事においてあった部門を反映した。法務の部分の仕事をするための組織である。当初は 35 名が定数であったが、2 名増やして 37 名とすることで議会改革を進めている。
- ・ 法務については、衆議院法制局に 2 年間勉強して戻ってきた議員が担当している。現在は 2 名である。前からいた法務官の 3 名が具体的に議員提出条例の立案などの業務を行っている。

○本議会の先進性について

- ・ 本議会の先進性は、県民の中でも、知る人ぞ知るといっている。残念ではあるが、理解度が低いのが現状である。議会からの PR 不足が課題として活動していきたい。
- ・ 住民にとって市町村議会は身近にあるし、国会議員はテレビにでているので身近に感じるとは思うが、中間にある県議会は見えにくいという意見はある。
- ・ 議案に対してなど、執行機関との交流・意見交換はない。委員会の担当書記として議事を進めていく上で必要な議案の中身を尋ねる形を取る時はあるが、意見公開というよりは打ち合わせ的な形になる。
- ・ 視察が多く、年間 50 件ほど対応している。今年度も 50 件ほどくる。主に議員が来る。対応は事務局が対応している。議長が空いていれば対応している。

○全国自治体シンポジウムについて

- ・ 岩名元議長の時に四日市で実施した。議長 1 人に対して 1 回やるといった形をとって今年度は 8 月に行ったが時期的には 3 月から 4 月が多い。県議会主催で行っている。今年度は橋本知事に来ていただき大阪市で開催した。東京で行ったこともある。
- ・ 参加者はオープンで集めている。内訳としては議員が 9 割であるが、一般の方や研究者の方が 1 割程度参加している。岩名元議長が交流・連携を目的に始めた。
- ・ 他県とやるにあたって共催という形も取りたいが予算や制度上の都合で厳しい。

○他議会との交流について

- ・ 平成 20 年に行った。内容は地域医療についての議論であった。しかし、要望や陳情等が多く、地域医療についての的外れた議論が多かったためこの形で閉会した。
- ・ 諮問会議から市議会と県議会は連携する必要があるといわれ、平成 22 年 9 月に施行的に行うという形を再度取り始めた。それでは、事前アンケートを取ったり、諮問会議の先

生と事務局が各県内を回って意見交換を行っていたので、要望や陳情が少なくなり有意義な交流会を開くことができた。

- ・ 関西広域連合に本県は入らない。奈良県も入らないため、地理的にも厳しい。今は様子見である。
- ・ 道州制については、平成 18 年から平成 19 年にかけて検討会にて取り上げている。具体的に方向を決めている訳ではないが、道州制と地方財政制度の報告を知事に行った実績がある。しかし、今現在検討は行っていない。

○その他

- ・ 県議会を先導している自負は、議会基本条例の前から、議会が変わらなくてはいけないという思いはあった。議会基本条例ができた平成 18 年より、約 10 年前から議会の在り方を変える動きがあった。
- ・ 現在、注目している議会はない。しかし、費用弁償についての議論は神奈川県議会を参考にしている。
- ・ 他自治体から本議会が参考になると意見が多いが、参考になる程度のものではない。大分県議会との意見で定額 3,000 円が付いていれば使用しやすいとの感想をいただいた。それは議員にとってはよいと思うが、県民にとってはよいものかは疑問である。

(2010 年 11 月 29 日実施)

M 県議会のヒアリング調査概要

- 概要 : 日本の南西部に位置する都道府県である。議会の構成は、自民党が 16 名であり最も多い。次いで社民党・護憲が 8 名であり、共産党が 5 名、そして公明党が 5 名となっている。議会基本条例は制定していない。

○議会改革について

- ・ 議会改革としては、インターネット中継、HP の充実や一問一答方式の提案、政務調査費の厳密化、費用弁償の実費化等を進めているところである。
- ・ インターネット中継、HP の充実については他都道府県を参考に始めた。インターネットのライブ中継は、本会議のみである。インターネット中継や HP に対しては積極的だが、議会日より（紙媒体）は発行していない。
- ・ 傍聴は委員会も可能であるが、議長の許可を必要とする。
- ・ 費用弁償についての原則実費は昨年に決まった。何度か小委員会を経て検討し、各県より率先して行動したと感じている。この契機となったのは熱心な県民の声からであった。

費用弁償についての効果は、金額的にかなり圧縮されたことである。3分の1になっている。

○議会基本条例について

- ・ さまざまな会派の代表者が集まるような場で2回ほど議題としてあがっている。まだ大きな動きにはなっていない。

○政務調査費について

- ・ 基本的には、議員は政務調査費より上回った活動をすることから使い切っていると思われる。一部返還するケースもある。
- ・ 領収書のチェックについては、他都道府県のように監査請求等目立ったことは行われていない。マスコミが政務調査費、収支報告書を調査にくることはあるが、オンブズマンが行動するということはない。

○議員報酬について

- ・ 適正であると考えている。報酬ではなく期末手当の支給率を今年も下げている。報酬については本県の場合は下から数えたほうが早い。他に比較しても高いとは言えない。

○議長の任期について

- ・ 自民党会派の時は2年だったが、現在は4年に戻った。自民党が続けば2年継続だったかもしれない。

○議案に対する賛否の公開について

- ・ 起立採決などのカウント方法等はあるが、特に記録として残していない。
- ・ 県民からの議員個人の賛否の問い合わせがあったことはない。

○議員提案政策条例について

- ・ 議員提案政策条例は「飲酒運転根絶条例」が平成21年9月に制定されている。制定の背景には、本県では飲酒運転が多く問題になっているというものがある。
- ・ 条例案の詳細については、全会派からの賛同を得た上で小委員会を設置し検討された。小委員会は計8回実施され、文化関係部長、県警の交通部長、そして本県から県の取り組み等についての説明を受けた。他に飲酒運転事故の加害者や被害者等からも参考人としての意見を聞いている。
- ・ 立法作業に関わった事務局は、政務調査課である。政務調査課は、条例のたたき台を作成し、議員と相談しながら知事部局の法規担当との調整を行った。条例の先行例は特に

なく、独自に検討し制定した。

- ・ この条例が知事部局から提案がなされなかった理由としては、道路交通法との関係で規制が既にある中で、さらに条例で規制は難しいという話があったためである。
- ・ 現在は、新たに癌予防条例を検討している。最近は、政策的な条例案について、議長、議員ともども積極的である。事務局は、議員に対し情報提供を主に行っている。今後より活発的にしていく。

○議会事務局について

- ・ 人数は 41 名である。他都道府県と比べたら多いほうであり臨機応変に対応できている。政務調査課が創設されたのは、平成 17 年である。
- ・ 今後、法規担当を含む 2 名の人員の増加を図る予定である。法規担当職員は、自治研修所で法規担当の研修会等に参加し、専門性を身につけている。
- ・ 知事部局の法政担当は 3 年のローテーションである。スキルの伝承等人事交流等は、現在は途切れているのが実情であり、充実化が課題となっている。

○知事部局と議会との関係について

- ・ 議員は、保守・革新で半々である。しかし知事との関係で空転等はない。太田知事の時代には、議論の上で議会が空転したことはあった。
- ・ 議員提案の条例については、知事側も条例によって好ましいものもあると感じている。例えば癌予防条例であれば予算も絡むのでどうかという意見もある。検討した結果、条例は要らないということや、現在行っている知事の政策で足りるのではないか、条例化したら問題がでるという懸念も条例によっては有り得る。
- ・ その中で「飲酒運転根絶条例」については、知事部局はどちらかというと消極的だったと聞いている。

○議員について

- ・ 3 分の 1 近くが、選挙毎に入れ替わっており、1 期と 2 期の当選の議員が多い。議員定数は 48 人で、今後変更する予定はない。議員は、専門が多いと思うが、統計はとっていないので、正確な数字は不明である。現在野党が若干多い。
- ・ 知事が嫌がっても、野党優勢で条例が通る可能性はあるが、本県の場合は全会一致で政策条例を進めている。意見の一致に努力している。
- ・ 本県における与党は自民党であり、民主党は非常に少数な状況にある。基本的に自民党系が多数である。自民党、公明が与党の関係で、中央とは逆の関係となっている。民主党は 3 名であり、野党は社民・護憲ネット、共産、社会大衆党である。
- ・ 民主党政権になってからの初めての選挙は、平成 23 年 9 月に予定されている。

○他議会との連携について

- ・ 連携等は基本的でない。案件によっては市町村に問い合わせることはある。また、個別の意見書の関係での調整、意見交換、情報交換はあるが、政治的、事務的な繋がりはない。
- ・ 飲酒運転根絶条例は、県全域にかけるが、各市町村が調整することはなかった。
- ・ 市町村は市町村で独立してルールがある。よって市町村への義務付けはできない。協力要請はあるかも知れないが、条例で市町村を縛ることはできない。市町村側の反応はわからない。

○道州制について

- ・ 道州制についてはイメージがわからない。県が一つでやっていこうという意見は聞く。道州制についての中央に対する要望等は具体的に聞いたことがない。
- ・ 出先機関については、県はそもそも一つなので九州には入らないと聞いている。そのため、道州制に移行すれば、プレゼンスは拡大すると考えている。

○視察について

- ・ 議員は、基地関係でグアム、サイパンに視察に行っている。国内だと施設を見に行く等の個別の視察を行っている。他県の議会を視察した例はないようだ。
- ・ 議会運営委員会で委員会として視察に行き、運営状況の聞き取りや調査を行うことはある。具体例を挙げると静岡基地、米軍基地を見に行き行って政務調査費で落とした例はある。台湾に行った例もある。全て基地関係の視察である。

○その他

- ・ 最近、議員から事務局に対し資料請求が盛んである。これにより事務局の負担が増える傾向にある。仕事量はケースによってまちまちである。案件によっては、中央官庁に調べないといけないものもある。時期によってはきついこともあるが、負担問題は今のところない。
- ・ 市町村議会議員を経験した議員、それ相応の流れで地域のことに関する質問が多い傾向にある。市町村議員は、地域の身近な道路や県道・市町村道等の地域に密着したような質問が多い。県議員の場合は基地問題や県の経済、雇用問題や観光等の大きな視点での質問が多いと思う。それぞれに担う役割がある。
- ・ 県内にシンクタンクはない。議会が調査を実施する場合は、全国都道府県議長会にシンクタンクがあるが、そこから紹介してもらうことは可能である。例えば、UFJ 総研、三菱総研等に委託するようなこともない。事例的には可能だが予算的にきつい。
- ・ 基本的に県独自に政策は作られている。執行部については民間シンクタンクを使う場合

はある。例えば基地についての経済効果調査等に使用する。この場合は、県内のシンクタンクに限らず利用している。

(2010年12月13日実施)

N県議会のヒアリング調査概要

■概要：九州西部にある県である。議会の構成は自民党が23名と最も多く、次いで改革が21名となっている。公明党は3名である。議会基本条例は制定されていない。

○議会改革について

- ・ 組織体自体が異なるため、組織の割り振りの部分になるかと思う。三重県のように政策法務官のような上の人が独立的に政策条例等の業務を行う組織であればやり方は変わるのではないかと思う。
- ・ その観点で場を最初につくるのか、議員の声が上がったら動くのかのどちらかだと思う。また、器を決めてしまってやることを消化していくやりかたもある。それは各自治体、議会の判断であると思う。
- ・ 今のところ、議員から何かしらの制度を設けてほしいといった声はでていない。事務局から場を提供するという提案をすれば喜ぶかもしれない。
- ・ 中小企業の振興基本条例に対して、前知事の時に一般質問で、執行部で作成したらどうかという議論があったが、議員提案でやるという結論になった。それを受けて議員から動くという流れにはなっていない。
- ・ 制度の中身に入っていく流れになると、議員の勉強量の少なさもあり、わかりにくいのではないかと分析している。
- ・ 一般的な議員提案政策条例にて多いのは、理念条例、プログラム条例に近いのではないか。施策や事業を実施するための指針を作る。その中で検討会議や協議会を作るといった条例事項を設けたり、歯科保健の時は今ある歯の計画を法令上の計画にするために計画を、法規上一致付ける作業をする。そして、後はお金の処置をしっかり行う。単純な予算処置であればすぐにやめられるが、条例上・法規上やる場合はやり続けたいといけないものになる。そのため基本法や基本条例になると理念に近い部分になる。

○議員の専業・兼業について

- ・ 調べていないのでわからないが、半数が専業だと思う。役職を持っている議員がいるので、その業務との兼ね合いで完全な専業化というのは難しいのではないか。
- ・ 県議は他の市町村に比べたら議員活動や本会議が多いので専業が多いのではないかと

思っている。

○議員個人の賛否の公開について

- ・ 傍聴していないとわからない。記録としても残していない。政党としてわかることができるが、賛否が割れる場合があるので結果はイコールではない。なお、議案が通るか通らないかが目的であると考える。

○議員提案政策条例について

- ・ 議員提案政策条例は、「がん対策推進条例」がある。自民党の女性4人の県議から条例検討の提案があり、会派を超えてがん対策の議員提案条例を提案したのが発端である。島根県、高知県、新潟県の案を参考にして、議員が案をまとめて提案した。この「がん対策推進条例」は、制定後に議員による広報活動が行われている。
- ・ また「歯と口腔の健康づくり条例」は平成21年に制定した。自民党の3議員を中心として県歯科医と協力して1年数か月をかけて検討したものである。自民党議員については厚生労働部に所属しており、医師会の方と条例に関わる前から積極的に動いていた。参考にしたのは新潟と北海道の条例である。この「歯と口腔の健康づくり条例」は、医師会や県主催で大会を開催している。それは知事や副知事なども参加するもので、歯と口腔の健康づくりに寄与する働きを行っている。

○政策条例における県独自性について

- ・ 条例における独自の文言は直接的にはない。個別で書き下している文はあると思う。
- ・ 本県では白血病の患者が多いために骨髄移植の促進のためのという下り例があるが、基本的には他の県も類似している。

○条例制定まで執行部の関係について

- ・ 執行部でも好意的に受け取ってもらっている。予算要求するときも背景になるものになった。議員提案政策条例により発生した政策をやっていくといったときに財政当局との話合いの中でのよい大きな材料となったと思う。
- ・ 基本的には、補助金の規定や対策会議の時は、県内のがん患者のデータが必要になるが、政策上の施策であれば予算措置で十分やれるということで、進められた。
- ・ 「がん対策推進条例」は超党派で行ったので全議員の賛成による可決に至った。しかし「歯と口腔の健康づくり条例」に関しては付加物に対する認識が学校と折り合いがつかなかった。具体的には、付加物を劇薬と定義する学校の認識と、医療行為を学校ですべきではないという意見や学校側の実施余裕がないといった意見があった。
- ・ また、同条例は6歳未満には付加物の使用はWH法に使用してはならないとのことで反

対意見があった。結局、フッ素を水道水に添加するというような具体的な前提条件がないにもかかわらず6歳未満に使用するというのはおかしいといった意見や学校側が忙しいというのと子どもの歯の健康を守るというのは別問題である意見がでて可決に至った。

- ・ 条例を提案する際、他県のように条例のために検討する会議はない。他県では、検討会議などを設けているところもあるだろうが、本県は異なる。「がん対策推進条例」は、会議の場を設けて補助をした。また、「歯と口腔の健康づくり条例」については自民党の会議や歯科医師会の会議に参加して趣旨説明し内容をフォローすることでサポートした。

○事務局のサポートについて

- ・ 基本的には条例そのもののサポート範囲にもよるが、通常の資料収集の場合は条例に限らず議員活動においても調査研究のための資料収集はよく行われているので、その一環で資料を集めて提供している。
- ・ 条例を提案する際は、条文を書く部分をサポートしている。

○それ以外の議員提案政策条例について

- ・ 政策条例というくくりに入るか不明だが、議会の知事部局の計画案件を議案にするという条例を、政策条例に入れるか入れないかの議論を含めると、平成15年に1件制定している。この内容は、議会運営委員会の中で議会改革の一環で、広報をどうするか、委員会活動をどうするかという動きの中の1項目で検討して、執行部が作る計画を無条件に執行部にさせるのではなく、議会としてチェック機能をつけるために、議案として議決を求めるための条例を策定したものである。
- ・ 本文としては全3条しかないが、大まかな概要としては各分野の県の方向指針となる教育振興基本計画などにみられるような大きな計画については議決をするといった内容である。
- ・ このような例を政策条例に含めるとしたら3本あった。完全な政策的で執行部の業務に影響を及ぼすようなものは2本である。

○議員提案政策条例と市町村の役割について

- ・ 法律のように大きな上段があり、地方自治体にとという部分があれば県、市町村と一触短に影響が異なるが、県の条例になると地方分権地域主権の流れの中で、市町村に対してどのように縛りをかけられるか。実際は厳しい。
- ・ 県の事務においては、条例はできるが市町に対して縛りをかけないという流れになっている。
- ・ 県は大きな組織体なので、健康診断みたいな地域住民の口腔健診になってくると母子健康法などのように市町の義務になる。そのため、関係する機関には協力を得ている。県

だけが旗を振ってもだめな場合もあるため、市町村の役割というものを策定してクッションをもたせることで確立した。

○都道府県議会議員と市町村議会議員の役割について

- ・ 市町村議会の議員は各市町村がよければいいという考えである。県議は全県下をとらえボトムアップで底上げしていく必要がある。そういった意味では県の議員の存在が遠いといったらそうでもない。
- ・ 県議は、地元周りもするし、政策研究のために意見聴取も行うし、事務所に人を呼んで意見交換を行うこともあるので遠い存在ではないと思う。
- ・ ミニマムな部分で温度差が生じている。市としては地域密着型、県は県全体の考え方、国会議員は外向きの国防、外交などを考える役割があるので、地域住民に近いや遠い等の問題ではなく、議員がいかに吸い上げられるという部分での所での論点ではあると思う。

○議会事務局について

- ・ 現行の体制でお手伝いできる範囲で対応しようとしている。
- ・ もしも仮に委員会体のように会議体系で条例検討会議なり政策検討会議のような会議体が立ち上がればそのためのスタッフは確保しなくてはならない。
- ・ 事務局としての法制担当は存在しない。政策的なものは政務調査課が行っている。政務調査課は課長まで含めて7人ほどいる。
- ・ 議員の方は現在 45 名だが、それに対して事務局の人数は、仕事量が多いので、比例しているとは言いがたい。
- ・ 事務局に法制担当などを増やすなどの必要性を感じているが、人事担当がどう考えているか次第なのでなんとも言えない。全体的な方針として人を減らす方針であるので増やす方向というのは厳しい。
- ・ 事務局職員の異動というのは3年間くらいである。
- ・ 外部からの人材の採用は、今もないし、今後もないと思われる。それは人事担当が決めることなので、不明ではあるがおそらくないと思われる。
- ・ 事務局の正規職員は 29 人であり、最近の変動はない。以前に人数が減ったことはあるが平成 20 年以降は同じ 29 人体制でやっている。

○議会事務局の政策立案機能について

- ・ 参議院法制局へ職員を派遣している。
- ・ 平成 15 年に議会改革をした時に、議員の立案機能の弱さが目立った。そこで、当時の事務部門が動き、職員の一人が参議院の法制局にお世話になることになった。

- ・ 事務局として全国の政策条例の動向とか、フォローしながら提案していくことはしていない。年一回議員提案政策条例の調査をしている部隊がいて、その情報をバックはしている。今年からは議会基本条例の項目などの特集をフォローはしている。

○県のオンブズマンの活動について

- ・ 詳しく把握はしていない。しかし、閲覧にきている人数は平成 21 年より増えていると思う。それは全国的に新聞等で取り上げられているということから、報道関係の方の関心が高まったと言えると思う。
- ・ 収支の使用用途については誰でも閲覧できるようにはなっている。規定上決めている。個人情報等のマスキングについては守っているが、それ以外の部分の収支関係については公開している。

○道州制について

- ・ 九州の中でも温度差がある。道州制となると、飲み込まれてしまうという恐れのある県がある。
- ・ 10 月 18 日に九州広域行政機構という新たな枠組みを設けて立法化に向けた要望を行っている。各県の知事が功労局や建設局の議長を務めて、議会の広域連合とは別の行政機構を作っていく方針で進んでいる。
- ・ 関西広域連合との違いは、広域連合は規約の改正の場合、法律上のルールで各県議会の議決が必要である。知事会が設けている広域行政機構は独立の行政体を考えている。
- ・ 県議会の方では、福岡県や熊本県は道州制に関しての特別委員会を開いて議論を行っている。鹿児島県は議員連盟を設けて勉強をしている。本県に至ってはそこまでの段階にいたってない。
- ・ 九州県議会議長会がある。その下に、九州沖縄未来創造会議という会議体がありそこで、道州制を議論するべきではないという前提のもと、市町村合併の効果の検討を検証している。これは 4 回ほど開催している。ここでも九州広域行政機構に関しても議会の場で検討していく必要があると議論がでていっているところであるが、具体的な動きはまだでない。立法府と議会部局の両輪で行うことは決まっているが、議会の選出方法やメンバー構成などは決まっていない。モデル案としては、知事会がアピールしていく方針でいくことが決まっている。
- ・ 選挙後に道州制を含めた広域化の話題は提案していく必要はある認識はある。そうしなければ他の県議会と会話する上でのバックボーンがなく、議会としての議論したものがないので、対等に話をする場を設ける必要があると思う。

○三重県などの取り組みについて

- ・ 先進的であるイメージがある。議会基本条例ができたからどうなのということに関心がある。議員の出前県議会のように次につなげられればよいと思う。現在は中身云々ではなく、議会基本条例を作っているかどうか判断の材料となっているのに疑問を感じる。一番大切なのはつくったあとの取り組みが問われるべきなのではないか。

○その他

- ・ 国会の場合は議員から声上がるが、県議会の場合は条例がなくてもいいのではないかと動く動きもある。
- ・ 県については縦割りがなく自由に動けるイメージがある。なので、県をよくしていこうという確立された目標の下、動けるイメージがある。
- ・ 傍聴人の推移は、誓願や陳情の場合は多い傾向にある。
- ・ 議会のライブ中継は、委員会は実施していない。本会議のみである。
- ・ 政務調査費は、視察などを含めた調査研究費という位置づけである。
- ・ 費用弁償は、基本的にはすべて実費負担である。1日あたり5,000円などの利用金額指定がある。公共交通機関を使用する旅費と自家用車の利用の際の距離あたりの利用費である。

(2010年12月14日実施)

○市議会のヒアリング調査概要

- 概要 : 県の南部に位置する市である。議会の構成は、21政会が5名と最も多く、公明党、新政会、想政クラブ、清風会がそれぞれ2名となっている。また一人会派も5会派ある。議会基本条例は制定している。

○議会改革について

- ・ 議会改革が必要という認識である。執行部の行政改革とともに議会改革も極めて重要である。今日では、地方自治法の本旨に基づいて、議会の独自性を発揮しようと「議会基本条例」を制定する地方議会が増えている。そこで、本市においても、議会基本条例を制定し、市民に開かれた議会をめざすことになった。
- ・ 今回制定した議会基本条例の特徴は、市民と議会の関係として、全議案の各議員の賛否など議会活動の情報公開を謳い、本会議と委員会のインターネット配信も基本としている。さらに、参考人制度や公聴会制度の活用、議会傍聴者に関係資料を配布し、議会として「議会報告会」を開催することも明記している。

- ・そして、行政と議会の関係としては、本会議の質疑を「一問一答」方式にして、議員の質問に対し、市長らに「反問権」を与えた。また討議を拡大し、議員相互間の討議を尊重している。さらには、「政策検討会」を実施し、政策提言に努めることも明記している。この議会基本条例が評価されて、早稲田大学マニフェスト研究所が実施した「議会改革度調査 2010」の総合ランキングで第6位に入ることができた。
- ・議会改革の一つとして、議員定数の見直しや、政務調査費の使用の見直しなど、さまざまな観点から、今までの議会のあり方を再確認している。
- ・平成22年9月定例会より、従来の本会議に加えて委員会（常任委員会・特別委員会・議会運営委員会）についても、インターネット中継を開始している。傍聴に来ることができない市民でも、議会開催日にはライブ中継（生中継）で会議の様子を見ることができ、約3日後には録画放送も見ることができる。

○議会基本条例について

- ・議会基本条例に基づき、市民に開かれた議会であるために市政の諸課題についての説明責任を果たすとともに、市民との意見交換を行うことで議会の運営改善と政策立案に活かすことを目的として、議会報告会は年2回以上中学校区を一単位として開催している。
- ・議会基本条例は、市政と住民自治の進展にふさわしい、議会及び議員の活動の活性化と充実のために、情報公開による透明性や公平・公正の確保、政策活動等への多様な市民参加、議員間の活発な討議の展開、市長等執行機関との緊張感の保持、議員の資質の向上、議会活動を支える体制の整備等について議会運営の基本事項を定めることにより、住民が主人公として安心して暮らせるまちづくりの推進をはかることを目的に制定されている。
- ・今回、この議会基本条例をはじめ、さまざまな取り組みにより、早稲田大学のランキングで上位に入ることができたが、今後も、ひきつづき、上位を目指して、議会改革に取り組む予定である。

○議会事務局について

- ・議会事務局については、現在、進められている地方自治法り変更を待ってから、本格的に進めていきたいと考えている。
- ・今後は、議会事務局の強化をはかっていきたい意向はあるが、議会事務局だけでは決められないことである。執行部と相談しながら、検討していきたい。なお、議会事務局の職員数は、現在で適正と考えている。

○その他

- ・議員が政策条例を提案していくは、今後求められてくると思われる。また、そのために

は議会事務局を強化しなくてはならないと考えている。

- ・ 議会改革の効果を把握するために、市民を対象にアンケート調査を実施している。さまざまな意見や要望を得たので、今後、議会の運営に反映させていく予定である。
- ・ 本市では「子ども議会」を実施している。各中学校の代表が議員として参加し、市長はじめ、市の課長級職員に対し、質問を投げかけた。同議会では、本市の未来は、こうあってほしい。そのためにこうしてほしい。今、地域で関心のあること、または出来事。市役所の仕事の中で聞きたいこと、関心のあること、などを議論の対象としている。なお、実施主体は執行部になる。

(2011年1月24日実施)

P市議会のヒアリング調査概要

- 概要 : 県東部に位置する、県内第二の人口を擁する市である。議会の構成は、グローバルが9名と最も多い。次いでフロンティアが6名となっている。新世紀クラブなどが5名となっている。議会基本条例は制定されている。

○議会改革について

- ・ 地方分権により、地方自治体の役割は拡大しており、同じく、議会の担うべき役割や責任もこれまで以上に重要になってきていると認識している。
- ・ そこで、議会・議員がその責務を果たしていくためには、二元代表制の趣旨を踏まえ、市長と相互の抑制と均衡、協調を図りながら、地方自治体の自立に対応できる議会及び議員自ら改革しなければならないと考えている。
- ・ 市議会では、市民に開かれた議会、市民参加を推進する議会を目指す必要があると考え、議会運営委員会において、議会改革・活性化に向けた取り組みを進めてきた。さらなる議会改革を進めるためには、議会の最高規範である議会基本条例を制定する必要があると考え、平成21年度よりこれまでの活性化への取り組みや、今後の議会運営のあり方について、協議を開始した。

○議会基本条例について

- ・ 平成22年4月に制定した。議会基本条例は、合議制の機関である議会の役割を明らかにするとともに、議会及び議員に関する基本的事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づく市民の負託にこたえる議会、市民と協働する議会を実現し、市民福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的に制定した。
- ・ 議会基本条例は、前文と全25条の条文からなり、議会の役割を明らかにするとともに、議会及び議員活動などの基本事項を定めている。市長と独立対等な立場のもと、市民参

加と市民への情報発信、説明責任を果たし、積極的な政策提言を行う仕組みを基軸にしている。

- ・ 議会基本条例は、これまでの地方自治法第 120 条に規定される会議規則に基づく画一的な議会運営を改め、特に、①市民参加と市民への情報発信、説明責任を果たす議会、②二元代表制のもと、首長と独立・対等の立場で責任を果たす議会、③積極的に政策提言する議会、という 3 つの基本理念のもと、「市民と協働し、真の地方自治の時代を先導する議会」を目指した内容となっている。
- ・ 議会基本条例による効果は、まだはじまったばかりであるため、具体的な成果はでていないが、一問一答制の導入により、質疑応答がわかりやすくなった。反問権の付与により緊張感が生まれ、議員も事前の調査等をするようになった、などがあげられる。

○議会事務局の人数について

- ・ 今のところ最低限の職員数は配置されていると思う。

○議員提案政策条例について

- ・ 現時点では、議員提案政策条例はない。しかし、今後は、提案の傾向が強まっていくと考えている。

○その他

- ・ 議場コンサートを実施している。市議会では、議会改革・活性化の一環として、より多くの市民に議場に来てもらうため、また議会を身近に感じてもらうため、さらに議会活動についての理解を深めてもらうため、平成 22 年第 1 回定例会初日に第 9 回議場コンサートを実施した。また、議員「趣味の作品展」も実施している。
- ・ 議会改革・活性化を進めるにあたり、市議会としての方針について、決定している。具体的な取り組みについては、方針に規定した「具体の改革項目」を 25 項目の活性化項目に分類、さらに短期・中期・長期課題として分類した上で検討を進めている。
- ・ 特に、議会の基本機能である、①公開機能（独自の市民参加をふまえた論点・争点の形成とその公開）、②提案機能（論点・争点の形成による行政評価・批判と自らの政策提案）。③決定機能（①と②をふまえた自治体としての政策意思の決定）が効率的・適正に機能するよう議会運営の活性化、ルール化を進めることが必要という認識である。
- ・ 執行機関の追認機関と揶揄されないよう、市民本位の立場から、最良の政策を決定することはもちろん、自ら政策提言や政策立案を積極的に行っていかなければならないと考える。

(2011 年 1 月 24 日実施)

17. ヒアリング調査概要からの知見

ここで、ヒアリング調査の結果をまとめると、大きく5点にわけられる。

第1に、議員が発案する政策条例は近年増加傾向にあり、それら議員からの提案・相談に応えるため議会事務局職員の数も増加傾向にある。しかし、議会事務局の職員定数を増やすことは財政的に困難なため、議会事務局の中で政務調査課や調査法制課、企画法務課等の法務に専門の課を設けることで組織改正されるケースが多い。これは、議員が発案する政策条例の立案等をサポートするための措置であり、執行部で法務に携わっていた職員が就くことがほとんどである。

今後、外部の専門機関や附属機関を活用する（三重県議会）ことや、専門家を任期付きで雇用することを検討する議会（さいたま市議会）もある。また、議会事務局の政策立案機能の強化については、多くの議会がその方法に苦慮していることが挙げられる。職員を衆議院法制局へ派遣（三重県議会、長崎県議会）する等、法務に長けた職員の育成が始められている。

第2に、近年全国の地方議会でさまざまな議会改革が進められているが、議会基本条例が制定されている議会（三重県議会、京都府議会、神奈川県議会、川崎市議会、栗山町議会）は、比較的議会改革がスムーズに進んでいることが見受けられる。特に中でも費用弁償や政務調査費の議論については、どの議会でも活発に議論されている。

議会改革を検討する分科会や委員会、議会改革推進会議等を設置するケースも目立ち始めている（京都府議会、三重県議会）。また、外部の機関（大学教授や元議長）として議会改革諮問会議（三重県議会）を設置したり、専門家の先生を採用するサポーター制度を設置する議会（栗山町議会）もある。地方議会が執行部の追認機関になってしまっていることを出発点にさまざまな議会改革が行われている。

第3に、議員が提案した条例案に対し、議会と議会事務局、執行機関等の交流がある議会とそうでない議会がある。執行機関との意見交換の場を設けている議会では、現状を把握するために執行部との打合せの場を設けたり、議員が提案する条例に関する運用上の問題の有無を確認する場を積極的に設けている。

また、さいたま市議会では議員と執行部との調整役として調整官を設置している。調整官はリタイアした職員を再任用している。なお、平塚市議会では、執行部の法制課に長く勤務していた職員をリタイア後に議会で法制担当として再雇用している。このように、リタイア

した人材をいかに活用していくかも、議会を活性化するためには、重要な視点である。

第4に、住民に向けての議会報告会（栗山町議会）や出前県議会（三重県議会）が各地で開催され、議会と住民の距離が近くなるなどの信頼関係が構築されつつある。住民からの意見や質問を通して、議員の質も上がっている（栗山町議会）。また各地で多様な住民の意思や意見を反映しながら意思決定しようとする意図で、開かれた議会への取り組みが始まっている。そのような中で、住民意識が変わっていくような議会側の努力がなされているか否かが問われている。

議事録の公開で言えば、インターネットによる即時公表を重要視する議会（札幌市議会）もあれば、時間をかけ丹念なチェックを行った上で公開する議会（さいたま市議会）もある。改革への取り組みの主旨の浸透性にばらつきがある。先進的な議会は、住民意識や予算削減など、独自に検討を重ねてきたという経過と自負があるが、議会改革が進まない議会の場合は、形から入る面も見られ、意識的な遅れや戸惑いは否めない。

第5に、議会同士の連携についての対応が地域によって分かれていることが挙げられる。関西広域連合（滋賀県、大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県）に見られる広域連合議会や、県議会と市議会の交流（三重県）が見受けられ一方、多様な意見の場である議会の連携は取りづらく、議会は独立するべきだという対応をとる議会もある（川崎市議会）。

議会同士の連携の動きは見られるものの、依然として、それは弱い。ほとんどの議会において公式な連携がなく、議会内で完結している状態である。

V 地域の担い手としての都道府県議会の展望

以上記してきたように、本調査は、①Web 検索、新聞記事・各種文献等の調査、②都道府県議会と政令市議会を対象としたアンケート調査、③都道府県議会、政令市議会、市町議会の中でも特徴的な議会など 16 地方議会を対象としたヒアリング調査、および④有識者へのインタビュー調査、に基づいている。本章では、これらの分析を踏まえ、地域の担い手としての都道府県議会や政令市議会のあり方に対する今後の展望について述べたい。

1. 議員定数および報酬について

都道府県議会議員の定数および報酬を削減すべきとの考え方に対する住民の支持が高まっており一定の説得力を有する。首長など行政部局に対するチェック機能や政策立案能力に対する不満や、地方議会及び議員の活動内容や成果が住民にとって分かりづらい・見えづらいことなどがその要因と考えられる。

しかしながら、議員定数・報酬のあり方を単なるコスト面からのみ論ずることは必ずしも適切ではない。なぜならば、自治体の歳出に占める議会コストの割合はごくわずかであるからである(規模により異なるが、都道府県議会や政令市議会の場合は数%程度となっている。ただし、人件費等を含まない)。むしろ、議会活動をより活性化させるために必要な対応は何かという機能面から議員定数・報酬のあり方を考えるべきである。

機能面から議員定数を見た場合、定数が大きいことの問題点としては、審議・議論が形式的で手続き的になりがちで種々の慣例を変えていくための機動性が低下する傾向にあることである。じっくりとした議論(熟議)に基づきながらも機動的な意思決定を行うためには一定限度以上の規模は適切ではない。

一方、自治体エリア内の多様性に基づいて種々の地域利害やニーズを適切に議論に反映させるためには、一定規模以上の定数が必要であることも事実である(とくに広域的な自治体において)。したがって、議員定数の規模は、各自治体の特性を勘案しつつ、意思決定の効率性・熟議性と地域利害代表制の観点から決定するのが適切である。

報酬についても、ずさんな政務調査費の支出事例の発覚等を契機に、その削減を求める声が高まっているが、定数と同様に機能面からも検討することが必要である。たしかに財政事情等から報酬の増大は住民の理解が得られず困難である。一方、報酬の過度の削減は、議員活動の専門化を難しくするために、議員の担い手や供給源が特定の人たちに限定されるとと

もに兼業化・副業化されてしまい、濃度の高い議論も困難となるなど適切ではない。もちろん、市町村と都道府県では事情は異なるが、後者に焦点を当てている本調査においては当てはまると考えられる。

2. 議会報告会の充実について

住民による議会不信の最大の要因が、議会活動の分かりづらさ・見えづらさにあることから、その対処として考えられるのはいかに議会活動の可視化・「見える化」を図るかである。その観点から、「議会報告会」を充実させることを提案したい。

現在、各議員がそれぞれの後援者・支持者向けにその活動内容を伝える議員報告会は既に多く実施されているところである。しかしながら、議会そのものが主体となってその活動内容を住民に対して行う議会報告会はあまり実施されていない。近年、議会の最高規範としての議会基本条例を制定し、その中で議会報告会を謳う事例も増えているが、実際に実施している例は少ないのが現状である。

議会報告会については、本調査で実施したアンケート・インタビュー調査および有識者ヒアリングにおいてもその重要性・有意性を強調する声が強かった。また、その理由として、議会報告会の実施にあたってその前段階として議員間の討議が活発になる、その結果、議合力（議員力）が向上し住民福祉の増進を目指した政策が多く提案されるようになること、との指摘もあった。

議会報告会の実施にあたっては、議会で決定された結論を単に報告するだけでなく、結論に至るまでの審議過程までも報告することが大事である。このことで、議会での調整・決定という過程を住民が知ることになり、不透明感からくる議会への不信感も払拭される役割を果たすものと期待される。

3. 「議会マニフェスト」について

議会活動の可視化・「見える化」のもう一つの手段として、「議会マニフェスト」の提示を提案したい。議会マニフェストとは、議会が原則4年間という任期中に取り組むべき具体的な議会活動についての行程表を示すことである（議員が議長に立候補する際に提示する「議長マニフェスト」とは異なる）。このことで、住民は議会活動の全体的な改革改善状況について知ることができ、かつ、チェック（監視評価）することが可能となる。

議会マニフェストの策定にあたっては、議会内の会派・議員の多様な意見の反映と活発な

議論による合意形成がなされることが期待される。

4. 議会事務局の強化について

議会には、政策立案機能の向上と執行機関に対する監視機能の強化が求められているが、これらを実施するためにも、議会（議員）を補佐する議会事務局の強化は必須である。現状、議会事務局スタッフの多くが執行機関内の人事ローテーションに基づく配置であったり、条例などの法規および政策を立案し調査するために必要なスキルを持った人材を育成する余裕がなかったり、と課題は多い。

住民等の理解が得られるのならば、議会事務局が独自にスタッフを採用することが検討に値する。例えば、鳴門市議会は議会基本条例において、特別職の議会政策秘書（任期4年）を議会が独自採用できる規定を設けた。これに近い規定は三重県議会基本条例にもある。ここで採用する人材は、国会議員の政策担当秘書資格試験に合格した者や法科大学院を修了した者など、一定の政策能力のある人材として、議会が独自に採用していくことも一案である。

一方、厳しい財政状況等から常勤スタッフを増加することは容易ではない。そこで、外部の資源を有効的に活用することも検討すべきである。例えば、三重県議会の例（三重県議会基本条例で附属機関・調査機関の設置を規定し学識者を配置）、山梨県昭和町議会の例（山梨学院大学と協定を締結し大学の知を活用）、北海道栗山町議会の例（議会サポーター制度）、なども参考にすべきであろう。

また、将来的には、複数の他議会との連携・広域化（後述）のなかで事務局を共同設置し、スタッフの専門分化（法規担当、政策担当など）を図ることも検討すべきである。

5. 議会のチェック機関の設置について

昨今、議会活動を評価しランキング形式で提示する動きが活発化している（自治体議会改革フォーラムによる「議会改革白書」、早稲田大学マニフェスト研究所による「議会改革度調査」、日本経済新聞社産業地域研究所による議会改革評価ランキング、など）。こうした動きは議会改革を促す意味でも今後も活発化していくことが望まれる。

その場合、既存のランキングが主に実施している議会の「活動指標」のみならず、議会の「成果指標」にも着目していく実施する必要がある。ここでいう活動指標とは、資源（費用や労働時間など）を投入した結果、どのような活動を行ったのか、という議会（議員）が行った活動量をあらわす指標である。一方、成果指標とは、実際に行った活動の結果、市民がど

のような影響（効果）をどれだけ受けたかをあらわす指標である。今日では、活動指標による評価は少しずつ見られつつあるが、今後は、成果指標も含めて、議会（議員）活動を評価していく必要があるだろう。

また、各地域でオンブズマン等による議会へのチェック活動も活発化しているが、地域個別のオンブズマンによる個別議会へのチェックのみならず、全国横断的に議会をチェックしている機関の必要性も指摘しておきたい。

6. 広域化への対応について

市町村合併、政令指定都市の増加、県を越えた行政課題の増加などを背景に、現在の都道府県単位の見直しと広域化（道州制化）の必要性が高まっている。実際、執行機関のレベルでは既に連携の広域化が活発化している。

しかしながら、議会の連携・広域化に関しては、アンケート調査でもそうした事例はほとんど得られなかった。ヒアリング調査でも、議会の連携を検討した議会は少なくないが、結果的に積極的な連携を摸索する動きには至っていない。そこで、議会レベルにおいても連携・広域化に向けた取り組みが積極化されるべきであると考えます。

また、その場合、県議会と他県議会の連携・広域化といった「横断的」な取り組みのみならず、県議会とその中に位置する市町村議会との連携や、広域連合議会とその中に位置する県議会との連携といった「垂直的」な取り組みなど、多様な形態での実施を検討すべきである。

さらに、より根本的な検討課題として、広域化の一層の進展と将来的な道州制を見据えて、首長と議会という現行の二元代表制のあり方を含めて適切なガバナンス形態とは何かについての模索が必要な時期に来ていると思われる。実際、自治体の規模・特性と住民意思に基づく多様な代表形態を容認すべきとの主張、首長と議会の過剰な対立による弊害除去のための（現行憲法下で可能な）疑似的あるいは（憲法改正による）本格的な地方議院内閣制の提案、国一都道府県一市町村という画一的な三層構造から柔軟性のある構造への転換（例えば地域によっては二層や四層構造を可能とする）、など種々の提案がなされている。こうした現行の枠組みにとらわれない発想に基づく根本的な議論が今求められているのである。

地域主権時代の「担い手」のあり方
—都道府県議会等の役割に関する実態調査—

2011年3月発行
21世紀政策研究所

東京都千代田区大手町 1-3-2
経団連会館 19階 〒100-0004
TEL: 03-6741-0901
FAX: 03-6741-0902

ホームページ: <http://www.21ppi.org/>



21世紀政策研究所
The 21st Century Public Policy Institute